平成２５年１２月１２日（木）

（第１日目）

平成２５年第２２回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

平成２５年第２２回苓北町議会定例会は、平成２５年１２月１２日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次の通りである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
７番	錦戸　俊春	８番	山下　時義
９番	松野　重幸	１０番	錦戸　久幸
１１番	神﨑　公顕（副議長）	１２番	倉田　　明（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	山口仁人	主幹	原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	企画政策課長	岡田晴喜
教育課長	山崎秀典	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	商工観光課長	田尻幹雄
水道環境課長	大田勝彦	福祉保健課長	田尻伸治
健康増進室長	山崎敬一	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝

８．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から平成２５年第２２回苓北町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（倉田　明君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、３番、山本政人君、４番、大仁田藤男君を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（倉田　明君）　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの２日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１３日までの２日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（倉田　明君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

９月２１日、上天草市松島町で開催されました第４回関西天草交流会に出席しました。

９月３０日から１０月１日にかけて玉名郡玉東町で開催された熊本県町村議会議長会理事事務局長会議合同研修会に出席しました。

１０月７日、天草広域連合議会による人吉球磨広域行政組合の視察研修に出席しました。研修先は、人吉球磨クリーンプラザで、新しく整備されたごみ処理施設を視察・研修しました。

１０月２１日、熊本市自治会館で開催されました熊本県市町村総合事務組合会議に出席しました。平成２４年度歳入歳出決算の認定についてと他の議案が審議されました。

１０月２６日から２７日に、県立劇場において天皇皇后両陛下をお招きして開催された、全国豊かな海づくり大会式典行事並びに牛深で開催されました放流行事に参加しました。

１０月２８日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

１１月７日、天草広域連合議会定例会に出席しました。平成２５年度天草広域連合一

般会計補正予算（第４号）並びに平成２４年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてと他の議案が審議されました。

１１月１３日、東京ＮＨＫホールで開催された第５７回全国町村議長会大会に出席しました。

１１月２１日、天草地域の国道・県道の道路整備促進にかかる要望活動に田嶋建設経済常任委員長とともに出席し、県並びに県議会に対し、天草地域の国道・県道の整備について要望を行いました。引き続き、午後、県町村議会議長会主催の議会広報研修会に大仁田広報委員長他６名とともに出席しました。熊日ＮＩＥ専門委員、越路真一郎氏によります講演や議会広報紙のクリニックと称した評価等がありました。

１１月２４日、東京霞ヶ関会館で開催された第１８回関東ふるさと苓北会総会に議長、神﨑副議長、錦戸久幸議員、野﨑議員が出席しました。参加された約１６０名の皆さん方とともに、親交を深めてまいりました。

１１月２８日、県民体育祭天草大会事務局解散総会に大仁田総務常任委員長とともに出席しました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（倉田　明君）　日程第４、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君）　行政報告をさせていただきます。

去る、１１月２４日に東京都内霞ヶ関ビル「東海大学校友会館」において、関東ふるさと苓北会総会が開催され、苓北町から私及び倉田議長をはじめとして７名が出席をいたしました。

総会の出席者は約１６０名で、１部の総会に引き続き、２部の懇親会では、天草出身の天草二郎歌謡ショーや地元海産物・農産物が景品となった福引大会で大いに盛り上がり、ふるさとの話題に花が咲きました。

ふるさと会の会員も徐々に高齢化しておられまして、参加者も減少傾向にありますが、少しずつ若い会員も増えつつあるようでございます。本年度から関東れいほく会独自のホームページも立ち上げられ、情報発信がなされています。今後も、長崎・関西ふるさと会と併せて、知人・友人・親戚等をご紹介いただき、来年以降も大いに盛り上げていきたいと考えております。

次に、諸行事についてのご報告でございます。

今月１２月２７日は、役場の仕事納め式でございます。これが済みますと２８日から

１月５日まで年末年始休暇に入ります。また、２８日から３０日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして１月４日午前１０時３０分から志岐集会所において成人式が行われます。なお、今回の対象者は９４名となっております。

また、１月５日午前８時４０分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。議員皆様方におかれましては、是非ご出席のほどを申し上げます。

以上でご報告を終わります。

○議長（倉田　明君）　これで行政報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（倉田　明君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。通告１番、浜口雅英君。

○２番（浜口雅英君）　通告１番、２番議員、浜口雅英。質問の相手は町長と教育長です。質問方式は一問一答方式で質問いたします。

質問事項１番、振興計画について。基本計画の策定状況。

平成２１年３月、「ふるさと苓北未来プラン、安心していきいきと暮らせる私のふるさと・苓北町」として、基本構想、基本計画が策定されています。

基本構想は、第６次基本構想として、平成２１年度から平成３０年度までの１０年間の町づくりが、そして、基本計画は、第１１期基本計画として平成２１年度から平成２５年度までの５年間の町づくりの基本目標が掲げられております。

基本構想は、第１章苓北町の将来像として、１、町づくりのキーワード。２、将来像。３、基本目標。４、人口の見通し。第２章では、施策の大綱として、１、安心して住めるれいほく。２、いきいきと暮らせるれいほく、からなっております。

これらは町民アンケートやまちづくり会議、振興計画審議会等から町民の意見を取り入れて策定したということです。策定から５年が経過した今、基本構想の見直しは必要ないのかお尋ねします。

また、基本計画は、平成２６年度からの第１２期基本計画を策定しなければならない時期にきていますが、計画策定の進捗はどのようになっているのかお尋ねします。

更に、３年ごとの実施計画書の議員配付がないが、策定しているのかお尋ねします。

なお、この件につきましては、質問の最後に実施計画について触れましたが、１２月６日、１９時に議案の配付があり、それに同封されておりました。２５年度実施計画には、９月の第２０回定例会での補正予算（第４号）にかかわる事業も反映させているという注釈がついておりましたが、あくまでも計画書ですので、当初予算の成立後、早い

時期にお配りいただき、追加計画事業については、その都度お知らせいただきたいと考えます。町と議会が一緒になってまちづくりを進めていく重要な資料だというふうに思います。

質問事項２、平成２６年度予算。１番、予算編成方針について。

１２月に入り、平成２６年度の予算編成の時期だと思いますが、その方針はどのようなものでしょうか。

一次産業の農業の基盤となる農地の現状はどうでしょうか。そして、イノシシの被害が広まり、耕作放棄地になり、これが遊休農地になり、またイノシシの棲み家になる。今後、町民の高齢化と併せて、農業従事者の高齢化と後継者不足が進めば、このことが顕著になることが予測されます。

また、イノシシの被害は、農地だけでなく、山間部の町道の路側、農業用水路などさえも被害を受けている状況もあります。早急な対応が求められるのではないでしょうか。

郷土資料館、コミュニティセンター、温泉センター等これらの公共施設の維持管理、有効利用のために、リニューアルも検討すべきではないでしょうか。特に温泉センターは眺望が開けている場所に立地しております。露天風呂や小グループで休憩できる部屋の改築などは有効だと考えます。

道路の維持管理については、指定管理者制度の採用はできないのでしょうか。

今後、更に町民の高齢化が進み、医療費の増高が予測される中で、医療費の増高をできるだけ抑えるために、高齢者の健康増進、体力増強対策が有効です。このため、屋外運動施設への夜間照明設置、あるいは体育施設使用料の減免などを検討すべきです。

また、安全安心な暮らしのために、津波対策については積極的ですが、日常生活の基盤整備に対しても、補修あるいは新設など積極的に予算の配分をすべきです。

質問事項３番、日本の平和について。１、特定秘密保護法の立法化と対応。

本件については、１２月４日、議長宛一般質問通告書を提出しましたが、その後、１２月６日に本法案が可決成立しました。通告による質問の内容は１２月４日現在の法案成立前と１２月６日の法案成立後と同じですので、提出済みの通告書により質問いたします。

特定秘密保護法が、今国会で立法化されようとしています。（１２月４日現在）法案提出にあたって、その後２回公聴会、その後はあと１回ありましたが、その当時はまだ１回でした。事前公聴会が１回開かれ、その中では、法案に慎重を期すべきという意見が大勢を占めたと報道されていました。

この法律には、国民の声を封殺し、国を戦争へ導くものだと捉えておられる学者、弁護士等がおられるようです。

また、平成２３年３月１１日の東日本大震災の折、東京電力の福島原発の事故があり

ました。その原因究明、事故処理、復興作業が進められておりますが、事故発生当時の東京電力の他人事のような事故報告には憤りを覚えました。国の説明もわかりにくい面がありました。この法律の立法化により、さらにわかりにくくなるという報道もあります。

一方で、今日の日本は、スパイ天国になっており、防衛上、安全保障上、日本の将来を危惧する。早急に立法化すべきと唱える政治家、学者もおられるようです。

これらの経過は経過として、立法化されれば日本国民として法律を遵守すべきとは考えますが、立法化には、国民世論が二分されている状況ではないでしょうか。

私は、恥ずかしいことですが、このことについて勉強不足で、どちらに賛成するという域まで達しておりませんが、はっきり言えることは、あの長崎の被爆の状況写真を見る限り、二度とあのような悲惨な状況、犠牲者を出してはならないということです。ところで、町長には、一自治体の首長としては、法律の修正や執行にあたっての抑止には権限が及ばないということは承知しておりますが、日本の平和、世界の平和のためにご尽力いただきたい。このための具体的な手段は思いつきませんが、町長は、安倍総理とも太いパイプをお持ちのようでございます。今度お会いになられたときには、是非、この日本の平和、世界の平和についての話題も取り上げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項４、学校教育。１、学校教育の現状と対策。

町内の中学校で生徒が教師を殴り、警察も出動した暴力事件が発生しているとのことです。

私は、１１月１４日、志岐集会所での校区子育ての会による教育講演会に参加しました。この時、１５分程度ですが、子育ての会会長から学校における状況が報告されました。報告を聞いた中で、この問題は学校だけ、ＰＴＡだけで解決できるのか疑問を持ちました。

平成２７年４月への町内中学校の統合に向けた準備が進められていると思いますが、関係学校の生徒や、その保護者の不安を増大させてはなりません。

これまで、地域の協力を得ながら教育を進めるという、苓北町教育委員会の方針が示されている中で、この現状の事実と、今後の対策を町民に公開し、町民の不安感の払拭に努めるべきです。

そのためにも、教育委員会は、毅然たる方針と、具体的な対策を持って取り組むべきだと考えますが、教育長の見解を尋ねます。

以上です。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、基本計画、基本構想についてのご質問・ご指摘がございました。基本構想は、平成２１年度から平成３０年度まで１０年間の期間を定め、長期的展望から本町の特性や課題を総合的に勘案し、目指す将来像と将来の目標を明らかにし、その実現に向けた基本目標や施策項目、施策の大綱を示したもので、本町が各分野で策定している全ての計画の根幹をなすものであります。

また、この基本構想の策定にあたっては、振興計画審議特別委員での審議を経て、議会の議決をいただいており、その位置づけは大変重きをなすものであると認識をしております。

よって、見直しにつきましては、現構想の期限である平成３０年度に行い、現時点での見直しは考えておりません。

確かに、近年、社会情勢などの変化により、町の取り組むべき政策課題も新規に発生したり、修正すべき点が出てきております。これらにつきましては、本年度策定します第１２期後期基本計画において、現基本構想の施策大綱の枠組みの中で主要施策等の見直し、追加を行うことにより十分対応が可能であると考えております。

次に、第１２期基本計画の策定進捗についてでございます。現在、各課において平成２１年度から本年度までの５年間の計画の評価及び各施策項目ごとの現状と課題について精査中でございます。

年が明けましたら、新年度予算査定と併せて、平成２６年度から平成３０年度までの５年間で取り組むべき主要施策等について副町長、町長ヒアリングを実施するとともに、振興計画審議会委員の皆さんからのご意見等も伺いながら、２月中旬までに計画案を策定する予定でございます。

また、実施計画書につきましては、本議会の開会に先立ちまして、各議員に配付させていただいております。なお、今回の実施計画は本年９月議会にて議決されました補正予算までを反映させ事業を計上し、財源につきましても、地域の元気基金等盛り込んでいるところでございます。

続きまして、平成２６年度予算の編成方針について申し上げます。

日本経済は、依然厳しい状況が続く中ではございますが、政権交代により発足した第２次安倍政権は、日本経済再生に向けて平成２４年度補正予算で緊急経済対策を決定し、２５年度予算とあわせて１５ヶ月予算の考えで景気の下支えを行いつつあります。切れ目のない経済対策を実施しております。

地方財政につきましては、国の経済対策により緩やかな回復の兆しを見せつつありますが、まだ依然として厳しい状況でございます。しかし、このような状況下にあっても、苓北町は、町民の生命と財産を守るという強い信念のもと引き続き防災対策の強化をはじめ、町内産業の育成等、補助事業や限られた自主財源を有効に活用し、積極的に対策

を講じてまいります。

平成２６年度の財政見通しで、歳入面は、町税収入のうち、自主財源の根幹をなす固定資産税が前年度に引き続き減収する見込みでございます。地方交付税や地方特例交付金等の国からの収入につきましても大幅な増収は見込めません。一方、歳出面では、児童、高齢者、障がい者等への扶助費の増大や消防本部庁舎建設事業関連の天草広域連合負担金等、固定経費にかかる財政需要が更に見込まれるところであります。事務事業の徹底した見直しにより、経費の抑制に努める必要がございます。

これらのことを踏まえまして、平成２６年度予算は次に掲げる７つの施策を重要施策とし、取り組んでまいる予定でございます。

第１番目、防災・減災対策など危機管理の強化につながる施策。２番目には、経済対策・雇用創出対策につながる施策。この１番、２番というのは、書いた順番でございますので、重要性の順番じゃございませんので、よろしくご理解のほどをお願いします。３番目には、交流人口の拡大につながる施策。４番目には、町内産業の支援・育成につながる施策。５番目には、町民の健康づくりにつながる施策。６番目には、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策。７番目には、地球温暖化防止対策の強化につながる施策。国の経済対策を受けましての地域の元気基金を有効に活用し、重要施策を積極的に推進すべく、予算配分の重点化、効率化を図ってまいるところでございます。

次に、３番目、浜口議員から、これはなかなか答弁しにくい質問をされました。ご指摘のあったとおり、私、自らが国政のことについて、公の場所で言うべきではないと考えているところでございますが、もし安倍総理に会ったならばということでございますが、よく頑張っていると、この法律は国民にとって絶対必要な法律だから、しっかりと実行していってほしいと申し上げたいと。ただし、やはり議論の時間が足りなかったのではないかという疑問も私は思っております。国会の場で議論をすることによって、この法律の重要性が国民により一層浸透していく、これをしなかったばかりに、マスコミが書いた大見出しをそのまま信じておられる国民の方が多すぎると。これはしかし、しっかりとした議論をすべきところをしなかったからだということを申し上げたいと思っております。

ついでに、原子力発電のことをおっしゃいましたけれども、これは外交防衛、そしてテロリスト等についてのことで、いわゆる日本は専守防衛、自分が攻め込むわけにはいかない国でございます。そういった場合、今ご承知のとおり、国際戦線上は非常に危険な状態にあるわけでございまして、これを日本独自で防げるかと、当然防げません。これをまた防ぐためにちょっとでも外に出ようものなら、特にこういう法案に反対している人は、またこれは日本はそんなことしてはいけないという話になってきかねません。そういうことを考えますときに、やはり日本は同盟国としっかり手を結んで、日本国民

の生命と財産をしっかり守ってもらうと、このことが重要だと考えているところでございます。そのためには、同盟国と外交や防衛の話をしっかりしなければなりませんが、受け手の日本に秘密を守るそういう法律がないということは、相手がこの法律が筒抜けになる可能性があるということを感じたならば、日本と真剣な話ができなくなる。そういうことがあってこれはつくられたと聞いております。テロリストの情報ももちろんでございます。やはりそういった面で、日本国民の平和と安全にとって絶対必要な法律だと私は実感をしております。繰り返しますが、そこには国民の理解をしっかりとしていただくための説明責任は国にあると感じておりますので、そのことについては、総理だけじゃなくて、地域の選出国会議員もおられることでもございますので、お会いしたらよく申し上げておきたいと思っております。

あとは教育委員会の話でございます。当然、教育基本法と我々が口出しのできない範囲のものがだいぶん入っておりますので、教育長がお答えをしなければならないわけでございますが、やはり地域の協力を得ながらという文言を言うのであれば、やはり選挙で選ばれた、私及び議員の皆さん方、その方たちも含めて教育に関心も一番持っておられますし、そういう我々の立場も理解をしていただいて、我々がそういう教育の現場の中に意見を投げ込めれる、そういう法律をぜひつくっていただきたいと、そういうことをしないから、教員の方たちだけの教育委員会、県の教育委員会にもこの前苦言を呈してきましたけれども、何かあったときには、優柔不断な形で全くことが進まない。そういう非常にはがゆい思いの中で、この対策について、今教育委員会も非常に苦労をなさっておられますが、我々も一緒にやりたいなという気持ちが非常に強い、このことを申し上げまして、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（倉田　明君）　教育長。

○教育長（芦塚博昭君）　只今の浜口議員の学校教育の現状と対策についての質問に答えさせていただきます。

議員の皆さんには、町内の一中学校の現状について、いろいろな情報をお聞きになり、ご心配されているものと思います。また、先に議会総務常任委員会の学校視察におきましても、当該学校長並びに教育委員会から現状について報告させていただいたところであります。

また、この後、議員全員協議会で詳しい報告をさせていただくことにしておりますが、答弁させていただきます。

今年度に入り、１学期の中旬頃から、一部生徒の問題行動が発生し、生徒指導を要する状況となりました。学校においては、教育事務所のスクールアドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの先生方、福祉事務所の子ども相談員の先生のご助言もいただき、教育委員会との協議の上で、その他大多数の生徒の学力保障は

もちろん、問題行動を起こす当該生徒の学力保障を行う上から、７月に入り、「生徒の学力保障のための生徒指導の方向性」についての指導基準を定め、全生徒及び保護者へ説明を行い、理解をお願いしてきたところです。

また、教育委員会といたしましても、福祉保健課と連携し、８月２８日に要保護児童対策地域協議会個別検討会議を開催しました。当該中学校関係者、当該生徒の保育園・小学校時代の関係の先生、志岐交番所長、当該生徒の地域の民生委員・児童委員の方々、それに教育事務所のスクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカーの先生、福祉事務所のこども相談員の先生にお集まりいただき、当該生徒に対する支援についての目標設定、役割分担についてのご協議をいただき、それぞれの立場から当該生徒に関わり、動いていただいている状況です。

このような状況下においても改善に至らず、１０月中旬から１１月中旬にかけまして警察へ連絡せざるを得ない事案が複数回発生いたしました。

このような事態を受けまして、改善へ向けたさらなる取り組み強化が必要であることから、学校及びＰＴＡに対し、保護者臨時総会の開催を要請し、保護者としての取り組み強化を行ってもらうとともに、地域への協力要請を行って、地域全体で子どもたちを見守り、指導し、改善していくことにいたしました。

具体的には、保護者や協力を要請した関係機関の方々で見守り班を編成していただき、生徒の様子を参観する学校開放、学校参観を１２月４日から来年１月３１日までの間、継続して実施していただくことにしております。このような保護者全体での取り組み、地域の方々の協力もお願いして地域全体での子どもたちの見守り活動を通じて、子どもたちの健全育成へ向けての改善を促している現状でございます。

また、当該生徒の保護者に対しましても、スクールソーシャルワーカーの先生、子ども相談員の先生、地域の関係者にも関わりを持っていただいております。今後も我が子の問題に正面から向き合ってもらい、家庭と学校、地域が連携して改善を促すよう関わりをさらに深めていただくようにしていきたいと考えております。

以上、浜口議員の質問にこたえさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　町長に特定秘密保護法の立法化に伴う日本の平和についてはどうぞよろしくお願いいたします。

今の学校教育の現状と対策についてですが、今、教育長からお話がありましたが、何かお話聞いているとですね、非常にはがゆいという、そういう気がします。確かに、環境といいますか、生徒たちを教育していく、そういう今ちょっと問題生徒がいると。だからいろんな団体、いろんな関係者の皆さんと手を取り合ってということは、当然そういう形になろうというふうに思いますが、教育委員会として１本こうするんだというふ

うな、そういうものが出てこないのかという気がします。１つはですね、私は道徳心の欠如と、そういう部分があっとじゃなかかというふうに思います。職場や地域社会における道徳心は、社会秩序を保つ上で重要な生活習慣であると考えます。しかし、今日の社会生活の中では、このことが欠如しているのではないかとよく言われます。このことは、これまで人が成長していく段階で家庭や学校、そして社会のそれぞれの環境の中で培われてきたというふうに考えております。今日の家族構成のあり方、ありよう、教育会を取り巻く情勢も含めた社会全体の情勢の変化で道徳心が希薄になってきているのではないかとも考えます。これは教育会を取り巻く状況はそのことを肯定するわけじゃありませんけども、体罰の問題とかですね、そういうものもあります。私は決して肯定するわけではないんですが、体罰の位置づけが範囲がですね、どういうことなのか。どの程度まであるのか。そういう部分もきちっと教育委員会の中で方針を定められて取り組んでいかれればどうかというふうに思います。

それから、２０１５年度、平成２７年度に道徳が正式な教科になるようです。このことによって児童生徒の道徳心の道徳の心が芽生えることと期待します。このために、教育委員会がやおもてに立って関係機関からの指導助言や調整と複雑な対応と取り組みが予測されますが、教育に対しての最新の情報と豊富な経験をお持ちの指導員もおられますので、この道徳心の醸成のために苓北町教育委員会として、試行的に２６年度から先行して取り入れてはどうか、お尋ねいたします。

この道徳にはですね、いろんな教科に積極的に道徳を入れると、またどうなる、日本の社会がどうなるとか、こうなるとかいろいろな意見もありますが、私はこのことによって苓北町が将来的に小さな子どもから大人まで道徳心にあふれた尚一層暮らしやすいまちづくりが可能になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　教育長。

○教育長（芦塚博昭君）　道徳の問題につきましては、国のほうから先ほど議員が言われましたように、正規に３５時間の授業を実施するような方向になっております。苓北町が２６年度から先行したらどうかという話ですけど、授業の時間数とかありますので、その辺を考えて検討させていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　振興計画についてですが、基本構想については、私も申し上げましたし、町からもお話がありましたように、２１年の３月に地方自治法第２条に基づき策定されております。この第２条４項は、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運用を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならないと規定をされております。

この基本構想の４番目に、冒頭申し上げましたが、人口の見通しがあげられておりま

す。これによりますと、平成１７年は国勢調査の資料による実績値を８，９２７人、平成２５年の見込み８，１６２人、平成３０年の見込み７，６３４人となっております。そして、この基準を上回る人口の確保に努めると唱ってあります。しかし、平成２５年に限っていえば、２５年１１月３０日の住民登録者数は７，９６１人です。５年間で２０１人の見込み減になっておりますが、このことは今後のまちづくりの基本構想に見直す必要はないのか。先ほど基本計画の中で対応していくということもありましたけれども、基本計画と基本構想には、議会の議決を要する、要しないということで大きな違いがあります。そういう部分で見直しの必要はないのかお尋ねいたします。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　先ほど町長が申し上げましたように、基本構想につきましては、それぞれ議会の議決をいただいておりまして、その位置づけは大変重きものという形で認識しております。一応、構想自体が見直しという形で行われているのがございません。それで、当初つくったものは３０年まで構想として残しまして、３０年のときに新たにまた１０年間の構想の中で見直すというような形になると思っています。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　今の課長のお話ですが、これは基本構想は地方自治はそういう手続きをこの地方自治法で定めてあるわけですので、その今のお話をお聞きすると、基本構想は１回決めたら変えられんというふうなふうに聞きました。そして、まずそういうことをやったところもないんだということですが、それはちょっとおかしいといいますか、そういうことではないと思います。それは基本構想の中で見直す必要があれば手続き的に議会に諮るだけの話ですので、私が質問した人口が２００人減っていますけども、そのことによって何か見直すことはないんですかというお尋ねをしたわけです。ところが、町のほうではそういうことは、中身よりも外見を、外見上でできないんだということですが、私はそれはちょっと違って、もし絶対見直す必要があるならば、新たな基本構想をつくられて、修正されて、修正なり、追加なり、削減なり、されてそれを議会に諮ればよかじゃなかですか。それでそれはあくまでも第何期か、今の基本構想の終わりを３０年まですればいいわけですので、そこで今の企画課長のお考えというのは、ちょっと腑に落ちませんが、あと１回、そのことで腑に落ちませんけども、こう何かお答えいただきます。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今の基本構想の場合は、１０年間の構想という形でなされておりまして、それがこれは何やったかな、３０年度までの１０年間の基本構想ということで、当初定められて、それに向かって向かうということで決められております。構想につきましては、もう今まで策定された中で途中で見直しというのはなされてはお

りません。それは浜口議員もいらっしゃったときにそういうことはなかったと思いますけれども、計画につきましては、先ほど言いましたように、次期の変化がございますので、今後進めてまいりますけれども、その中で、計画の中で見直すことによって、できるものについてはその中で対応させていただくというような形で進めていきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　私の過去を取上げられて回答がありましたが、そのときにはそういう課題といいますか、見直したらどうかということがなかったということです。今回は、私は議会の中で決められた基本構想に対し、その中に唱ってある内容について、見通しについて減っていますけども、このままでいいんですかということなんですよ。このことが人口の重要な施策の中にも入っています、２６年度予算編成の中にも入っておりますように、交流人口とかですね、雇用の促進とか、そういうものが唱ってあるようです。ですから、人口を確保するということは非常に大事なことなんですよ。特に私が、私の過去で言えば、当時はもう１５年、２０年ぐらい前の、極端に人口が減っていくという時代ではなかったわけですね。今はそのことをもうやっぱ捉えなければならないと思います。少子高齢化どうするのかて、新聞報道などでは寒い村、寒村になるんではないかという話もありますし、町内の中には、これ寒村じゃなかぞて、廃村になってしまうぞというようなことを言われる町民の方もおられるわけですので、やっぱり人口の減が、５年間の２００は、予定よりも２００減ったというのは想定内の減数なんだということなのか。それとも問題ありなのか。だからこのことについて基本構想を見直して、基本構想に基づく基本計画も見直していくんだというようなことはないのかどうかということでお尋ねをします。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　一応先ほど言いましたように、２５年と３０年に人口の数を載せておりますけれども、構想につきましては、私たちの中でも見直すというような形での認識は持っておりません。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　どうしてもということらしいんですが、そこで基本計画でということですが、基本計画も今日はもう１２月ですね。今度は年末休暇も年始休暇もたくさんあると、たくさんあると言いますか、たまたま土日に挟まれてですね、そういうことで年始の行事もいっぱいある中で、２月中旬をめどにつくりあげていくんだということです。それでやっぱりこれはですね、２６年度、来年度からはそういう５年間の基本計画を策定しなければならないということはわかっているわけですので、やはりもうちょっと余裕を持ったスケジュールの中でですね、取り組みをされるべきではなかったか

というふうに思います。

それから、基本計画の中に今後つくっていかれるということですが、問題提起といいますか、産業の振興についての提案ですが、町の一次産業、二次産業、三次産業にいろんな団体があります。町もそれぞれの団体やあるいはいろんな事業に補助金等を支出し、支援をされております。農業、林業、漁業、商業、工業、観光、福祉のそれ以外にも産業に関する団体があろうかと思いますが、こういう既存の団体がですね、団体を１つになして、一体になって、今の既設の団体、既成の団体をなくしてということじゃなくてですよ。今の団体はそのままにして、その上部団体といいますか、が一体になって、新たな団体を組織されて、町の産業に取り組むという考えは、ということは考えられないでしょうか。各種産業団体の実務者と行政が横の連絡を密にしながらの産業振興は有意義だというふうに思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今から計画のほうを検討、担当のほうではもう下のほうの準備は進めておりますので、今おっしゃられたことをちょっと持ち帰ってから、中に入って検討させていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　さらに提案ですが、学校教育について、中学校は平成２７年４月に統合されることになっております。準備もいろいろ進めておられるかと思います。私は、小学校の統合についてもですね、これまでの一般質問の中で１回お尋ねしたことがありますが、小学校の統合についても、２６年から３０年、さらに５年間あります。その５年間の中で何か検討、計画を入れるべきではないかというふうに思うわけです。中学校の統合問題につきましても、当初問題提起があってから１０年以上ですかね、統合までかかっていますね。そういった意味では、やはり早か時期に今後の年齢に応じた人口の統計もあることですので、住民登録でも統計が取れますので、そういうものを将来的に予測しながらこの小学校の統合についても次の基本計画、来年度からの基本計画の中には入れるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　中学校の統合につきましても、これ以前からですね、生徒数が少なくなって、諸々生徒、そして先生方もいろんなご不便はあったようでございます。相当いろいろ考えておりましたが、浸潤する場面もたくさんございました。やはり統合というのは、その地域にあったものをなくすわけですから、やはりそこのところはなかなか簡単には吹っ切れない。ただもうこの中学校の問題は生徒さんも保護者も、あるいは地域の一部の方々も何とかしなければならないということでこういう具合になったわけでございますが、小学生の場合は、また中学生とは違うと思っております。まだまだ

幼子です。特に低学年の方々、そういった面で、やはり地域と深いかかわりを持ちながら、学校に通いながら育ってほしいと。そういった面で人数が減ったからといって小学校の生徒さんがですね、各学年いらっしゃる限りはですね、やはり小学校は自分の家から徒歩で通い、そして学んでほしいなとは思います。ただし、今提案のあったように、各学年に１人もおらんようになるような状況があるやもしれませんので、そこのところはこういう状況になったら小学校の統合も考えようという、そういう条件づくりはやはりやっていくべきではないかと考えております。その条件にあてはまるようなことがないように、我々も頑張ってまいりたいと思っておりますので、いわゆる小学校統合ありきということじゃなくて、その子どもさん方の数、状態をしっかり踏まえながら、１学年に複数以上いらっしゃる限りですね、私は小学校は統合すべきではないと、そのような考えでおります。ただし、条件づくりはやっていきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　教育、私、専門家でありませんのでうまく説明できませんが、やっぱり教育は子どもたちの学力を上げる、そういう施設である機関であろうというふうに思います。特に、高校になってからとか、中学校になってからよく言われる言葉では、おちこぼれとかそういうものがあって、それが非行に走るとか、そういうこともあって、非常に社会構造が変わってきております。先ほど申し上げましたように、教育の現場でも体罰の問題が非常に重く見られて、先生方が遠慮しとるというような状況もあるような話を聞いております。そういう中では、なぜそうなったのかというと、やっぱり中学校に行って勉強のわからんとか、あるいは高校に行って勉強のわからんとかいうことが１つの要因になっているのではないかというふうに思います。そういう意味では、小学校、いわゆる小学校・中学校、義務教育、特に小学校の学力を子どもたちに植え付けてしまうと、完璧に覚えさせるということがそういう高学年になって、中学校とか高校になってからの非行防止にもつながるんではないかというふうに思いますので、１つ基本計画の中では、そういう部分も含めて検討していただければと思います。

それから、町道・県道、国道は大体そういうことはあまりありませんが、町道・県道には、起点側と終点側は拡幅改良が進んでいるが、その間は狭いままになっている箇所が幾つかあります。今、実施されております道路現況調査の結果を見ればこのような状況が明らかになるというふうに思います。このような箇所については、拡幅、改修をぜひ計画に入れて、さらに外灯の設置、ガードレールの設置にも配慮し、町民の円滑で安全な通行を保つべきだと考えます。こういう部門については、事業費がかかる場合があろうかと思いますので、単年度でできない部分がかなりあろうかと思います。ガードレールとかですね、外灯の設置は単年度でできるかもしれませんけども、やっぱり長期的な計画の中でこういう部分も計画の中に入れていただきたいというふうに思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今浜口議員のほうから町道の改良につきましてご質問ありました。

その点におきましては、今後、予算編成なんか長期計画、振興計画の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　町内の遊休農地耕作放棄地が増えておるようです。理由や経緯はいろいろあろうかと思いますが、高齢化、農業従事者の高齢化、イノシシの被害等により町内の遊休農地耕作放棄地が増えているというふうに思います。これらの遊休農地耕作放棄地をですね、また野菜ができるような農地に戻すには、大きな多額の経費と労力が必要だというふうに聞いております。そこで、この際、農地という表現をやめてですね、新規事業用地として位置づけ、新たな活用を検討されたらどうでしょうか。これらの農地が耕作放棄に至った経緯はやはり道が狭いとか、そういういろんな条件が、悪い条件があろうかというふうに思います。例えば、この前も定例会の一般質問で提案したオリーブの栽培、あるいは面積にあった箇所の太陽光発電施設の用地として検討されたらどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。太陽光発電施設の場合はですね、何かえらい送電関係にお金がかかるのでいろいろ難しい面もあろうかというふうに思うわけですが、もう遊休農地、遊休農地て言うてぼんとしてやっていくよりも、この際、発想の転換といいますか、そういうことでの計画はいかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　農林水産課長。

○農林水産課長（吉村文雄君）　遊休農地につきましてはですね、今、把握しておる耕作放棄地ということで４３３ｈａぐらいの耕作放棄地を確認をしております。今、国のほうの方針でも遊休農地の中でですね、もう山林化しておる農地、そこについてはですね、非農地の認定とかをですね、農業委員会でやったらどうかというような、そういう促進のですね、通知もきておりますんで、２５年度からそういうところの現地調査とかをして、農業委員の皆さんに協力していただいてですね、非農地化の認定とかもやっております。今、議員からありましたように、農地の中でですね、いろいろなことをするには、農地法の規制がありまして、それを取りのぞく許可あたりをしていくわけですけれども、非農地化の認定をされますと、もうそこの所有者さんがですね、法務局のほうに行って、地目変更とかされますと、今までの農地法のそこら辺のですね、手続きなしでできるというようなことになるようなことになっておりますので、非農地化についてのですね、所有さんとのやりとり、そこら辺を来年度は調査していきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　今、私は苓北町の俳句の集団、なぎさ会に所属させてもらっております。今の私の提案は、昔はですね、「里山の棚田にひかる稲穂かな」を「里山に未来の地からパネル建つ」という情景を浮かばせています。この問題につきましては、国の地域活性化総合特区というものがあります。に手を挙げたらどうかということです。地域資源を最大限活用した地域活性化の取り上げによる地域力の向上として、メニューの中には環境次世代エネルギーという項目もありますので、是非そういうことで５年間の計画、あるいは次の次期基本構想など、そういうものに取り上げていただければと思います。今の課長の話では、確かに実際実務をやっていく中では、そういう課題があろうかと思いますが、私が提案したのは、そがんことばっかり言いよったっちゃ、イノシシの住処ば増やすばっかっじゃっかというふうなことで提案しましたので、そういうことでご理解をお願いいたします。

それから、独居老人の見守りについては、民生委員さんやヘルパーさんの皆さんによって実施されていると思いますが、いろいろお話を聞きますと、やっぱり２４時間、３６５日の見守りというのは不可能だろうということでございます。町民の生命と財産を守る立場、そして安全対策のために基本計画の中で何らかの対策を検討すべきではないかというふうに思っておりましたら、何か今はですね、１２月８日の新聞ですが、新聞の情報ばっかりで申し訳ありませんが、新聞ですが、今、ＧＰＳを使ったそういうお年寄りの見守りが可能になるということもあるそうですので、是非そういう対応をしていただきたいと、長期計画の中で対応していただきたいというふうに思います。

それから、次、予算の編成についてですが、先ほど高齢者の健康増進、体力づくりにというお話も、質問もさせてもらいました。これはウォーキングが有効だそうでございます。それでこのために坂瀬川グラウンドを利用されている人が多いとのことです。これは議会の中でも何名かの方がこれまでの中で要望といいますか、意見を出されておりました。夜間、早朝に利用されるとき、足元が暗いので夜間照明が欲しいということです。これは議会の中でも要望、意見が出されておりますし、坂瀬川の地元の区長さんからも何か行政通信が出されているように聞いております。町民の健康増進、体力増強に加えて、施設の有効利用のためにも２５年度予算で対応できないとすれば、新年度の２６年度予算では優先的に計上すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　只今の件につきましては、地域の区長さんから要望書もあがっておりまして、来年度、今年度の補正あるいは来年度に向けて検討していくということで回答しているところでございますので、そういった形で教育委員会としても進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉田　明君）　浜口議員の残り時間も少なくなっておりますので、考慮して質問をお願いいたします。はい、３分です。はい、どうぞ。

○２番（浜口雅英君）　日常生活の当初一般質問の中で触れましたが、日常生活の防災対策への対応が鈍いと。具体的な一例を挙げればですね、地元の事例で恐縮ですが、中通区の消火栓用ホース収納箱が錆びている。収納してあるホースの各接続部のゴムが蒸れている。消火栓開閉用の用具がないという指摘がこれ地元の区長があったと思います。これに私も議会の中で決算委員会、予算委員会の中で発言しております。これに対して、町に言って、やっと箱の取り替えをしてあったのが１１月１４日です。そのとき、箱はもう笑い話ならんですね、箱は取り替えてありましたが、ホースが入っていません。それから消火栓を開けるためのスパナも入っておりません。今朝も見てきました。１２月１２日、午前８時４５分、今朝も入っておりません。この問題はですね、単に２５年度予算にないとすれば、２６年度予算で計上をしますとか、そういう事例じゃなかですかね。消火栓があっとにどがんやって開くっとですか。それから、ホースがなかとにどがんやってその水を火元まで運ぶんですか、飛ばすんですか。この状況について説明をお願いします。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　中通の消火栓につきましては、そういうご指摘がありましたので、ＪＡの葬祭のほうの駐車場のところにですね、個人さんの土地をお借りして、そこにつけるということで進めているというふうに聞いております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　えっとですね、確かにそういう話もありました。用地がなかなかむけないという話もありました。しかし現実はですね、もとの箇所にそのまま設置してある。やっぱりそこら辺はですね、ぴしゃっとせんですか。一般質問じゃなかった、一般質問でしたかね、そういう調査もしてくださいと言うたら、人手が足りないからという話も担当課長はされました。町はですね、今、自主防災組織を県の指導に基づいて８０％に上げていきたいというそういう進め方をしとらすわけでしょう。それは活動自体はですね、その地域住民が自主防災組織を組織して、その防災に向けての活動はできます。ところが、そういう消火栓とか、施設は行政がすべきじゃなかですか。しかも今の話では、全然的外れなことを言うておられますね。ＪＡの敷地に移しますとか。現実はそがんじゃなかでしょうが。前のところに置いてあります。確認してみんですか。

それともう１つ最初にお尋ねしたホースと消火栓を開ける、それはいつできるんですか。やはり言葉で言う自主防災組織の推進、充実ということを言うんであれば、その組織された自主防災組織が十二分に活用できるような施設の整備は町の、行政の仕事じゃなかですか。どがんですか、町長。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは全く総務課長以下担当までの怠慢です。私は当然やっていると思っておりましたので、これは私も責任があると思いますが、その点はしっかり反省をしてもらって明日にでも取り付けられるように努力をしてもらいたいと思います。

○議長（倉田　明君）　時間がきましたので、ここで浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告２番、野﨑幸洋君。

○６番（野﨑幸洋君）　通告２番、６番議員、野﨑です。

まず、１点目に、各行政区より書面にて町への要望等があがってくる行政通信のこれまでの経過と現状についてお尋ねをいたします。

皆さんご存じのように、我が苓北町には、５１の行政区があります。その５１区の各区長さん方には、日頃より町行政に対し、ご理解とご協力をいただき、そしてまた、区民皆様と町とのパイプ役として大変ご尽力をいただいていることにこの場を借りて心より感謝を申し上げたいと思います。各区長さん方は、毎日大変お忙しいお仕事の中で、各区内であがってきた不備な点、また、各種の要望事項等を区民皆様の同意を得た中で行政通信という書面によって、町の各課へ要望を出していただいております。これまで町としてもこの行政通信による要望等によって住みよいまちづくりのために、また、町民の安心・安全のために改善されてきた事業なども多数あります。しかし、これまで数名の区長さんの話を聞きますと、行政通信を出したが回答が遅く、約１、２ヶ月経ったころやっと返事がきたと思ったら、現在、予算がないため、今後検討しますなど、要望に対する前向きな答えや具体的な期日がなかなか返ってこないと聞きます。当然、区長として区民の皆様から受けた要望事項は、できるのか、できないのか。また、できるとしたらいつ頃になるのか。区の常会などで報告する義務と責任があると言われております。もちろん、町としても要望に答えるべく努力をされている中で、できることとできない事案はあると思いますが、ほとんどの要望事項は町民の日頃の生活に密着した事案であります。できるかぎり要望に沿った中で、迅速な対応を行うべきだと考えます。

今年の９月議会において、他の議員からもこの行政通信について質問があっておりました。そのときの町長の答弁では、従来から早く回答するようにはしているが、今年度よりできるものについては実施時期も明記するようにしたとの答弁でありました。その後、答弁いただいたように、この行政通信においては、実施時期を明記し、早目の回答を実行されてるものと思いますが、以前、特にここ３年間に各区からあがってきた行政通信の件数とその内容、その要望に対し、処理できたものは何件か。また、保留になっている件数は何件かお尋ねをいたします。

次に、町職員の採用についてお伺いをいたします。

ここ近年の職員の退職者数と新規採用者数を見てみますと、平成２３年４月１日には退職者６名に対し、３名の採用。平成２３年度には退職者０に対し、採用者１名。２４年度は退職者２名に対し、４名の採用となっております。また、今年度も３名の退職者に対し、来年度は１名、町外在住者を採用予定となっているようです。今年、平成２５年度の苓北町職員採用試験の受験資格を見てみますと、昭和６３年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた１８歳から２５歳までとなっております。ちなみに、お隣の天草市の今年度職員採用試験実施要綱を見てみますと、平成１８年の合併当初から現在まで一般事務の大卒程度は昭和５８年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた方、また、一般事務高卒程度も昭和５８年４月２日からと年齢が１８歳から３０歳までの採用枠となっております。さらに、上天草市を調べてみたところ、高卒、大卒の募集要項は天草市と同じく、１８歳から３０歳までの採用枠となっております。しかし、来年度から新たに民間採用枠として民間企業に正社員として５年以上勤務された実務経験者を一般事務、技能職あわせて２名程度、それも年齢が３９歳までの方を採用予定になっているそうです。全て他の市町村のやり方を真似したほうがいいとは言いませんが、苓北町の人口も年々減少傾向にある今、町職員採用に関してもできれば町内在住の優秀な若い人材の確保をするために、他の市町村を参考にして年齢幅を現行の１８歳から２５歳までの採用枠から、せめて３０歳までに引き上げる等、町職員採用実施要綱の見直しを行う時期にきているのではないかと思います。現在の苓北町職員数は１０３名であります。今後、５年間の平成２９年度までには、１９名の定年退職の職員が出る予定になっております。今後、町職員の採用計画はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野﨑議員のご質問にお答えをいたします。

まず、行政通信についてのご指摘やらご質問がございました。全くその通りだなという感をしております。現在の行政通信につきましては、今、ご指摘のありましたように、以前は本当にいつまでたっても返事をしないと、私もそこまでかかわってなかったので知らないと言えば知らないわけですが、指示をきちっとしてなかったのが私の責任でもありました。区長会等でご要望もございましたので、まずはできるかできないかをしっかりとなるだけ早く、お答えをすると。そして、できるものについてはいつ頃できると、やるということもお答えをするように指導をしております。ただこれもですね、しょっちゅうやっぱり言っとかないとなかなかまた形骸化する恐れがありますので、この点については、できるかできないかというのは、本当にできないこともあるんです。自分たちでやってほしいなということもありますので、そういう面でも含めて、しっかりとお答えをしていく。そういうことで、この３年間のですね、実績をご報告を申し上げます。

平成２２年度は要望件数が６１件ございました。その内、処理済が４２件ということは、要望どおりやったということですね。保留が１３件、却下が６件でした。保留というのは、なかなかやることは難しいからということで、この辺まではですね、期限をしっかり書いてないと思います。２３年度は、要望件数が７２件の内、処理済が５３件、保留が１５件、却下が４件でありました。２４年度は要望件数９１件の内、処理済６３件、保留１５件、却下１３件でございました。この保留というのをしっかりお答えをしているかどうかを今後ですね、保留にする場合はできるかできないかも含めて、なるだけ早く、これはいついつまでというのを書くように指導しております。そういうことで、せっかく区長さん方が区民の皆さん方のことを考えてお出しになったことですから、できるだけ実現できるように、できないものはできないと早くご通知するように、検討が必要なものもありますので、それはいつ頃までにしっかり答えを出しますというようなお答えができるように、ずっとこれ継続して担当課長に見守るようにして指示を出したいと考えております。

次に、職員の採用についての質問でございました。

職員の定員管理につきましては、苓北町集中改革プランに基づく定員管理計画を策定しております。その中では、平成２６年４月１日で９９名の計画になっております。中学校跡地利用計画の策定・福祉関係の権限移譲の増加等の要因により、計画より２名の増加予定となっております。

今後は、毎年１名以上の採用は確保したいと考えておりますし、なるべく優秀で若い人が地元で働けるような定員管理に努めたいと考えております。なお、地元の方といいますと、地元出身の方々を優先して採用というのは、やっぱり成績がありますので、なかなか難しいわけでございますが、地元の方であれば当然わかるだろうなというような小学校、中学校の副読本に書いてあるものもだいぶん問題に出しております。それでもできられない方が非常に多い。これはやっぱりもうちょっと頑張ってもらいたいなと、今年もそういう感がいたしました。そういった意味でですね、そんなに難しい試験じゃございません。ですから、是非地元ならではの問題が出たときには、もう必ず１００点でも取るように、普段から、できれば小学校のときから頑張ってほしいなと、付け加えますと、小学校３、４年生までに読み書きと算数の基本的なことがわからない子は一生わからないそうです。ですから、本当は小学校のその低学年のうちにしっかりと基本を叩き込んで、そして全員がその基本をしっかり理解できるような教育をしてほしいなと思っているところでございます。副読本についても、やはり自分の町の生まれ育ったところのことでございますので、小学校、中学校のとき、やっぱりしっかり読んでいただきたいなと、しっかり理解していただきたいなという思いでございます。

以上、野﨑議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　まず、行政通信について再質問させていただきますけども、事前にですね、要望内容と件数、そして処理できた件数、長期計画等保留になっている件数、そしてまた、却下された件数については、資料をですね、事前にいただいておりましたので大体把握できました。ありがとうございました。今、町長のご答弁のほうも保留についても期日を記入してお答えしていくという前向きなご答弁いただきましたので、是非そういうふうな前向きなあれで対処をよろしくお願いしたいと思います。

そこで２点ほどちょっとお尋ねをいたしますけども、その長期計画で保留になっていた案件ですけども、そういった保留になっていたものが予算がついて、やっとお答えできたという場合にですね、各区長さんへの報告、これはされているのか。されるとすればいつの時点で報告をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　予算の関係で補正予算とか、新年度の予算で対応させていただきますということでお答えしている案件が保留という形でお答えしとっとですけど、そのあとにつきましては、その担当課のほうで責任を持って対応しておりますので、予算がつきましたという通知につきましては、そこの担当の区長さんのほうには、実際にその対応するということでお答えしているという形が現状でございます。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　そしたら、予算がついたという決定時点で報告をされているということで理解しとってよかっですよね。はい、まあそういうふうにもう処理されたあとに報告じゃなくて、予算がついた時点でそういうふうに、なるべく早い時期でのご回答をよろしくお願いしたいと思います。

次にですね、この行政通信と少し性質が違うんですけども、各区の行政区内で不備が発生して、区民主体で整備を行う場合に、年に１回だけ材料費として２０万円の補助金が出るやまびこがありますけども、このやまびこにはですね、毎年要望件数が多くて、繰り越しで待っている区もあるように聞きます。今年度の補正を含め、約５００万円ほどの予算を組んでありますけども、今後、こういった行政通信に対して保留案件もあるようですけども、なるだけこのやまびこ予算を増やして対処する、そういったお考えなのかをお尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今、野﨑議員のほうからお尋ねがありましたが、議員おっしゃるとおり、やまびこに対する要望が非常に各区長さんのほうから出ております。ただ、現在、やまびこで対応できますのは、ご存じのとおり、里道とか水路とかの補修でございまして、また、やまびこで、あとは原材料支給で大体毎年年間３区分、６

０万円ほどを予定しております。以前はやまびこにつきましては、どちらかというと、原材料支給をですね、地元のほうで区役していただいて、そして、その事業を進めておられて、非常に事業効果があったかの気がいたします。現在、どちからと言いますと、地元の区で対応していただくというのは、なかなか今の時代の流れではあると思いますけども、本来の予算に対しまして若干効果が薄れてきつつあるのではないかと思っております。今、議員のおっしゃったように、今後、やまびこの要望等につきましてはですね、今後また検討していかなければなりませんけれども、以前のような原材料支給という対応のやまびこのあり方もですね、再度区のほうでもう１回こうしていただくようなことが可能であれば、その辺もまた今後区長会等でですね、お願いしてまいりたいと思いますが、今後は、やまびこの件数、案件につきましては、また今後検討してまいりたいと思います。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　検討余地があるようであれば、早急にそういった検討され、なるべく予算の拡大をよろしくお願いしたいと思います。

長期計画のほとんどがですね、町道の改修工事や舗装、側溝蓋の設置等、予算が大きいものが多いのでなかなか早期の対応は難しいとは思いますけども、しかし、その中にはですね、側溝への落下防止対策や防火水槽の新設等、人命や財産を守るために早急に対処しなければならないものもありました。先ほど浜口議員からも指摘あっておりましたけども、そういった当然優先順位考えた中で対処されているとは思いますけども、こういった人命や財産にかかわる案件に関してはですね、長期計画ではなく、補正予算を組んででも早急な対応を是非行っていただきたいと思います。これ要望ですけども、よろしくお願いしたいと思います。

次に、町職員の採用についてお伺いをいたしますけども、先程、町長のご答弁では、毎年１名以上採用予定で行っていくというご答弁がありました。その中でですね、これはもう１名以上採用していただきますのでいいんですけども、できればですね、その年、これまでの経過なんですけども、その年その年で採用人数が変わるとですね、例えば、採用ゼロの年に地元に帰省して仕事をしようと考えている人にとっては、せっかくのチャンスを逃してしまうことになってですね、３人採用の年と比べれば不公平感が感じるのではないかと思います。ですから、先程１名以上は採用していくということですけども、今後もですね、毎年の安定的な人数の採用を是非これはお願いしたいと思います。

そして、先程、浜口議員からも人口についてはお話があっておりましたけども、１１月３０日現在で苓北町の人口は今７，９６１名となっております。１０年間の人口推移をみますと、若干の減少はありますけども、大体１００名前後が毎年減少していっております。昨年１年間の苓北町への転入者と転出者を見てみますと、２０５名の転入者は

いますけども、転出者は２３４名と差し引きすると２９名が減少しております。また、２０歳から３５歳までの若くて働き盛りである、そしてまた結婚適齢期の人が平成１７年から２２年の５年間で２０１名も減少しております。町外に出る理由もそれぞれあると思いますけども、まずは苓北町に働く場所が少ないというのも大きな要因の１つではないかと思います。こういった人口減少を少しでも食い止めるためにもですね、先程上天草市の採用要項の例を言いましたけども、今後苓北町も上天草市のように民間採用枠を取り入れるお考えはないのかお尋ねをいたします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　上天草市にしても、天草市にしても、大卒と高卒と分けていますね。あれは採用人数も多いし、そのわけ方はできると思うんですが、我々高卒程度で、その中で大卒の方も、高卒の方も成績の優位な方をとるという形でしておりますので、ちょっと意味合いが違うんじゃないかなという気がいたしております。また、苓北町にとって、定員管理もしておりますので、１名はもう必ずとらなきゃいかんというふうな考え方ではおりますが、しかし、その年によっては、ものすごく優秀な子がいたりするわけですね。だからそういった場合には１名ぐらいプラスしてとったりする年もあります。そういった面で、今後はなるだけ役場以外の雇用がですね、できる事業所も誘致をしていかなければいけないなと考えておりますし、ご指摘のとおり、人口を増やすためには、やっぱり働き場所があるということが一番の要因でございますので、その件についてもしっかり認識をしながら、１人でもたくさんの方々がしっかりとした定職におつきになれるような、そういう今誘致活動もしているところでございます。なかなか目立つような成果が出ておりませんが、誘致した企業におかれましても、建設業におかれましても、農業におかれましても、短期ではございますが、今、雇用人数は増えてると思っております。これを定期的な方々に１人でも多く増やしていきたいというのが、今我々の考え方であります。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　できればですね、天草市の例をみますとですね、大卒もそうですし、高校卒業程度の方も同じように３０歳までの採用枠になっておりますので、もう何度も言いますけども、そのほかの町を真似せろじゃなくて、何度も言うように、雇用の場を広げるためにもですね、その採用人数もそうですけども、そういった若い方にチャンスを少しでも与えるためにも１８から３０歳というその枠だけはですね、もう一度検討していただきたいなという気持ちがあるんですけども、どうでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　お気持ちはわかります。ただ２５歳までもかなり若い人たちでございますので、より若い人たちをやっぱり採りたいというのが今の考え方でございま

す。応募の方もだいぶそれに上回ってきておられますので、できればなるだけ早く役場職員の試験を受けていただければと思うところでございます。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　確かに、現在苓北町でもですね、誘致企業対策室というのを設けられて、町民の雇用の場を確保するためにですね、町外企業への働き掛け等を行っております。しかし、地理的にもですね、厳しい条件であるこの苓北町には現在までなかなか有力な企業の進出はないように思われます。今後もですね、町内外問わずに、引き続き雇用確保のためにご尽力いただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（倉田　明君）　これで野﨑幸洋君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。それでは、１１時１５分までお願いいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１６分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き本会議、一般質問を行います。

通告３番、野田謙二君。

○１番（野田謙二君）　通告３番、１番議員、野田謙二です。今回は、教育の問題に関しまして、あえて町長にお伺いしたいと思っています。

先ごろ、中教審（中央教育審議会）から文科省に対して、「公立の学校の最終責任は自治体の長が納める」との意見がなされました。これはまだ決定ではなくて、文科省に意見答申しただけですね。これは、今までの教育制度では、“社会が教育の責任を負う”というシステムになっていたものを、このシステムのままでは個別の問題に対して緩やかな変化対応しかできないままとなり、時間が掛かり、当該生徒の在学中にしっかりした解決の答えを出せないことに対する変化だと私は認識しております。一般人にはこの変化がどのような変化になるのか、具体的にはわかりません。教育システムに関心のある人ならば、“あっ、教育委員会のシステムの１つの変化だ”と思い当たるはずです。今年から教育委員会の責任のあり方が変わってきました。教育長の責任が大きくなり、各教育委員は、教育委員会において教育長の判断を補佐援助し、そのための教育委員会を統括するのが教育委員長と、はっきり役割分担がなされました。これは今までの教育委員会のあり方を理想論ではなく、現実をそのまま文章化したものです、そのことで各教育委員には、はっきりとした責任感・役割分担を持たせることとしたものです。

実際には、今まで行っていた教育行政の仕事のやり方と何ら変わりません。しかし、各教育委員が個別に具体的な責任・役割を負うということは、教育委員会全体の結果責任をどうするのかという問題が新たに出てくることになります。そこに対して中教審が、

選挙を得ずに任命される教育委員では結果責任を負いきらないことから、自治体の長にその結果責任を割り振られたのだと、私は思っております。

この教育委員会改革では、県教育委員会も市町村教育委員会も同じ制度改革です。つまりは県立の学校は県知事が、市町村立の学校は市町村長が責任を持つということはわかるのですが、それでは、県立の学校に対して町は無責任でよいのかといえば、そうとは言えないのが現実です。良くも悪くも何らかの影響をしあうのが事実です。県立といっても、どこかの市町村内に学校はあります。苓北町にも苓洋高校があります。そして苓洋高校ももちろん苓北町と幾ばくかの経済的関係を持っているのが現実です。

あまり知られておりませんが、昭和の時代において、学校は地域との関係性を極力排除するのを理想とすることを前提に教育システムが作られていました。それが昨年度までの教育委員会制度です。これはアメリカで行われていた教育委員会制度の思想的なあり方のための前提であって、西洋では、思想的に激しく、厳しいものがあらわになった社会が現実にあったためです。日本に持ち込まれた際に、日本的にするとして、法律の文言からは前提条件は外されました。しかし、昭和時代の左翼思想では、文言が外れただけで、結果として理想論を脱することができず、かといって歴史は流れ続け、非現実的な対応しかできなくなってしまったのだと思っています。

日本社会での教育の前提条件は、実際は多種多様であっても、元々が一元的な思想のあり方を前提とした社会であったわけですから、一元的な社会が多元的になることを前提とするような教育システムが必要であったということです。元々が一元的であった社会に理想教育制度を持ち込むことは、当初は目に見えて効果が発揮されました。しかし多様化が進むにつれて、結果として無理や無駄も増えていくことになったものだと思っております。

具体的にどのようなことか申し上げます。苓洋高校で、今年の初めに、今年の初めといっても１月か２月の時期ですね。そのときに苓明高校との合併を前提とした説明会がありました。私には当時中学３年生の娘がおりましたので、これからの受験生の保護者の１人として参加させてもらいました。普通に聞いたら、そこでの説明とは、「人口減少で学校入学者が減り、今のままでは学校の存続は厳しい」という説明でした。この説明を普通に聞いたら最もまともな、何の問題もない答えです。どこかに問題があるのかも普通にはわからない答えです。ところが、この答えでは、苓洋高校には適さないのです。なぜなら、苓洋高校は、県下で唯一の水産系高校だからです。地元におりますと、この事による違いというのには気づきにくいのかもしれません。また、県下で唯一ということは、天草に限らず、県全域からの入学者があるということです。また、毎年ではありませんが、県外からも入学者ももちろんございます。そんな苓洋高校を他の県立高校と一緒に、「人口減少で学校入学者が減り、今のままでは学校の存続は厳しい」とい

う評価に、「そうですか、では合併もしょうがないですね」と素直に聞くことはできませんでした。もちろん苓洋高校が県下で唯一の水産系高校としての存在意義を発揮し、厳しい中でも精一杯の努力をしていましたが、それでも人口減少で入学者が揃いませんという結果になったのなら何も申し上げることはございません。

苓洋高校は、ただ普通の高校として、普通に運営していただけです。普通の何が悪いのかと思われる方もあるかもしれませんが、県下で唯一の水産系高校なのだから、水産系高校として、海洋レジャーであったり、水産系のサービス業であったりとの進学・就職に対応するような学科を創設するとかの独自の創意工夫をして、初めて県下で唯一の水産系高校としての存在意義があると言えると思います。

また、人気の職業だけではなく、県内でもマグロの養殖事業であったり、熊本オイスターの養殖であったりと、これから大きくなるであろう産業が身近であるのに、加えて言うならば、うなぎや他の水産資源も枯渇の危機にあり、これからも養殖はもっと注目される事業だと思っています。そんな時期に、他の高校と同じタイミングで合併しなければならいのかと、この説明はなされなかったのが事実です。

私はもちろん、それらのことについて質問を行いました。ところが、私のような質問を想定していなかったのか、回答には時間が掛かるし、しかも質問をはぐらかすばっかりで、ひたすら合併を正当化するものでした。私の質問自体というのは、合併が駄目だとは申しておりませんで、合併前にもっと考えるべき事があるのではないですかと質問したつもりでした。私の言葉足らずだったのかもしれませんが、結果としては、どちらにしろ合理的な回答が得られなかったのですから、県教育委員会の対応としては同じことなんですけれども、こういう問題が起こりました。

このように、県教育委員会が決めることは、後ほどその地域に説明会を開くばかりで、結果に対して合理的な意思、合理的な目的が伝えられていないのが現状です。これは昭和３０年代までのように、全国的に合理的な意思の疎通がない状態の時と同じシステムで物事が決められてしまうことが原因ではないかと思っています。県教育委員の意思決定に、地域の意思との情報力の差は少ない、いやむしろ逆転していることも多いのが実情です。県レベルの秘密情報が公明正大とされる教育分野にあるとは思えず、高度で難しいというだけで、調べれば情報は得られるのが普通だと思います。ところが、県教育委員会に権限があると言うだけで、結果として独善的な決定がなされることもあるのではないかと思っております。

私は、私が正しいと断言するものではありません。ただ、今のままでは、疑問に思ったことをごまかしたままで意思決定がなされているのではないかと、不安ばかりが募るだけです。県教育委員会もただ後戻りができなくなってしまっただけなのではないかと思っております。私としましては、ただ間違った決定には素直に素早く修正できるシス

テムを持つべきだろうと思っております。

このことは、教育委員会システムの変更を余儀なくされている今だからこそ、教育長ではなく町長に伺いたいと思っています。教育長は、現在の法システムでは、県と対等との前提はございますが、現実には、人件費を県予算で請負っておる分、何らかの融通をしなければならない場合もあるんじゃないかと思っておりますので、安易な県の批判はできないと思っています。

システムの変更で町民に指示された町長が最終責任者として決定がなされ、教育基本法の改正が行われれば、待ったを許されない状況になります。県であれ、市町村であれ、首長が教育に無関心であれば熊本県の教育は人任せの無関心教育システムができあがるしかないということです。

我々は現在の県教育委員会と苓北町教育委員会の関係性を具体的には存じ上げません。また、苓洋高校と町との関係性も同じです。どこで意思決定がなされ、どこで最終判断がなされるのかはっきりわかりません。それが昭和時代に言われていた理想教育なのでしょうが、今はそれではいけません。今は責任を明確にすることが求められていると思います。

町長には苓洋高校を先頭に、地域と県との連携が濃密な教育制度の創設、それに対する提言や提案をお願いしたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

今、質問の中でもご指摘がありましたように、教育委員会に施設の管理以外はすべてまかされている。これはもう法律でそうなっているんで、ちょっとこれ答えにくいなという面も大分あります。ありますが、やはりそれではいけないなという思いもございます。

まずは、第一次安倍内閣では、もうちょっとのところで小さな市町村においては首長が教育の責任者であらなければならないというような文言が入りそうになったわけで、期待をしていたわけです。この期待をしたという言葉を大事に受け取ってください。ただし、内閣が１年で終わりましたので、今だずっと県の教育委員会主導、これ苓北町の芦塚教育長に大変申し訳ないんですけれど、ほとんどが天草の教育事務所で決まってしまう、全て。これにもう私は非常に残念に思うところでもあります。そしてまた、先生方の自由度が非常に奪われてしまっているということ。これについても、先生方が萎縮しきって、もう本当にサラリーマン化する大きな要因になっている。これが今の現状ではないか。先生が自由に自分の考え方で生徒指導したならば必ず次の日は新聞に載るはずです。そうなるとこの先生の居場所が段々なくなっていくと、こういうことですね。全ての先生が自由に行動をして、それがいい結果を生むとは限らないと思いますが、そ

ういう状況の中であるということでお答えをさせていただきます。

さて、県立高校再編整備につきましては、平成１９年１０月に、「県立高等学校再編整備等基本計画」が策定されました。この後期計画において、苓北町にあります苓洋高校も、天草地域にあるその他の２校とともに、再編対象となったことから、天草各地で後期実施計画策定に向けた説明会が開催され、苓北町でも平成２３年１１月２８日に町内小中学校児童生徒及び保護者を対象にした説明会が行われております。

また、私どもも、地元の苓洋高校の存続へ向け、海洋・水産系に関する県内唯一の高校であるという特異性、有意性を強調しながら県教育委員会に要望を重ねてまいりました。

このような関係市町村の要望や説明会における意見聴取を踏まえて、後期実施計画が策定され、それに基づいて現在、平成２５年度から２７年度までの後期実施計画が進められております。

計画によりますと、現在の苓洋高校につきましては、苓明高校、河浦高校の園芸科学科と再編統合され、１つの専門高校として平成２７年４月に開校する計画になっています。そして、現在の苓洋高校には、新設専門高校の苓洋校舎として、普通科総合コース１学級、海洋科学科１学級、これは海洋航海コース２０人、栽培・食品コース２０人の学級編成が予定されており、ほぼ現在の苓洋高校と同様の学科設置が予定されているところであります。

このことからは、従来から専門的な海洋・水産系学科があったからこそ苓洋校舎として存続させる方向になったわけであります。これは我々の願いが功を奏したと、１００％とは言いません。水産系の学校を、しかも今まであった場所、この苓北町の今の苓洋高校の中に置くということを方針として出していただいたことについては、私たちは非常に安堵をしたわけでございます。そういう地元からの要望の中で設置をしていただいた経緯もあり、引き続き、学科の存続が見込まれていることにつきましてはよかったのではないかと。このような状況の中で、私は現在、県町村会の代表として熊本県の教育振興基本計画である、くまもと「夢への架け橋」教育プランの推進委員会の委員を仰せつかっております。この委員会の中でも、県の教育行政、県と市町村教育委員会との連携などについて意見を述べさせていただいているところでございます。

県教育委員会、あるいは蒲島知事と言ったほうがいいかもしれませんが、これは子どもたちをいかにたくさん大学へ進学させるかということを目標にされているようでございまして、私はこれには相当大きな異存がございます。私は、中学３年生時に自分の将来を見定めることができる、自分のなりたい仕事は何なのか、そのためにはどのような高校等を目指せばいいのか、そのことの選択ができる子どもを育成してほしい、そのことを常々申し上げているところであります。あまりぴんとこない委員の方が多いようで

ございますが、結局、中学生を子ども扱いにするということの中で、全く親頼み、先生頼み、中学生が自分で自分の将来について、真剣に考えられない、真剣に考えてもはっきり答えが出ない。その相談相手が学校の先生じゃないかと思うんですね。その先生たちも昔みたいに機能しておられない先生が非常に多い。そういう状況を非常に心配しておりますので、今後ともこの委員をやらせていただいている限りはですね、とにかく小学校、中学校の教育が非常に大事なんだと。学力は小学校の低学年で決まる。そして、進路をしっかり中学生３年時には自分の考えを持って先生やら保護者と相談して決めていける子どもになってほしいなと、そういうふうな考え方でいるところでもございます。あえて申し上げますと、これ私たちだけではなくて、苓北町民一丸となってこの水産系の元熊本県立水産高校をこの地に残そうということが熊本県教育委員会に声が届いたということで、今後益々今、ご指摘にあったように、水産系はですね、大事な分野でございます。特に、今マグロから最近はカツオまで漁獲制限をしろという海外からの大きな声が届いております。そういった状況の中で、ぜひ、やはり養殖というのは、良質な魚をつくる養殖技術が相当進んできておりますので、これは日本中でですね、やっぱりそこの地域にあった養殖ていうのはどんどん進んでいくのではないかなと思っております。そういう核になるのが苓洋高校、今度は苓洋キャンパスになるんでしょうか。そこだと思っております。また、そこがしっかりした水産系の学校として責任を果たしていって、有意な人材をどんどん昔みたいに出していくようなことがあれば絶対に廃校になることはないと考えております。そのことについては、今後ともやはり将来を担うのは子どもでございます。子どもが自主的にいろいろ考えられるような、そういう教育ができるような教育委員会制度であってほしいなと思っておりますし、できますならば、やはり選挙で選ばれて、選挙で公約で教育の充実なんて皆さんおっしゃるでしょう。言わない人はほとんどいないですね、聞かれれば。そういって通ってきておられるんだから、やっぱりそういう熱意のある人たちにもやはり是非教育に声を出せるような法律制度にしてほしいなと思っているところでございます。

以上、野田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　ご存じのように、法律で首長の教育への発言というのは制限されておりますので、その中でできる限りの発言をしていただいて大変感謝いたしております。そんな中でも、町長は苓北町の首長として、この県の中でそういう教育の機会に発言する機会を得られているという、そういうところがですね、町民各位それぞれにも見えないし、実際どんな発言をされたのかというのがなかなか聞けないというのが今の苓北町の現実だと思います。そんな中で、今回、こうやって町長の教育に対する考え方というのを聞かせていただけたというのは、大変貴重だと思っております。どうもあり

がとうございます。その中でも、生徒たちがその中学３年卒業時には、自分の意思で、自分の将来を見据えて意見が言えるというのは、大変僕はすごく理想的だなと感じております。私の経験上、中学３年の時にそんなことができたか、できてないんですね。当時からしたらもう高校に行くか就職するかしか、中学校での選択てないてしか思ってなかったです。高校てどこ知ってるかて、天草管内の高校しか知らないというのが現実だったんです。ところが、そのあと高校入学して県内一円知るようになるし、で、大学に行って日本全国学校があるというのを知るようになって初めて、ああもっとあっちの高校行けばよかったとか、あっちの大学行けばよかったて、入ってから気づいちゃうんですね。それじゃ遅いんですよ。本当に中学時点である程度は把握できるぐらいの情報量を提供されるだけで全然違ったんだろうと今は思っております。結果としてはたいして変わらないかもしれませんが、それの意識があるかないかの差ですごく教育という実情が変わると、私自身は感じています。そんな中で、今後、町長が実際法律がどう変わるかというのはまだわかりませんが、いろいろなその教育に対して意見を言う機会等があると思いますので、そういう場での責任のあり方というのを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今のところは、あくまでも仮定でございますので、あまりこういう場で言うというよりも、何か別の場所で自由活発に話をお互いの意見を聞きながらやったほうがいいのではないかなと、私はどちらかと言えばもう先鋭でございますので、その辺のところはまた野田議員とは会う機会も多いわけですし、また、他の議員の方々、町民の方々ともですね、今後学校の統合問題、中学校の統合問題が決まりまして、これを速やかに、そして本当に充実した子どもたちの教育につながるようにどう行っていけばいいのか。あるいは、小学校の統合問題についても将来を見据えなければならないという意見も出ております。このことについても私の考えもぶつけながら皆さん方の意見も聞いてみたいと考えているところでもあります。そして１番は、やはり私はこの苓北町に帰ってきて政治をやりたいという思いというのは、これはやはり小学校、中学校のときの先生とのふれあいが非常に楽しかった、思い出深かった、そしてその中でまた友だちとのふれあいも非常に深く、楽しく生活ができたという思いがあったからこそここで政治の場を得ようと帰ってきたところでございます。いろんな考え方あるかと思いますが、やはり小学校、中学校の思い出が深ければ深いほどふるさとに帰りたいなと思う気持ちが強くなるのではないかなと思います。その中で、今、先程野﨑議員から雇用の場ということで、雇用の場を探す、これはもう当然私たちの大きな仕事でもありますが、しかし、ない場合に、やはり遠いところでも行ってほしいな、自分の思うような就職してほしいなと、ちょっと長くなって申し訳ありませんが、最近は苓洋高校の就職先見ま

すと、昔の伝統的な水産系のそれも優秀な企業に勤める人が少なくなっている。どっちかというと近場に全部こう就職をしている。これは企業の思惑もあるのかもしれませんし、本人よりも家族の思惑もおありになるかもしれません。そういうことで、やはり今後子どもたちが少なくなっていく、今まで少子化に歯止めをかけたい、その思いの中で政治をやってきましたが、これもやはりあきらめてはいけません。あきらめてはいけませんけど、その少なくなった中でどうしていくかということも考えていかなければならないと思っております。

答弁はこの程度でよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田　明君）　野田君。

○１番（野田謙二君）　本当に法律で制限されている以上、苦しい答弁だとは思います。どうもありがとうございました。

私としてもですね、本来はもっと教育というのは自由に行えていいんじゃないかと思っている人間です。教育自体がこうでなければならないとか、限定されるものではないと思っておりますので、これからもっと自由活発な教育がなれるように、教育長も含めてご期待しておりますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉田　明君）　これで野田謙二君の一般質問を終わります。午前中、若干お時間残っておりますが、１２時３０分より議会運営委員会の開催のこともあり、ここで１３時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時４８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩中の本会議を再開します。引き続き、一般質問を行います。

通告４番、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　通告４番、１０番議員、錦戸久幸です。私は、２つの質問項目について一般質問を行います。

まず最初に、１、町の文書管理についてお伺いします。

町の文書管理は、町民の権利保護に関わる大変重要な事項でございます。保管は良好に管理をされているのか。また、保管場所は十分確保されていて、しかも安全な状況でしょうか。お尋ねをいたします。

現在の町の文書管理は、昭和３８年６月２４日付けの規定第１号により定められ、平成１９年４月１日改正を最後に７回見直しをしてありますが、制定から半世紀５０年を

越えました。内容が現状にあわない文言、例えば、第２６条に、退庁時限後の発送に関する条文がありますが、この中に、当直員の記述があります。役場庁舎は、当直制から警備会社に移行して久しくなります。このことでさして支障はないこととは思いますが、この際、見直しをされてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

また、第３５条に、文書の廃棄が規定してあります。保存期間の満了した文書は、総務課長が主務課長に合議し、その文書中、印章等移用のおそれがあるものまたは秘密に属するものを抹消または裁断した上、会計管理者に回付しなければならない。ただし、保存期間が満了しない文書のうち総務課長又は主務課長において、保存の必要がないと認めたものについても、また同様とするとあります。この運用の実態についてお尋ねをいたします。

次に、質問項目の２点目、石炭灰行政の展望と課題についてお尋ねをいたします。

この石炭灰関連をこのタイトルで取り上げたのは今回が４回目になります。まず１回目は、今年の３月議会で町と進出企業の間で結ばれた事業進出協定書上、町は前にのめりこみ過ぎと思われても仕方のないようなＡＣⅡを長期継続的に活用することに努めるとなっておりますが、町の公共事業だけでは無理があるという趣旨のことでお尋ねをいたしました。

今回は、広報れいほく、平成２５年１１月号の記事によりますと、熊本県の地震・津波被害想定調査によると、苓北町では約９００世帯が浸水・倒壊の恐れがありますとの記事がございます。それによりますと、熊本県の地震・津波被害想定調査によりますと、苓北町では約９００世帯が浸水・倒壊の恐れがあります。また、国の発表によりますと、南海トラフ地震は必ずやってきます。一般に２０ｃｍから３０ｃｍの津波で人が流され、５０ｃｍで車も流され、２ｍで家が倒壊すると言われています。それに備えて、町では仮設住宅用地の整備を進めています。現有の町有地では、約２４０戸しか建てられません。上津深江の防災ゾーンや計画を進めています麟線の湯横の防災公園を整備してもまだ３００戸あまり不足します。これからも町では、できるだけ多くの仮設住宅用地をつくる予定ですので、ご理解をお願いしますという広報れいほくの記事でございます。そして、この記事の横に石炭灰ＡＣⅡ７万m^3を使用する避難地が工事中で、その様子を２枚の写真入りで紹介してあります。ここの山手側法面までは町工事として施工し、その上の部分は法人の方が造成されると聞いております。地形的に関連施工の要有りと思いますが、町工事の完成や工期に影響はないのかを伺います。

次に、仮に９００世帯分の仮設住宅を建てなければならないとき、入居するまでにどのくらいの期間がかかると思われるか伺います。

次に、仮設住宅には、電気、水道、下水道等が必要になります。これらを含めた全体の造成費用はどのくらいかかり、その内、町負担額はどの位と見込んでおられるのかを

お伺いいたします。

今までのような仮設住宅用地造成の考え方より、人口減少、超高齢化が進む我が町にとっては、現存する町有施設等を有効活用するべきだと思うが、どうでしょうか。例えば、平成２７年度からは３中学校の統合が目前に迫り、この案件だけでも坂瀬川、都呂々２校分の２階建て校舎、体育館、坂中のグランドがあります。本当に災害が発生しますと、その直後から避難所として活用できると思います。ここには既にトイレ、洗面、シャワー、調理室まで完備してあります。私はこんな素晴らしい仮設住宅施設はないと思います。もっと現実的に費用対効果を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ＡＣⅡについてお尋ねします。

ＡＣⅡは、使用する高さが１ｍくらいまでは露盤材、それ以上は盛土材と呼んでいるとのことですが、構造材ではなくて、盛土材を１０ｍあまりの高さにまで積んで構造上、安全とは何が根拠になっていますか、お尋ねします。

また、ＡＣⅡの耐用年数は何年となっているのでしょうか。

以上をお尋ねし、問題提起を終わります。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の錦戸久幸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町の文書管理につきましてご質問がございました。町の文書管理につきましては、管理規定により永久保存から１年保存までに分類し、各課毎に書庫へ保存しております。重要な書類につきましては、金庫に保管をしております。

また、管理規定改定のご指摘がありました。第２６条の文書発送の規定は、ご指摘のとおり、実情に合っておりませんので、現状に合わせて改訂いたします。また、今後見直しをしまして、現状に合うか合わないか、よく精査をさせたいと考えているところでございます。

また、今のところ、保存する可能なスペースは足りていると聞いているところでございます。

次に、上津深江地区の防災ゾーンの工事につきましてのご質問でございました。山手側、法面上部の法人所有地との関連施工につきましては、町工事の工期に影響があるのかどうかというご質問でございました。法人にお伺いをしたところ、２５ｍ以上の同時造成については、農地転用許可申請の手続きの準備をされていると聞いております。町と法人の関連工事箇所は、土波と道路の接続部であります。町関連の接続工事部分につきましては、現工事の進捗状況を見ながら法人とも相談をしながら若干計画変更をし、工期内に完成させたいと考えているところでございます。

次に、仮設住宅の建築から入居までの期間についてのお尋ねでございました。これは

あくまでも阿蘇市の例でございますが、概ね１ヶ月でできたと。ただし、これは戸数にだいぶん開きがありますので、今後、これは詰めていかなければならない問題だと考えているところであります。

また、電気、水道、下水道等の整備費用や町の負担額につきましては、地震や津波の規模、被害規模等により補助が確定して、町の負担額も決まると考えられておりますが、ちなみに阿蘇市の場合は、仮設住宅は県費による整備で熊本県の所有となり、阿蘇市の負担はなかったと聞いているところでございます。

それと仮設住宅については、各中学校の校舎、体育館、グラウンド等の現有施設で十分間に合うのではないかというようなことでございました。これは一時的には避難は可能でありますが、都呂々中が海抜３．１ｍ、坂瀬川中が海抜５．１ｍのどちらかと言えば低地にございます。熊本県が想定しております津波被害の予想が３．１ｍに、これを満潮時を加味しますと約５ｍとなり、仮設住宅の用地としては適さないと考えておりますし、また、一時的な避難場所としてはご指摘のとおり、十分立派なものだと考えておりますが、ご承知のとおり、東日本大震災で仮設住宅に入っておられる方、もう２年８ヶ月から９ヶ月になられます。要するに、その間、教室を区切ってずっと町民の皆さんに住んでいただけるのかどうか。私は疑問に思います。私は、長期に及ぶ仮住まいはやはり仮設住宅をつくることでしっかりと今後の再建計画を練っていただくほうが町民の健康状態の維持等には適していると考えておりますので、あくまでもこの中学校統合後の施設は、一次避難場所、仮設住宅ができるまでの間というような位置づけにしてまいりたいと考えております。

また、南海トラフ地震は、今後３０年以内には必ず発生すると云われておりますし、これは明日きても、２、３年後にきても全くおかしくないと聞いておりますので、防災対策は更にできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。これが９００戸になるのか、５００戸になるのか、全く壊れる家がないと、そういうことであれば、まずは一番幸いなことでありますが、しかし、やはり我々が出した予想じゃないんです。国とか県が出した予想に対して、我々はそれに対する備えをしていかなければならないと考えているところでございます。

また、これ盛土材の安定性の検討につきましては、熊本県の開発許可制度と開発許可申請の手引きを参考にしまして、宅地防災マニュアルの解説をもとに検討を行っております。構造上の安全面につきましては、盛土材の強度に左右されますが、強度のない土で盛土を行うと円弧滑りが発生し、崩壊します。

以前もお答えをしておりますが、盛土材としてのＡＣⅡは、土と比較した場合、はるかに安全と言えます。ＡＣⅡの耐用年数のことをお伺いになられました。ＡＣⅡは盛土材として使われており、耐用年数については定めがありません。平成１７年の内田工業

団地内の盛土実証工事においては、８年を経過しておりますが、納品当時より圧縮強度が強く、高くなっており、土と比較して防災面でもより安全なものと考えているところでございます。

以上、錦戸久幸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１番目の質問項目ですが、この町の文書管理について、この２６条関係では現状に合わない部分があるので、見直していきたいというふうなことでございました。それから、私この文書管理について一番危惧をしたのが、もう文書を保管する書庫が狭くてもう保管するのにちょっとこう無理があるというふうなことであれば、やはりこうして文書を狭いからというようなことで整理・廃棄が進みはせんかなと思いました。ところが、今お尋ねをしてみますと、町長の答弁で、書庫にはまだゆとりがあるというふうなことでしたので、一応この点は安心をいたしました。

そして、ただこの文書を廃棄するについては、やっぱりこうして規定で廃棄の基準が示してあります。このことについて、例えば、もうこういったことでその保存期間があるのに例外的に廃棄をするというふうな規定もありますので、もしこういったことで例外規定の運用で処理をされている場合があるのかどうか。その点を１つお尋ねをしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　文書管理につきましては、３０年から１年までそれぞれ分けて規定をしてあるんですけども、年限が来た場合にどうしても手狭になりますので、その点につきましては合議をしてから廃棄という形をとります。今おっしゃいましたように、年限がきてない分の文書について、あえてその捨てる、廃棄するという事案は今までないです。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　今までにそういった例はないというようなことで、またそれは大変よかったなと思います。しかし、保存、整理をされるについては、非常にこうして大変なご苦労もあるとは思いますが、この町の文書というものはもう全てが公文書として扱われておりますので、これは町民の権利、保護にもかかわるものがやっぱりあると思うんですね、いっぱい。ですから、そういった面で、保存年限がきたからこれはもう廃棄するというふうなことも、それはもうやむを得ない面があるかもしれませんが、できるだけ保存をしていただくようなことでお願いをしたいなと思います。そして、私が先程お尋ねしたのは、その保存期間が満了しないものでも例外的に処分ができるというような但し書きみたいなこともありますので、こういったことが案に簡略的にこうして認められていきますと、町にとって都合の悪い文章ももうこの際だから処分しろとい

うふうな機運になってはいけないと思いますので、今回はこのことを一般質問で取り上げさせていただきました。

それから次に、２番目の質問項目ですが、これは町長が非常にこうして避難場所の設置について熱心なのは、私もよくわかります。災害から町民の命を守るということでは、これは確かに大事なことだと、私も認識をしております。ただしかし、その私が感じるのはですね、避難場所を例えば９００世帯仮設住宅必要だから９００世帯分の避難地をつくるということもある面それは大事なことかもしれませんが、私は、先程言いましたようにね、町の今現在あるそういった町有施設、そういったことをこれは第一番に有効活用するというふうなことで考えていただきたいと思うわけですよ。先程坂瀬川中学校の高さ、都呂々中学校の高さ、町長が示されましたが、この災害はいろんな形態の災害があります。ですから、今回主に町が対応しようと思っておられるのは津波災害に対して対応しようというようなことで高台に９００世帯分の仮設住宅用地を拓こうというふうな考えだと思います。私は、このね、今坂瀬川中学校、都呂々中学校が統合によって空き校舎になるのでそれを有効活用するようにしましょうと提案もしておりますけれども、もし津波災害があったときに、私はここを第一避難所として私は提案しているつもりは毛頭ございません。何でかと言いますと、津波災害のときにはより早く、より遠く、より高いところに逃げること。これはもう津波のときの３大条件です。ですから、これはね、津波が起きたら一応もう高いところ目指して逃げ出す。そして、津波がおさまったら、津波もそう２日も３日も津波の波はあるわけじゃありません。津波が引いたらもうすぐ元の平地になっとですよ。ですから、そのときにもう２階建ての校舎が２階の床まで浸かるようであれば、これは避難所になりませんけども、今想定してあるのは、天草地域で約４ｍと言われておりますので、４ｍ超えて津波が来るかもしれません。しかし、２ｍぐらいで収まるかもしれません。それはそのとき来てみなければわかりません。ですから、その一応第一次的に高いところに避難して逃げとる。そして、潮が引いたらやはり下ってきて、その昼間ばかりとは限りませんので、昼間起きてもまた夜がきます。そしてまた、気候のいいときばかりでもありません。天気のいいときばかりでもありません。ですから、一応は逃げたけども、津波の波が引いたら避難所に逃げられると。そこを私はね、坂瀬川中学校とか都呂々中学校とか、それを活用すれば十分できるんじゃなかろうかと思います。そしてまた、その先程から午前中の一般質問でもありましたけれども、高校再編によりましてね、苓洋高校の校舎も今までよりもやっぱりゆとりが出てくるんじゃなかろうかなと、いざというときには、熊本県とも苓北町と協議をされて、いざ災害があったときには、そういった非常時の対応の仕方、利用の仕方、そういった利用方法もやっぱり日頃から検討をしておく必要があっとじゃなかっかなと思うとですよね。ですから、そういったことで、何が何でも避難地をつくることが最優先ではなく

て、避難地をつくることも大事だけども、やはりいざ本当に現実にそういった災害が起きたときには、現実の問題としてやっぱり天露をしのげるような、そういった施設は是非これは計画に加えていただきたいなと思うとですよ。その件について。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　確かに、災害が起こったらすぐ逃げる。これはもう大事なことでありますので、今それぞれの地域の高台につながる防災道路を整備をいたしたところでございます。高台がないところは、高台を一時しのぎではありますが、そこに避難してもらうためのところをつくったわけでございます。また、今錦戸議員ご指摘のとおり、その災害が収まったならば、とりあえずその学校とか、学校の体育館とか空いているところに入ってもらう。これは確かにおっしゃるとおりでございます。しかし考えてみてください。教室を幾つかに割って入っていただく、これを２年も３年も続けろと、私の立場なら言えません。住んでみてください。それは１ヶ月、２ヶ月なら辛抱できると思います。もうこういう状態だからということで。だからそういう考え方で私はおります。仮設住宅は、仮設住宅でさえもう２年も３年もおればもう大変だという声が東日本のいろんなところで聞かれます。ですから、教室にとか、体育館でですね、セパレートしたところにそれは２年も３年も入っていただくというわけには、私はいかないと思っております。一時的に入っていただくというのは、もう錦戸議員ご指摘のとおりだと、私は思いますが。とても私はそんな準備をしないでそこにずっと入っときなっせて、町民に私は言うつもりはございません。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　それは町長が言われることもそれはもうそうですよ。それはそうですよ。ただあまりにもね、今までもしそういった災害に苓北町が見舞われたときに、その中学校が統合になる、その校舎をもっとこうして、その災害避難時にも対応できるような対応で検討できないかというふうなこともこれまでも言ってきました。しかし、そのことは正面からはなかなかお答えにならなかったように思います。ですから、そのことも今後中学校が統合されるについてどういった利用方法におちつくのかはわかりませんけれども、いろんな利用形態がされるにしても、もしそういった災害が発生をしたときには、とにかく避難所、仮設住宅、それに最優先に対応できるような方法をやっぱり考えていただきたいなと思うとですよ。そのことはもう是非ですね、やっぱり今後の町の災害対応として組んでいただきたいなと思います。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　確かに、ご指摘のとおり、一時的にですね、体育館とか校舎の教室をですね、避難場所として使うのは致し方ないと思うんですが、機密性も保たれない、トイレもですね、共同ですよ。これはもう一時的だからしょうがないから我慢して

くださいと言うことは、もう当たり前のことだと思いますが、これを２年も３年も私は続けていただくわけにはいかないと。そして、確かに、避難地、仮設住宅用地については、今後工夫の余地はたくさんあると思います。ただ学校教室とか体育館をですね、区分けして２年、３年住んでいただきたいということのないように適切な仮設住宅用地というのは開発していかなければならない。これはあくまでも今９３０戸と言ってますが、それを納めるのにその分だけ必要かどうか。あるいは、今ある町有地をどう使えるか。こういうのは今ご指摘もございましたし、相当検討の余地があると思っております。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　そしてね、私が１つ考えるのに、この町の公共施設だけじゃなくてですよ、その本当にこういった大きな災害が来たときに、やっぱり日頃から町民の方同士でいざこういった災害がきたときには、お互いにどうしようというふうな住民間の連携も私は大事じゃなかろうかなと思うとですよね。それはどういうことかと言いますと、苓北町も人口が本当に減ってきました。もう１番多いときから考えますと、もう半分以下になってきたと。ですからね、町内全域で同じ災害が、同じ被害が起きるとはまず考えにくいですよね。やっぱりいろんな災害によって、災害は起こりますけれども、被害は起こりますけれども、その場所によっては、うちはもう安全やったという場合もいっぱいあります。ですから、例えば、今度津波が４ｍ天草で想定されとるということになりますと、もう少しこうしてきめ細かくですね、住民に４ｍラインはここら辺までですよと、だから４ｍの津波が来たらお宅は水没をしますから、その避難するときにはその覚悟でいてくださいというふうなことも住民に対してもう少しこう示していただければ親切心があっとじゃなかろうかなと思います。例えば、そうしていただきますとね、改めて高台にある家、そこら辺はもう津波に対しては安全なんですよね。ですから、そういった高台にあってわりかし短期間に収容できる、収容できるておかしかですけど、お互いがそういったもし津波のときはあんたん家へ避難させてくれろとか、そういったこともお互いが日頃からしておきますとね、これ非常にいいんじゃなかろうかと思うとですよ。また、津波に限らず、他の災害でその高台にあるうちが何らかの災害で襲われたときには、そんときは、海岸べたの低い土地の人たちにお世話になりに行ってもよかじゃなかですか。ですから、お互いに日頃からそういった何ていいますかね、援護できるようなそういった考え方も私はこれからは必要じゃなかろうかなと思うとですよ。幸いと言いますか、一時期に比べまして非常に各世帯とも人員が減っております、世帯人員が。今までは５、６人おったけども、今はもう俺たちが２人、もう１人暮らしというところがいっぱいあります。ですからね、どんな寒いときやったって、もう夜具も押入れの中にいっぱいあるし、もう食べ物も倉庫の中にいっぱいある。それでそういったことでいざというときには、お互いが災害にあったときには、お互いがそういった

ことで融通をつけることで町民同士の親睦も深まりましょうし、そういったときの本当に苦しいときのお互い助け合い、やっぱりこういったものも非常にこれからやっぱし大きく活用していかんといかんとじゃなかろうかなと思います。そういう点のこの考え方についてちょっと。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　確かにですね、これはまた土砂災害等はですね、今、予期せぬような豪雨がございましたりありますので、これ山間部のことも気を付けておかなければなりません。今、おっしゃったように、本当に前は多人数世帯だったのが、今は１人とか２人とかの世帯が多ございます。これは本当に気心の知れた人たちがですね、そこの同じ家に住むというのであれば、それはそれで我々も今、いい案をいただきましたので、進めますが、２年も３年も他人が一緒に住むなんていう話は、これは別棟なら別です。だからそこも我々も探してみたいと思います。町民のお知恵も借りてみたいと思います。ただ一緒の建物に別家族が住むというのは、これは短期間、本当短期間で住まわせたいと、その間は、やっぱり独立した、小さくても独立した家、あるいはお持ちであれば空き家等々は、今せっかくのいい知恵をいただきましたので、今後、災害対策として計画の中に入れていかなければならないかと考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　確かにね、町長が言われるように、期間が短いとお互いに、そしてああ大変やったなということで、そういった互助精神もあると思いますけども、やっぱり長くなるとそういった面も気まずいこともやっぱり出てくる可能性はありますよね。そういったことで、スペースが狭いところではなかなかやおいきませんけども、やっぱりその家次第では、離れがあって空いとると。そして、小屋も名称は小屋だけど、住んでいただくとには支障がないというふな建物も、世帯もやっぱりもうかなりあると思います。そういったことで、また町の事務方もいろいろと煩雑になって大変でしょうけども、そういった民間の活力、活力、おかしかですかね。民間所有のそういった建物も災害時にはお互いが融通をしあって、そして、もしものときの災害からお互いがその難をより小さくするというふうな考え方の中で取り組んでいただきたいなと思います。

それから、このＡＣⅡの件については、もうこれまで相当何回もお願いもしてきました。これは誘致企業の意味合いが非常に強いのでね、これはやっぱり会社の存続、それについて、やっぱり町も一生懸命考えてやらなければならない。私も思います。それで、ただしかし、その１つ気になるのがね、この進出企業に対して、やはりこの町が公共工事をつくって、そしてその製品を納入していただいて、ずっとこうしてやっていくというふうな図式が今見えてきていると思うわけですよね。ですから、これは非常にこう進出企業として今後も継続していってもらわなければいけないことでありますが、これを

やっぱり１つ工夫をしてですね、町長。これは町の公共事業だけではもう私は無理があると思うとですよ。ずっと前からも言っておりますけどね。ですから、今度もう九州電力の中であれだけの面積の灰捨て場の土地が、まだ土地と言われんとですかね。広場ですかね。広大な土地の広場ができました。それであそこにやはりこう計画的にですよ、計画的にやっぱし今の平積みから立体的な感じで順次こうして積み上げていって、あそこで何かその安定的にその収納というか、要するに、供給をしてもらうというふうな、やっぱりそういったことを考えないと、やはりこうして避難場所つくりだけではね、私はもう何かいつかもう限界がくっとじゃなかろうかと思うとですよ。これは確かに、町長がいつも言っておられるように、苓北町と九州電力は運命共同体だと、それで九州電力にもいろいろ町として言いたいことも言ってきたし、また、これからも言ってもいきたいという町長の気持ちだと思います。ですから、これにね、進出企業まで入れて、三者が、こう私は今はもうトライアングルになっとっとじゃなかろうかなと思うとですよ。ですから、進出企業も今後安定的に経営がなっていくように、安定的に操業ができるように、やはりもうここでね、本当九州電力に対して、やはりもともと灰捨て場でありますのでね、そこに何とかこうして、企業の存続のために、または苓北町のこれからのためにも、それはひいては九電のためにもならせんかなと、私は思うとですよ。ですから、この点はやはりやっぱり町長にはよりこう今までよりも力を入れて頑張っていただきたいと思います。これはもう田嶋町長をおいてほかにはそういった力量を発揮できる人は私はいないんじゃなかろうかなと思うとですよ。そこら辺について考えを１つお願いします。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　まず、お断りをしておきますが、確かに誘致企業としてのエコアッシュ、協定を結んでおります。これは必要性があるときには使うということですから、必要性をわざわざ見つけ出してということではございません。たまたま今需要が大きくなったのは、東日本大震災があった後でございます。これは盛土材として素晴らしい性能があるわけでして、そしてまた、我々にとっては泥を持ってくるより安い、そういうことが大きなメリットでございます。今後は、必要性がある予定があるところには使ってまいりますが、わざわざ探してまでという考えはございません。ここは民間企業でもございますから、民間のご努力もお願いしたいと考えているところでもございます。必要な場所に必要な製品を使っていくということは建て前です。それと今、九州電力のことをおっしゃいました。確かに、九州電力が排出したものですから、そこに対する災害防止的なことは必要ではないかなと、私も思っております。あそこはですね、津波に対して、確か３ｍ以下ぐらいの想定でつくってあるはずです。ですから、今おっしゃったような形で、どういうふうにして今後３ｍ、４ｍの津波が来たら防御なさるのか。そ

の辺はよくお伺いした上でですね、必要性があれば是非使っていただくような指摘をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　その件はもう是非町長にお願いをしておきたいと思います。

それから、先程は、私、灰捨て場に立体的に積むだけをいいましたけれども、町長の答弁では、もうその先のことも答えてありました。ＡＣⅡを使って、そして今外周の護岸ですよね、あれもやっぱりこうして今よりもやっぱり強固な護岸もしていただいて、そしてこう九州電力苓北発電所は熊本県でももう本当大半の電力をこうしてつくっていただいてとるわけですから、その九州電力の社会的責任もやっぱり大きいものがあると思うとですよ。そして、またそういったところにＡＣⅡを使っていただくことによって、ＡＣⅡの強度のより安心感、安全感、これはもう町民の方もね、やっぱり残して、ああいいことだと言って歓迎されると思うとですよ。ですから、このことはもう先程も言いましたが、私はもう田嶋町長をおいてほかにはなしえないと思うとですよ。その点は１つよろしくお願いをしておきます。

それから、町長はその町が必要とする工事についてはするけども、仕事をつくってまではしないんだというふうなお答えでした。それはもう当然そうあるべきだと私も思います。ですが、私が今までこの件をずっとながめてきておりましてね、もう最初この取組に対してもう１０年ぐらいなりますけども、その間、非常にこうして気になっていることが１、２あります。それは要するに、１つには、実証工事をするときに、その当時は町の金で苓北町が施工するんだというふうなことで計画をされました。ところが、それはおかしいんじゃないのという議会の強い声もありまして、最終的には今の工業団地の敷地内に実証工事をするようになりました。ですから、これはやっぱりね、こういったことはもう結果がそういったことに落ち着いたらからよかったけど、やはり実証工事はあそこにしとったからよかったけど、これを町でしとったらやっぱりちょっと具合の悪かですよ。そういったことで、まあそのときはそのときの判断で、まあ議会もそのような判断でしたからよかったんですけどね。ほんでそういったこともありますので、まあ町長幸に今でも仕事のためにはしないんだと、町が必要とすることにだけ使っていくんだというふうな答弁ですので、私もそれは、今後はぜひそういう待遇で構えて貫いていただきたいなと思います。

まだほかにも言いたいこともありますけども、そういったことで今後の町長のそういったことに期待をしましてね、一応、今日はこれで締めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　これで錦戸久幸君の一般質問を終わります。

以上、全てをもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。なお、明日は、午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時４６分

平成２５年１２月１３日（金）

（第２日目）

平成２５年第２２回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

平成２５年第２２回苓北町議会定例会は、平成２５年１２月１３日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次の通りである。

１番	野田　謙二	２番	浜口　雅英
３番	山本　政人	４番	大仁田藤男
５番	田嶋　豊昭	６番	野﨑　幸洋
７番	錦戸　俊春	８番	山下　時義
９番	松野　重幸	１０番	錦戸　久幸
１１番	神﨑　公顕（副議長）	１２番	倉田　　明（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	山口仁人	主幹	原田正子

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋章二	副町長	松野　茂
教育長	芦塚博昭	総務課長	田嶋健一
税務住民課長	荒木広之	企画政策課長	岡田晴喜
教育課長	山崎秀典	土木管理課長	益田大介
農林水産課長兼 農委事務局長	吉村文雄	商工観光課長	田尻幹雄
水道環境課長	大田勝彦	福祉保健課長	田尻伸治
健康増進室長	山崎敬一	会計管理者兼 会計課長	福田忠輝
監査委員	登本玄一		

８．議事日程

日程第　１	報告第	３１号	例月現金出納検査の結果報告について（平成２５年度８月分・９月分・１０月分）
日程第　２	報告第	３２号	平成２５年度苓北町定期監査の結果報告について
日程第　３	報告第	３３号	所管事務の調査結果報告について
日程第　４	報告第	３４号	所管事務の調査結果報告について
日程第　５	報告第	３５号	所管事務の調査結果報告について
日程第　６	報告第	３６号	所管事務の調査（合同視察研修）結果報告について
日程第　７	陳情第	３０号	国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について
日程第　８	議案第	２０６号	苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第　９	議案第	２０７号	苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第	２０８号	天草広域連合規約の一部変更について
日程第１１	議案第	２０９号	熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託することの協議について
日程第１２	議案第	２１０号	平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）
日程第１３	議案第	２１１号	平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１４	議案第	２１２号	平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１５	議案第	２１３号	平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）
日程第１６	議案第	２１４号	平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）
日程第１７	議案第	２１５号	平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１８	議案第	２１６号	請負契約〔苓北町温泉センター大規模改修工事〕の締結について
日程第１９	議案第	２１７号	苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２０	議案第	２１８号	苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第２１	議案第	２１９号	苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第２２　議案第２２０号　税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について

日程第２３　陳情等文書表について

日程第２４　閉会中の継続審査調査の件

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（倉田　明君）　おはようございます。只今の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　報告第３１号　例月現金出納検査の結果報告について（平成２５年度８月分・９月分・１０月分）

○議長（倉田　明君）　日程第１、報告第３１号、例月現金出納検査の結果報告書（平成２５年度８月分・９月分・１０月分）が提出されましたので、写しをお手元に配付しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３１号を終わります。

議事に入ります前に、監査委員の出席を求めておりますので、監査委員の着席をお願いいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　報告第３２号　平成２５年度苓北町定期監査の結果報告について

○議長（倉田　明君）　日程第２、報告第３２号、平成２５年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

平成２５年度苓北町定期監査結果公表書の提出があっておりますので、写しをお手元に配付しております。定期監査の結果公表書について説明をお願いします。登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君）　おはようございます。代表監査委員の登本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

さて、このたび平成２５年度の苓北町定期監査を実施いたしました。定期監査を実施しました結果につきましては、何ら法令に違反するような事例は見受けられず、関係諸帳簿及び帳票などはよく整理されておりまして、係数においても誤りはなく適正に執行されていることを認めました。

さて、皆様方のお手元に平成２５年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、この公表書の２０ページに記載しております要望事項についての補足説明を少しさせていただきます。

１番目の要望事項は、備品である消火器の購入についてですが、定められた事務処理によりまして見積書を業者から徴収し、同じ形式で同じ規格の国家検定合格書がついた消火器を複数の課において合計で８１本購入されておりました。しかしながら、見積り業者や購入個数の違いはあるにせよ、価格において大きな格差が見られております。よ

って、今後の物品の購入に際しましては、事前に全課の状況をよく把握した上で一括購入することとし、見積り業者の選定などを含めまして十分な検討をしていただき、適正な支出に心がけられるよう要望をしたところでございます。

次に、時間外勤務命令、俗に言うところの残業についてですが、この時間外勤務命令については、提出いただいた資料に基づきまして各課より聞き取り調査を行いました。その中で、平日における時間外勤務命令の開始時刻のばらつきや実際に勤務した時間に関係なく、一律の時間外命令が出されているものが見受けられました。これらは全体から見れば公平さに欠けており、適正でないと判断をいたしました。このような時間外勤務命令や手当ての支給につきましては、関係法令に基づきまして、公平で統一した運用に努められるよう要望をいたしたところでございます。

次に、財産管理についてですが、昨年度の定期監査においても里道や水路の無断使用または占有などの実態を調査し、現状を十分に把握して指導を徹底されるとともに、売却可能なものについては払い下げを行うなどの対応をするように要望をしたところですが、今年度も昨年度に引き続きさらに現状把握に努めていただき、指導の徹底をしていただくように要望をいたしました。

また、公用地の貸付については、住宅地やそれ以外の利用形態に関係なく、原則として１㎡の貸付単価は９０円との説明を受けましたが、中には利用目的が同じなのに単価が異なっているものも見受けられました。また、全体的に見ても貸付単価が安いので払い下げ土地を購入するよりも借りていたほうが有利となるケースが考えられますので、貸付単価については、隣接地の評価額などを参考にしながら適正な貸付単価になるよう要望をいたしました。

次に、税金の滞納処理についてですが、税金の滞納処理については、町税のほかに介護保険料や後期高齢者保険料または奨学金の返済などがあるわけでございますが、昨年度からは税務課が中心となりまして滞納処理強調月間を定め、関係各課と連携しながら情報の共有化や滞納処理整理簿への記録への徹底が図られ、随分と事務処理が改善されてまいりました。しかしながら、新たな滞納も生じております。今後とも関係各課との連携によりまして、滞納者への生活実態や収入の実態把握に努めていただきまして、さらには、滞納者の自宅を訪問するなどによって税金の納付義務の啓発にも努めていただきたいと思います。

最後になりますが、施設の老朽化への対応についてですが、各施設を回ってみますと、設備が老朽化して使用不能になっているのにも関わらず、そのままになっている事例が随所に見受けられました。例えば、ナイター照明やサイレンなどですが、これらは塩害などによりまして落下の危険がありますので撤去すべきであると要望しております。また、このほかにも役場庁舎を含めまして、施設老朽化への対応が必要だと思われるもの

がございます。これらについては、早急に対応することによりまして、結果として修繕費を安く抑えることにつながるものと思われますので、一斉点検を実施していただき、必要な事案については早急な対応をお願いしたところでございます。

要望事項の補足説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１点だけお尋ねします。

この１９ページに宅地造成事業特別会計が記載してございますが、これで予算的には１，０９３万６，０００円計上してあるわけですが、現在、定期監査までにはそれがなかったということですが、この担当課から説明を受けられて、現在の見通しというか、年度末までの見込みについてはお尋ねになられましたでしょうか。この点を１点お尋ねいたします。

○議長（倉田　明君）　登本監査委員。

○監査委員（登本玄一君）　宅地造成事業でございますけれども、前年と比べまして、前年が３７０万円今年度収入が減っておりまして、あまり大差はないわけでございますが、売れていないのが、ちょっと今私資料は持っておりませんが、あと財の尾ニュービレッジで１１区画残っていると記憶しておりますけれども、今後の販売見込みについては説明は受けていなかったと思われます。存じあげておりませんので、よかったら当該課長から説明をさせたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

以上でございます。じゃあ当該課長、よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今の宅地造成事業の件ですけども、２５年度につきましては、この監査していただきました後に、現在、契約まで結んでいる分が１件ございます。これにつきましては、契約書を今かわしておりまして、後は収入をあげましていただくというような形の手続きをしております。現在のところ、２５年度は財の尾が１区画売れているという状況です。

○議長（倉田　明君）　ほかにありませんか。神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　私は要望事項で消火器関係の値段が違うのがそれぞれあるというようなご指摘だったんですけども、庁舎の管理は総務課が一括して行われるんじゃないかと思っております。それですから、どうしてこんな事案が出てきたのか、監査委員さんは第三者からこうおい出でございますので、こういうことを役場はやっておるのかという感じがされたんじゃないかと思いますけれども、その点、説明を伺います。どういったことでそのようになったのか、ご説明を伺います。

○議長（倉田　明君）　登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君）　只今の質問にお答えをいたします。先ほど申しましたように、８１本この役場内で購入されておったわけでございます。課を申しますと４課でございまして、そこのその先ほど神﨑議員さんがおっしゃったように、総務課で一括購入というなのがとられていなかったのに原因があるのではないかと。各課を見ることによって単価が、例えばですよ、１番高い単価で１万５００円、安い単価で４，２６３円、あまりのこの格差があったものですから、どういうことかというふうなことで問い合わせてみましたところ、一括購入がなされていないと。だから、違法性はないわけです。先ほども説明いたしましたように、きちっと業者から見積書を取ってですね、そして購入しておったわけです。たまたま形式が同じ形式、８１本だったもんですから、だから今後は総務課のほうでも統一してですね、購入をしたいというふうな回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（倉田　明君）　神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　私も役場にお世話になっておりましたけれども、各課で買った覚えは今まではなかったんですけれども、その点もう１度、各課で本当に買われてあったのかどうか、質問をいたします。

○議長（倉田　明君）　登本代表監査委員。

○監査委員（登本玄一君）　お答えをいたします。

各課で実は購入しておられました。総務課と土木管理課、この２課においては相談をしながらというか、一括購入をされておりまして、ほかの２つの課においては別々に購入されておるのが実態でございました。

以上でございます。

○議長（倉田　明君）　ほかにありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

平成２５年度苓北町定期監査の結果報告についてはこれで終わります。

監査委員には、長期間に渡りまして大変ご苦労様でございました。ご退席いただいて結構でございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　お諮りをいたします。

日程第３、報告第３３号、所管事務の調査結果報告についてから日程第６、報告第３６号、所管事務の調査（合同視察研修）結果報告についての４件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　報告第３３号　所管事務の調査結果報告について

日程第４　報告第３４号　所管事務の調査結果報告について

日程第５　報告第３５号　所管事務の調査結果報告について

日程第６　報告第３６号　所管事務の調査（合同視察研修）結果報告について

○議長（倉田　明君）　それでは、日程第３、報告第３３号、所管事務の調査結果報告についてから日程第６、報告第３６号、所管事務の調査（合同視察研修）結果報告についての４件を一括議題といたします。

この４件については、総務常任委員会、町民福祉常任委員会、建設経済常任委員会及び三常任委員会合同でそれぞれ所管事務の調査が行われ、調査報告書の提出があっておりますので、その写しを配付しております。

お諮りします。

この４件について、各常任委員長に報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。

それでは、報告第３３号について、総務常任委員長に報告を求めます。大仁田総務常任委員長。

○総務常任委員長（大仁田藤男君）　所管事務の調査報告を今から実施いたします。

平成２５年１１月２０日、苓北町議会議長、倉田明様、総務常務委員会委員長、大仁田藤男。

総務常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第７７条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、１、調査事件名、管内小中学校７校の運営状況等についての視察調査。２、調査の経過、調査期間、平成２５年１１月１２日火曜日と１３日水曜日。（２）調査場所、都呂々小学校、都呂々中学校、志岐小学校、苓北中学校、富岡小学校、坂瀬川小学校、坂瀬川中学校、学校給食調理場。（３）出席議員、大仁田藤男委員長、野﨑幸洋副委員長、山下時義委員。（４）欠席委員、松野重幸委員。５、委員以外の出席、ありません。（６）執行部出席、山崎教育課長、野田補佐、本田補佐、佃主幹。（７）委員会書記、山口議会事務局長。（８）調査の内容、学校の教育方針について、学校の現状（学力及び体力・不登校・事故防止対策・図書の利用・地域との連携・町への要望等）について

調査をいたしました。

３、視察調査の結果の概要、各意見・要望については別紙のとおりです。

補足説明をいたします。

訪問日程は１１月１２日火曜日、午前中に都呂々小学校、都呂々中学校、午後から志岐小学校、苓北中学校及び富岡小学校の視察を実施いたしました。１１月１３日水曜日、午前中に坂瀬川小学校、坂瀬川中学校、学校給食センターを視察し、給食センターでは給食の試食を行いました。

視察時間は、小学校５０分、中学校６０分で、事前に教育委員会を通じて依頼していた調査項目について、各学校の説明を受けた後意見交換を行いました。各学校とも教育方針の校訓、教育目標、努力目標、経営方針等よく整備されておりました。不登校気味の生徒は、苓北中学校３年女子１名、９月末で不登校による欠席１８日、３年生男子１名、同１９日がおりますけど、家庭との連携を図り、相談支援専門員との面談を行う等、状況改善に取り組んでおられます。その他の学校では不登校の生徒はおりませんでした。

校内の事故防止には、対応方針を作成して対応してあります。ただし、都呂々小学校は建物の構造上、２階に職員室、１階が低学年の教室であるため、外部からの不審者に対する対応を心配されておりました。善後策の検討を要すると思います。

読書の推進には、各学校とも努力され、読書習慣の定着が見られております。給食費の滞納は全体で３件の家庭が滞っておりますが、年度内完納に努力するとのことであります。

保護者及び地域との連携や本の読み聞かせ、挨拶運動、ゲストティーチャー制度、部活の指導、合同運動会、祭り等、地域行事への参加など、地域の実情にあった取り組みがなされておりました。

給食センターは、衛生管理の徹底、地元食材の利用、食育のための月間苓北ぱくぱく新聞の発行などを実施。設備の耐用年数の調査が必要と感じました。

坂瀬川小学校の校内廊下、階段のフローリングと富小の体育館の内装工事については、要望の早期実現に対する感謝の言葉がありました。

各中学校は平成２７年の統合に向けた作業を着手されており、予算確保やこれまでの実績資料、卒業記念写真等の保存に対する要望がありました。

苓北中学校では、一部の生徒の問題行動が発生しております。３年生の高校受験を目前に控え、また平成２７年の４月の中学校統合に向けて早急に対策を講じる必要があります。この件については、昨日の全員協議会で説明を受けたところでございます。

調査の結果の概要は別冊研修のまとめのとおりです。なお、各学校の資料は事務局に保管してありますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３３号を終わります。

次に、報告第３４号について、町民福祉常任委員長に報告を求めます。野田町民福祉常任委員長。

○町民福祉常任委員長（野田謙二君）　苓北町議会議長、倉田明様、町民福祉常任委員会委員長、野田謙二。

町民福祉常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

調査事件名、町内の上下水道関連施設及び福祉施設等の運営状況等の視察調査。調査の経過、日時、平成２５年１０月２２日火曜日、午前９時３０分から１２時２５分。場所、監査委員室及び現地。出席者、町民福祉常任委員、野田謙二委員長、錦戸俊春副委員長、錦戸久幸委員、倉田明委員。執行部の出席、大田水道環境課長、錦戸補佐、西川補佐、田尻主幹、田尻福祉保健課長、平野参事。委員会出席、原田議会事務局書記。視察・調査先、鶴地区農業集落排水施設、木場地区農業集落排水施設、下水道終末処理施設、老人福祉センター、都呂々富岡水道笹尾浄水場。

平成２５年町民福祉常任委員会報告まとめ。

町内の上下水道関連施設及び福祉施設等の運営状況等の調査を行いました。

下水道の関連施設として。坂瀬川鶴地区の農業集落排水処理施設、管理従事者１名、週１回。施設は、平成１１年度に建設。耐用年数は、管理棟５０年、管路施設５０年、機械設備は、概ね１５年であります。区域内、全５１世帯中４９世帯が利用。坂瀬川木場地区農業集落排水処理施設、管理従事者１名、週１回です。施設は、平成１３年度に建設。耐用年数は、管理棟５０年、管路施設５０年、機械設備は、概ね１５年です。区域内、全３０世帯中２４世帯が利用。当該施設の利用及び維持管理費の収支について。利用料収入２５４万６，０００円、維持管理費４０９万５，０００円、マイナス１５４万９，０００円で収支は赤字です。一般会計からの繰入金で埋めております。今後、加入者が自然に減少していくと見込まれる中において、維持管理費は施設の老朽化が進むことで微増すると考えられる。繰入金での対応に頼らざるを得ない状況にあります。既に、施設の一部に不具合がみられ、本年度の国の補助事業により機能診断事業に取り組み、施設の老朽化状況を把握する。診断の結果により最適化構想プランを作成し、機能強化を図る。

苓北町下水道終末処理施設、管理従事者７名、常勤。施設は、平成１１年度に建設。耐用年数は、管理棟５０年、管路施設５０年、機械設備は、概ね１５年である。利用世

帯数は２，１１１世帯、８２．８％の利用率です。昨年が３０世帯、一昨年が３１世帯の新規加入があり、今後数年間は加入者の微増が期待できます。当該施設の利用及び維持管理費の収支について。使用料収入９，７６８万５，０００円で、それ引く維持管理費が１億１，４８７万１，０００円で、１，７１８万６，０００円の赤字です。一般会計からの繰入金で埋められています。今後施設の老朽化（処理施設・管路）が進む中で、更新事業が必要である。長寿命化計画の策定に取組、計画的な施設の更新をすべき時期を迎える。利用者の微増は期待できても、今後とも繰入金の増加は抑えられない。既に、管路の一部において、硫化水素が原因と見られるマンホールの劣化、マンホール蓋の腐食が見られ、マンホールの補修を検討する必要があります。

福祉施設として、苓北町老人福祉センター、正規職員は０名、嘱託１名、臨時４名、パート１２名で構成されております。当該老人福祉センターの施設の概要並びに運営状況について。設置目的は、地域社会の急速な高齢化に対応するため、地域の高齢者に対して行う福祉事業に関する必要な事項を定め、円滑な事業遂行を図ることを目的とします。施設運営方針は、行政、医療機関と連携して、高齢者が自立した生活が送れるように各種の福祉サービスを展開します。行政との連携によるデイサービスの充実及び特定高齢者の健康指導に努める。医療機関との連携による介護サービス事業の拡大に努める。町民が利用しやすい福祉センター運営に努める。

施設の利用条件並びに利用の状況について。これは２５年４月～９月末日と前年同期とを比較しております。入浴利用者数８，１９２人、前年同期８，５４１人。デイサービス利用者１，６５５人、前年同期１，８３１人。宿泊利用者７５０人、前年同期７５４人。デイサービス利用条件、介護の認定を受けていない高齢者、利用者は包括支援センターで審査を行い決定する。週１回の利用につき町からの委託料。１ヶ月、一人当たり一般高齢者９，０００円の委託料。特定高齢者は、１日１万３，５００円若しくは半日で９，０００円。デイサービスの個人負担金、１ヶ月、一人当たり一般高齢者１，０００円、特定高齢者は１日１，５００円若しくは半日で１，０００円。

その他、町への要望等。固定客宿泊時にシャワーを２基追加してほしいとの要望がありました。

上水道施設。都呂々富岡簡易水道笹尾浄水場。給水区域は、都呂々地区と富岡地区で、１日約１，２００m^3もの水を飲料用としてろ過浄化して送り続けています。現在は、経年劣化によって、新規機種への更新工事を行っています。また、急速濾過機３基への交換を同時に行っています。

以上です。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３４号を終わります。

次に、報告第３５号について建設経済常任委員長に報告を求めます。田嶋建設経済委員長。

○建設経済常任委員長（田嶋豊昭君）　それでは、引き続き報告いたします。

苓北町議会議長、倉田明様、平成２５年１０月８日、建設経済常任委員会委員長、田嶋豊昭。

建設経済常任委員会調査報告をします。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

記、１、調査事件名、所管事項についての現地調査を実施。２、調査の経過、（１）調査期日、平成２５年９月２７日金曜日、午前９時３０分より１２時１５分まで行いました。（２）現地調査場所、志岐城址公園、町道仏木坂線展望所、広域基幹林道苓北天草線、都呂々港（港湾改修工事現場)、白木尾海岸（崩落現場)、志岐漁港臨海道路工事現場、志岐漁港海岸保全工事現場でございます。（３）出席委員、田嶋委員長、浜口雅英副委員長、神﨑公顕委員、山本政人委員。（４）委員以外の出席で倉田明議長。（５）執行部出席、田尻商工観光課長、吉村農林水産課長、荒木補佐、酒井主任主事、益田土木管理課長、田平参事。（６）委員会書記、山口議会事務局長。（７）調査の方法等、担当課の説明を受けながら現地確認を行いました。出された意見は下記のとりです。

３、所管事務についての現地視察調査における質問・要望事項等。①志岐城址公園の桜等の植栽状況、平成２３年度、ソメイヨシノ５～６年生（Ｈ２．５ｍ）Ｈは高さでございます。１００本。ツツジ１，０００本。平成２４年度、ソメイヨシノ５～６年（Ｈ２．ｍ）１００本。ツツジ１，０００本です。桜は、日本桜の会から寄附されたもので、ツツジは九州電力から寄附を受けました。②町道仏木坂線（展望所の眺望確保について)、所有者に相談して雑木等を伐採され、眺望を確保されたい。③広域林道苓北天草線（維持管理の状況等について)、総延長１万８，７７３ｍの内、約９ｋｍは４８％除草済みでございます。④都呂々港湾改修工事の進捗状況、２５年９月２７日現在です。その１、前川建設、概ね２５％、その２、長浜興業、概ね３５％、その３、レイジュウ、概ね１０％、その４、横山建設、概ね３０％の状況となっております。⑤白木尾海岸の崩落箇所の状況について、雨水排水による浸食が見られるので、畑の崩落防止策を検討されたい。⑥志岐漁港臨港道路・海岸保全工事の進捗状況について、臨港道路、１，４１５ｍの内、８２０ｍ区間について発注済み、５７．９％でございます。海岸保全事業、６００ｍの内、護岸部は全６００ｍ発注済み。事業費ベースで９７％ですね。天端部分の植栽事業及び町単独事業等が残っているだけです。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３５号を終わります。

次に、報告第３６号については、代表して総務常任委員長に報告を求めます。大仁田総務常任委員長。

○総務常任委員長（大仁田藤男君）　三常任委員会合同視察研修の報告を行います。

芦北町議会議長、倉田明様、総務常任委員会委員長、大仁田藤男、町民福祉常任委員会委員長、野田謙二、建設経済常任委員会委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同視察研修報告。

三常任委員会は、合同で視察研修を行ったので、会議規則第７７条の規定により、下記のとおり報告いたします。

１、視察研修の目的、本町における遊休農地の活用策の参考とするため天草市五和町のオリーブ園を視察、また本年１０月、水銀の取り扱い等を規制する「水俣条約」が締結されたこと等に伴い水俣エコパーク及び水俣病資料館を、更に芦北町の取り組みとして町立星野富弘美術館、女島工業団地に新しく建設されたメガソーラーを視察いたしました。２、視察研修の経過、（１）視察研修日、平成２５年１０月３１日木曜日、１１月１日金曜日の２日間です。（２）視察研修場所、別紙のとおりです。３、出席委員、総務、大仁田委員長、野﨑幸洋副委員長、山下時義委員。町民福祉、野田謙二委員長、錦戸俊春副委員長、倉田明委員、錦戸久幸委員。建設経済、田嶋豊昭委員長、浜口雅英副委員長、神﨑公顕委員、山本政人委員。（４）執行部出席はありません。（５）委員会出席、山口議会事務局長、原田書記。

３、視察研修の結果の概要は別紙のとおりでございます。

補足説明を申し上げます。視察研修の概要については、添付しております議員研修のまとめのとおりでございます。先ほども申し上げましたように、天草市五和町にある九電工が経営するオリーブ園、次に、エコパーク水俣及び水俣市立水俣病資料館、芦北町立星野富弘美術館、芦北町女島工業団地に建設されたメガソーラーの計４ヶ所をそれぞれ視察いたしました。なお、矢城牧場跡地メガソーラーについては、山間部に位置し、今回視察しました女島工業団地から遠く離れているため視察はしておりません。なお、視察しました女島工業団地メガソーラーは、１２月３日に発電事業を開始したとのニュースが載っております。説明を受けた事項を概要として載せておりますので、朗読は省略いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これで報告第３６号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　陳情第３０号　国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について

○議長（倉田　明君）　日程第７、陳情第３０号、国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題とします。

この件については、平成２５年９月１２日、第２０回議会定例会において、総務常任委員会に審査を付託しておりました。今回、審査結果の報告書が提出されましたので、写しをお手元に配付しております。

総務常任委員長に報告を求めます。大仁田総務常任委員長。

○総務常任委員長（大仁田藤男君）　苓北町議会議長、倉田明様、苓北町議会総務常任委員会委員長、大仁田藤男。

総務常任委員会審査報告書。

平成２５年第２０回定例会において、本委員会に付託された下記事件について、次のとおり審査の結果を報告します。

１、事件及び付託年月日、陳情第３０号、国に対して「消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情」について。付託年月日、平成２５年９月１２日付託。２、審査の過程、審査期日、平成２５年１０月２日、２、審査場所、監査委員室、３、委員の出席、大仁田委員長、野﨑幸洋副委員長、山下時義委員、松野重幸委員。委員の欠席、なし。５、委員外出席、倉田明議長。６、執行部出席、なし。７、委員会書記、山口事務局長。８、審査の経過、議会からの審査付託に基づき、陳情の取り扱いについて慎重に審査いたしました。審査の結果、陳情第３０号、決定「不採択」にすべきものと決定しました。４、少数意見の留保はありません。

審査概要について報告いたします。議会に意見書の提出を求める時期が遅かった。前野田政権時、三党合意の中で法的に決められた問題である。税金を上げることには皆反対であるが、国の借金問題の解決、医療・福祉関係の予算確保のための増税である。提出者がもう少し早く請願の形で提出されていれば議会としても対応をし、政府にも趣旨が届けられたと思う。苓北町議会としては、平成２４年６月、消費税引き上げに反対する意見書を提出している。今回の陳情については、検討する期間が短い中で、総理より増税に対する発表が行われた。法律で決められたことを請願しても覆すことはできない。消費税増税は必要と思う。ただし、議会としては、今後、消費税増税分は当初の目的どおり、借金の減額や社会保障の財源として有効に使用する施策をとるよう働きかける必要がある。

以上、報告を終わります。

○議長（倉田　明君）　報告が終わりました。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。それでは、陳情第３０号、国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、会議規則第８１条可を諮る原則に基づいて、原案について採決します。陳情第３０号、国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択することに賛成の方はご起立願います。

（「賛成者起立」）

○議長（倉田　明君）　起立少数です。したがって、陳情第３０号、国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情については、不採択と決定しました。

これで、日程第７、陳情第３０号、国に対し「消費税の増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情についてを終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第２０６号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第８、議案第２０６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　議案第２０６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１２日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。国民健康保険税の減額する額に変更があり、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いいたします。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、傍線の部分が今回改正するものでございます。苓北町国民健康保険税条例第１５条、国民健康保険税の減額の中で、今年度から適用しております特定継続世帯の減額する額に変更がございますので、それぞれ下線の部分の金額を右側の改正前の額から左側の改正後の額に変更するものでございます。１ページの（１）の部分が７割軽減の額２，４５０円を７，３５０円に、１，０２０円を３，０４０円にそれぞれ変更。

２ページの（２）が５割軽減の額でございまして、１，７５０円を５，２５０円に、７

３０円を２，１７０円にそれぞれ変更。同じく、（３）が２割軽減の額でございますが、これを７００円を２，１００円に、３ページの２９０円を８７０円にそれぞれ変更するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文のページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、浜口君。

○２番（浜口雅英君）　これは減額が増えるということになってくれば、２６年度の国保会計の収支といいますか、そういうものにどのような影響を与えると考えておられますか。

○議長（倉田　明君）　税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　これは２５年度から適用の分なんですけども、現在のこの軽減制度の該当者が６０名でございます。年額で計算しますと、この差額は３４万７，０００円あまりということで、国民保険税全体に占める割合にはちょっとわずかでございますので、影響はそれほどないと考えます。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他にないようでございます。他に質疑なしと認めます。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２０６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２０６号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第２０７号　苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第９、議案第２０７号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２０７号、苓北町介護保険条例の一部を改正す

る条例について。

苓北町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１２日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３１日に公布されたことに伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページに改正（案）があり、その次のページに新旧対照表がありますが、わかりづろうございますので、今回は、その次のページに改正要旨を用意させていただきましたので、これを基に説明をさせていただきます。

１番目として、今回の条例改正の目的は、国税及び地方税に対する延滞金の割合が見直されたことに伴い、介護保険料にかかる延滞金の割合を引き下げるために改正を行うものです。

２番目の改正の概要でございますが、附則第２条、これは延滞金の割合の特例となっております。特例措置として、特例基準割合に定率を加えてそれぞれの割合を求めることになりますが、改正前と改正後はこの表のとおりとなります。

まず、納期限後１ヶ月以内の場合ですが、現行では、前年１１月３０日の商業手形基準割引率＋４％、上限７．３％となっているものが、改正後は、特例基準割合＋１％、上限は同じく７．３％となります。平成２５年の場合でこの割合を求めますと、現行では４．３％となっているものが特例基準割合を仮に２％とした場合には、改正後は３％と低くなるものです。現在では、その特例基準割合は１．９％になると、２６年の場合はですね、というふうに言われております。

また、納期限後１ヶ月を過ぎた場合の割合につきましても同様に現行１４．６％が９．３％に下がるということになります。

なお、※のところの特例基準割合ですけれども、これは国内銀行の貸出約定平均金利の前々年１０月～前年９月における平均に１％を加算した割合となります。

議案の次のページ、条例（案）に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第２条の改正規定は平成２６年１月１日から施行する。２項としまして、改正後の附則第２条の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２０７号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２０７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　議案第２０８号　天草広域連合規約の一部変更について

○議長（倉田　明君）　日程第１０、議案第２０８号、天草広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　議案第２０８号、天草広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第２９１条の３第３項の規定により、天草広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。平成２５年１２月１２日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお願いします。

天草広域連合規約の一部を変更する規約（案）

天草広域連合規約の一部を次のように変更する。第６条中「熊本県天草市本渡町本渡２５４７番地の２」を「熊本県天草市本渡町広瀬１６８７番地２」に改める。

附則、この規約は、平成２６年３月２４日から施行する。

補足説明をさせていただきます。天草広域連合の消防本部中央消防署庁舎建設に伴い、平成２６年３月２４日から天草広域連合事務所を消防本部庁舎へ移転するため、天草広域連合規約の一部を変更するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２０８号、天草広域連合規約の一

部変更についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２０８号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第２０９号　熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託することの協議について

○議長（倉田　明君）　日程第１１、議案第２０９号、熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託することの協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２０９号、熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託することの協議について。

次の規約により熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託するため、熊本県と協議することとする。平成２５年１２月１２日提出、苓北町長、田嶋章二。

熊本県と苓北町との間の熊本県富岡ビジターセンターに関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）第１条、熊本県は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を苓北町に委託する。（１）天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説に関する事務。（２）その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な事務。

（管理及び執行の方法）第２条、委託事務の管理及び執行については、熊本県ビジターセンター条例（平成６年熊本県条例第４１号）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）第３条、委託事務の管理及び執行に関する経費は、熊本県の負担とする。

（条例の制定改廃の場合の措置）第４条、熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される条例を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ苓北町に通知しなければならない。

（補則）第５条、この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、熊本県と苓北町とが協議して定める。

附則、この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

提案理由、熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託するためには、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により、

議会の議決を経て規約を定める必要があるためでございます。

補足して説明いたします。

富岡ビジターセンターはご存じのように、熊本県の公の施設でございます。公の施設の管理については、直営、指定管理、事務委託に限られております。これまで苓北町が同施設については、指定管理者として管理してまいりました。ところが、熊本県では、県の財政再建戦略における公の施設の見直しや、平成２３年度の包括外部監査において、苓北町への施設の移譲、これは移管もしくは事務委託となっております。を検討することとの提言がなされました。これは指定管理が民間活力の活用という点で、指定管理者制度の目的にそぐわないとの判断がなされたためでございます。しかし、同施設が苓北町が管理している富岡城内にあり、苓北町施設として一体的に管理したほうが行政効果が高まると考えたことや、平成１７年度開設以来、苓北町が指定管理者として管理運営を継続していることからでした。しかし、移管につきましては、富岡ビジターセンターは、苓北町のみならず、天草全体、県の活性化に資する施設であり、苓北町単独で費用を負担し、管理する施設じゃないと考えるため、苓北町としても移管は困難であると判断いたしました。これまで苓北町が管理していたことを踏まえ、平成２６年度からは事務委託により管理を行うため、議案提出となりました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　１０番、錦戸です。いろいろ今課長から説明いただきましたが、平たく言って、今まではビジターセンターは苓北町の指定管理制度でしとったけれども、今度は県の都合で、要するに事務委託をするようになったというふうなことで、そこはわかりますけども、今までの町が負担しとった経費と、これに移行することによってかかる、町が負担しなければならない金額というのはどれぐらい差があります。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　経費の負担についてはですね、今までの県が出してた指定管理料を下回ることはないということですので、これまでの負担というか、町が負担していた分に変わりはないということになります。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　県が苓北町に出すお金は変わらないけれども、それは変わらないけれども、苓北町が新たに負担する金はありませんか。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　今、協議というか、一応前打ち合わせの段階ではですね、委託方法が変わるだけで、今までの負担経費と変わることはないだろうということで捉えております。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　それでは今までと従来どおり変わらないというふうな理解でよろしいですね、はい。

○議長（倉田　明君）　ほかにありませんか。はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　金額的な部分とかはほとんど変わらないということですけども、指定管理から事務委託ということは、苓北町のその権限といいますか、その辺のあれは全く今と変わらない状況になるということですかね。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　苓北町のほうの、要するに、今まで知事が行っていた、指定管理の場合は、知事にお伺いをして、許可を得てですね、してたものがあります。例えば、閉館のですね、１２月３１日、１日は閉館するとなっています。これを開けるためには、知事に許可を出して、許可をもらってたんですけども、今回の場合は、町長が知事の代理となりますので、町長の許可で済むということになりますので、事務の手続きが簡略されます。

○議長（倉田　明君）　野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　これまでは県のビジターセンターという管轄の下で入館料も取らないということで決まっているようですけれども、今後もその点の内容といいますか、は全然変わっていかないんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　入館料につきましては、県の方針、条例上で無料とするとなっております。これを町のほうでですね、有料にするということは、県条例に違反しますので、それは県の条例の改正が必要になりますので、それは県と協議することになると思います。ただ町としましてはですね、何とか入館料に変わるものをですね、徴収できないだろうかという相談はずっと続けております。それはまだ回答を得ておりません。ただ、県のビジターセンターが２つあります。上天草とうちがありまして、上天草のほうも無料なんですね。うちのほうが有料とするとちょっと不都合が出てくるだろうという話が出ておりますので、条例が１本ですので、県条例１本ですので、そこら辺でまだ調整がつかないという状況です。

○議長（倉田　明君）　はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　あと中に展示してあるものとか、今あるものと苓北資料館というのが別にありますけども、そういった、例えば合体といいますか、そういった建物を統一した中で、中のものをまた新たに入れるとか、そういう縛りといいますか、規定というのは、そういったものはないですか。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　展示内容については、規約の２条に、その他ビジターセンターの設置の目的を達するために必要な事務となっていますので、こちらの判断であそこに展示することはできるようになります。

○議長（倉田　明君）　はい、他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２０９号、熊本県富岡ビジターセンターに関する事務を受託することの協議についてを採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２０９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで１０時５５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４２分

再開　午前１０時５６分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第２１０号　平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）

○議長（倉田　明君）　日程第１２、議案第２１０号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第２１０号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に１億３，５６０万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１億５，８１２万２，０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、地域経済対策活性化・雇用創出臨時交付金確定及び３月までの精算見込みや国庫補助金等の確定に伴う補正が主なものでございます。

歳入につきましては、町税の精算見込み、地域経済対策活性化・雇用創出臨時交付金の確定による増、富岡・茂木航路船舶建造補助に充てるための基金繰入金の増、温泉セ

ンターの省エネ改修事業が補助金に該当しなかったことによる減額等が主なものでございます。

歳出につきましては、まず、職員の給与等につきまして最終調整を行っております。その他には、総務費で苓北町地域の元気基金積立金を増額計上し、企画費において地方バス運行補助金の増額、新規に、長崎・天草航路船舶建造補助金を計上、民生費は、利用者増に伴う障害者自立支援介護給付費の増額、商工費では、今年度予定していました温泉センターの省エネ改修工事の補助金がつかなかったことによる減額、教育費では、新たな国の経済対策に要望する富岡城二の丸に計画する歴史資料館の設計業務委託料の増額が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　それでは、議案第２１０号、平成２５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

平成２５年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１億５，８１２万２，０００円とするものでございます。

第２条で、一時借入金の借入額について、経済対策関係への支払い等を考慮しまして、最高額に５億円追加して、１５億円とするものでございます。

７ページをお開きください。歳入でございます。款１、町税、項１、町民税、目１、個人の現年課税分１，２００万円の増額。目２、法人の３００万円の減額は、それぞれ確定見込みによるものです。

８ページをお願いします。項２、固定資産税の現年課税分は、主に九州電力の償却資産の確定により４，６７０万円の増額です。

９ページをお願いします。款１３、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、民生費国庫負担金、節１、社会福祉費負担金７９０万円の増は、障害者自立支援事業の利用者の伸びに伴う給付費の国庫負担分２分の１の増額です。

１０ページをお願いします。款１３、国庫支出金、項２、国庫補助金、目１、民生費国庫補助金、節１、社会福祉費補助金は、地域生活支援事業の精算見込みによる国庫負担分の２分の１、２８万５，０００円の増額。節２、保健衛生費補助金は、事業費の精算見込みにより１５万７，０００円の減額です。目４、教育費国庫補助金、節３、社会教育費補助金は、富岡城二の丸に計画する歴史資料館の設計業務にかかる４０％、９６０万円の増額。目５、総務費国庫補助金、節１、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金は、地域の元気臨時交付金の額決定により、５，５９８万円の増額です。

１１ページをお願いします。款１４、県支出金、項１、県負担金、目１、民生費県負

担金、節１、社会福祉費負担金は、国庫負担金と同じく、障害者自立支援給付費の県負担金の４分の１にあたる３９５万円の増額です。

１２ページをお願いいたします。項２、県補助金、目２、民生費県補助金、節１、社会福祉費補助金ですが、地域生活支援事業は、県負担金の４分の１にあたる１４万２，０００円の増、障害者自立支援特別対策事業費補助金は、自立支援法の改正に伴う移行に関する補助金２９８万４，０００円の増で、あわせて３１２万６，０００円の増額です。節３、児童福祉費補助金は、精算見込みによる増額、減額と、子ども・子育て関連三法の新制度に対応するためのシステム改修補助金３５０万円を計上し、合わせて３３３万円の増額です。節５、ひとり親家庭医療費補助金は、実績見込みにより１０万円の増額です。目３、農林水産業費県補助金、節２、農業費補助金は、耕作放棄地解消緊急対策事業の増加分及び青年就農給付金事業を新規に３名分を計上し、合わせて２４５万６，０００円の増額補正です。節４、水産業費補助金は、県管理漁港の簡易な補修に伴う水産資源回復・基盤整備交付金７０万円の増額です。目４、衛生費県補助金、節２、環境衛生費補助金は、補助率が下がったことにより９万円の減額です。

１３ページをお願いします。項３、県委託金は、それぞれ県からの権限移譲事務負担金で、目１、総務費県委託金が新規で、あとはそれぞれ精算による補正です。

１４ページをお願いします。款１７、繰入金、項２、基金繰入金、目６、天草長崎航路対策基金繰入金は、来年４月から運行を開始する富岡茂木航路船舶建造補助金に充当するため、２，０００万円の基金取り崩しです。

１５ページをお願いします。款１９、諸収入、項４、受託事業収入、目１、農林水産業費受託事業収入は、農業者年金事務受託収入の確定により、８万円の増額です。

１６ページをお願いします。項５、雑入、目１、雑入、節１、健康増進事業収入は、検診事業の精算に伴い、２３万７，０００円の増額です。節２、雑入の主なものは、天然芝維持活動で、芝刈り機の購入助成が確定したので、スポーツ振興くじ助成金で９３万３，０００円の増額。温泉センターのボイラーの改修工事が補助金をいただけなかったことで、住宅・建築物省エネ改修等推進事業補助金３，３００万円の減額。合計で３，１７３万９，０００円の減額です。目２、過年度収入３４５万５，０００円の増額ですが、障害者福祉関係の国庫及び県負担金の過年度収入です。目３、弁償金は、税徴収の課税謝りのシステムに伴う事業所の弁償金４５万円の増額です。

次に、１７ページをお願いします。歳出です。歳出において、職員の給与、職員手当、共済費の人件費は３月までの最終調整を行いました。この項目の説明については省かせていただきます。款２、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費、節３、職員手当の時間外勤務手当４１万円の増額は、課税誤りに伴う事務処理の職員の時間外手当です。節９、旅費は、研修旅費の増により３５万円の増額。節１１、需用費は、用紙等の

消耗品の不足と、町用車の整備修繕で７０万円の増額。節１３、委託料は、人間ドックで扶養家族の申し込み増により、２７万８，０００円の増額です。節１９、負担金補助及び交付金は、長期給付追加費用負担金の率が下がったことにより確定したもので、７５１万円の減額。節２５、積立金は、元気交付金の確定と、精算により積立金６，１４４万円の増額です。

１８ページをお願いします。目６、企画費、節１１、需用費の１万９，０００円、節１２の役務費の２万６，０００円の増額は、不足分を計上しております。節１９、負担金補助及び交付金は、地方バス運行補助金の確定により３０７万６，０００円の増額。富岡・茂木航路高速船建造補助金として３分の１以内で３，２００万円、合計で３，５０７万６，０００円の増額です。目８、諸費、節１１、需用費の２７万５，０００円の増額は、外灯の電気料と修繕料の３月までの見込みによるもの。目１０、交通安全対策費、節１１、需用費の２４万４，０００円の増額は、カーブミラー２ヶ所分の修繕費、目１２、庁舎管理費、節１１、需用費は、消耗品費の不足分と庁舎裏車庫の塗装の修繕費で、１００万円の増額です。

１９ページをお願いします。目１３、電算システム管理費、節１３、委託料は、消費税率改定に伴う水道システム改修に７２万２，０００円の増額。番号制度導入の準備に伴い、既存システム改修の範囲を調査する必要があるため、その影響調査に１９２万２，０００円の増額です。目１４、情報化推進費、節１８、備品購入費の１４４万７，０００円の増額は、学校や出張所の業務用パソコン２６台を買い換えず、アップグレードするソフトの購入費です。

飛びまして、２２ページをお願いします。項５、統計調査費、目２、指定統計費は、節間での組み替えです。

２３ページをお願いします。款３、民生費、項１、社会福祉費、目１、社会福祉総務費、節７、賃金は、産休職員代替の臨時職員、賃金２ヶ月分２０万３，０００円の増額。節１１、需用費は、燃料費の不足分２万５，０００円の増額です。目２、老人福祉費、節８、報償費３０万円の減額は、敬老会記念品代の精算によるもの。節２０、扶助費は、養護老人ホーム寿康園に１月から２名の入所が見込まれることから、１２０万２，０００円の増額。目３、老人福祉センター費、節１１、需用費は、館内の修繕料不足分４０万１，０００円の増額。節１８、備品購入費は、消火器１０本の買換え分です。目４、介護保険事業費、節１、報酬は、来年度策定する介護保険事業計画の準備として、策定委員会を開催するための委員報酬６万円の増額です。

２４ページをお願いします。節８、報償費１０万１，０００円、節９、旅費２万円、節１１、需用費５万円、節１２、役務費４万円の増額は、介護保険事業計画策定にかかる増額補正です。目６、障害福祉費、節１、報酬及び節９、旅費、２５ページの節１２、

役務費は、それぞれ不足分を増額し、節１９、負担金補助及び交付金は、地域生活支援事業の新規ですが、広域で行う手話奉仕員養成研修事業負担金２万４，０００円の増額。節２０、扶助費は、国・県の補助金に町の持ち出し分を加え、それぞれ精算見込みで地域生活支援事業５７万円。障害者自立支援介護給付費１，５８０万円。障害者自立支援特別対策費３９８万円の増額で、合計２，０３５万円の増額です。節２３、償還金利子及び割引料の１８万１，０００円は、福祉事業補助金の返還金です。

２６ページをお願いします。項２、児童福祉費、目１、児童福祉総務費、節１１、需用費は、消耗品費が不足しますので１万円増額。節１３、委託料は、新制度に対応するシステム改修費３５０万円の増額。節１９、負担金補助及び交付金は、子育て支援センターの補助増額により、安心子ども基金事業補助金３６万円の増額。節２０、扶助費は、それぞれ実績見込みにより多子世帯子育て支援事業２１０万円、ひとり親家庭医療費助成２０万円、誕生祝い金７万円の増額で、合計２３７万円の増額。節２３、償還金利子及び割引料１６７万９，０００円の増額は、保育所関係補助金返還金です。

２７ページをお願いします。款４、衛生費、項１、保健衛生費、目１、保健衛生総務費、節２０、扶助費１０万円の増は、不妊治療受診者が増えたことと、妊婦健診受診費助成の精算見込みによる増額です。目２、予防費５１万円の減額は、結核予防委託料の精算によるものです。目３、環境衛生費、節２８、繰出金は、特定地域生活排水処理事業、水道特別会計の人件費の調整により、２７７万４，０００円の減額です。目４、斎場費、節１１、需用費の１４７万円の増額は、斎場の燃焼空気ブロワーの修繕を行うものです。目５、健康増進事業費、節１１、需用費は、消耗品費の不足分、節１３、委託料は、検診等の精算見込みで１４万円の増額です。

２８ページをお願いします。節２３、償還金利子及び割引料は、健康増進事業県負担金返還金１万６，０００円の増額です。

２９ページをお願いします。項２、清掃費、目２、塵芥処理費、節１９、負担金補助及び交付金の増額は、白木尾区のごみ収集容器の補助金５万５，０００円です。

３０ページをお願いします。款５、農林水産業費、項１、農業費、目１、農業委員会費は、財源区分の変更です。目３、農業振興費、節１９、負担金補助及び交付金は、果樹共済掛金補助金、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の実績見込みによる増額と、青年就農給付金事業交付金は、新規申請３名分の増額補正で、合計２５８万５，０００円の増額です。目７、堆肥センター管理費、節１１、需用費の３０万円の増額は、重機の修理費に伴うもの。備品購入費の１万６，０００円は、消火器の買換え３台分です。

３１ページをお願いします。項２、林業費、目１、林業振興費、節８の報償費１４４万円の増は、イノシシ駆除謝金の実績見込みにより増額。目２、林道費、節１５、工事請負費の４３０万円の増額は、林道苓北天草線猿の越線の舗装・補修工事に伴うもので

す。

３２ページをお願いします。項３、水産業費、目２、漁港管理費、節９、旅費の減額は、漁港漁場大会負担金等の組み替えです。節１１、需用費は、修繕費として富岡漁港関連補修で７０万円の増額。節１９、負担金補助及び交付金の３９万４，０００円の増額は、漁港漁場事業の県営事業の確定による協会負担金の増額と、旅費等の組み替えによるものです。

３３ページをお願いします。款６、商工費、項１、商工費、目３、観光費、節７、賃金は、精算見込みで３３万５，０００円の減額、節８、報償費と節１１、需用費は、不足分を計上し、節１３、委託料と節１４、使用料及び賃借料は、それぞれ精算による減額です。目４、温泉センター管理費、節１３、委託料は、温泉センター下法面工事の測量設計業務委託料として２０９万２，０００円の増額。節１５、工事請負費は、ボイラーの更新を住宅・建築物省エネ改修等推進事業で取り組むようにしておりましたが、補助がつきませんでしたので、ヒートポンプ式から灯油燃焼方式に変更することで３，３００万円の減額です。

３４ページをお願いします。款７、土木費、項１、土木管理費、目１、土木総務費は、財源区分の組み換えです。

３５ページをお願いします。項２、道路橋梁費、目２、道路維持費、節１１、需用費は、各区からの行政通信等の対応として、側溝蓋設置等、修繕費として１８０万円増額。節１４、使用料及び賃借料は、寛毛線他、路面補修に伴う重機借上げ料として５０万円の増額です。

３６ページをお願いします。項３、河川費、目１、河川総務費は、財源区分の組み替えです。

３７ページをお願いします。項４、港湾費、目１、港湾管理費、節９、旅費の１７万７，０００円は、不足分を増額し、節１３、委託料６００万円の増額は、上津深江港測量設計に伴うボーリング調査に要するものです。節１９、負担金補助及び交付金の４万円は、県港湾協会臨時会費です。

３８ページをお願いします。項５、住宅費、目１、住宅管理費、節１３、委託料は、衝錠一般住宅の耐震診断業務の設計委託料３５０万円の増額です。

３９ページをお願いします。款８、消防費、項１、消防費、目２、非常備消防費、節１４、使用料及び賃借料は、車等借り上げ料の不足分で３万６，０００円の増額。節１８、備品購入費は、ラッパの買換え５個分として１０万５，０００円の増額です。目４、災害対策費、節１１、需用費の１２７万２，０００円の増額は、備蓄倉庫５カ所に配備する飲料水他、備蓄用品購入費です。

４１ページをお願いします。款９、教育費、項２、小学校費、目１、学校管理費、節

１１、需用費は、各小学校の光熱水費、修繕料の不足分、スクールバスの修繕に要する経費として７７万円増額。節１８、備品購入費は、小学校施設内消火器の買換え７３本分で３８万４，０００円の増額です。目２、教育振興費、節２０、扶助費の２万７，０００円は、児童１名分の特別支援学級就学援助費の増額です。

４２ページをお願いします。項３、中学校費、目１、学校管理費、節１１、需用費の１０万円は不足分を計上し、節１８、備品購入費の２２万１，０００円の増額は、中学校施設内消火器の買換え４２本分、節１９、負担金補助及び交付金は、海外派遣体験研修補助金の不足分１５万４，０００円、中学校閉校記念事業補助金は、新規で３校区に設立される閉校記念事業実行委員会等の設立及び運営補助の今年度分として３校分３０万円を計上し、合計で４５万４，０００円増額です。

４３ページをお願いします。項４、社会教育費、目２、公民館費、節１４、使用料及び賃借料の３万円の増額は、地区活動行事設備借上料として、放送設備借上料の不足分です。目３、社会教育施設費は、スポーツ振興くじ助成金が入ることによる財源区分の組み替えです。目４、文化財保護費、節７、賃金は、志岐城周辺調査に伴う樹木等伐採で日数が不足することから９万円の増額。節１３、委託料は、新たな国の経済対策に要望する富岡城二の丸に計画している歴史資料館の設計業務委託料として２，４００万円の増額です。

４４ページをお願いします。項５、保健体育費、目１、保健体育総務費、節１１、需用費の３４万８，０００円、使用料及び賃借料３万６，０００円の増額は、夕やけマラソン大会の精算と今後のスポーツ行事における不足分です。

４５ページをお願いします。款１１、公債費、項１、公債費、目１、元金、節２３、償還金利子及び割引料の１１万円の増額は、利率見直しによるもの。目２、利子、節２３、償還金利子及び割引料ですが、利率見直しにより臨時財政対策債１０万円の減額、緊急防災・減災事業債は、事業の繰越分の利子が発生しなかったことにより３００万円の減額で、合計で３１０万円の減額です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、浜口君。

○２番（浜口雅英君）　まず、４３ページですが、４の１３の委託料、設計業務委託料ですね、これは二の丸広場にまた新たな資料館を計画されているようですが、それに伴う現在の旧ＫＤＤ局社の建物はどうされるのか。

それから、新建物の建設概算額ですね、大体どのくらいになるのか。委託料が２，４００万円ですので、概ねの建築費というのは概算で掴んでおられると思いますので、どのくらいなのか。

それから、新たな資料館については、その運営内容とか、人員、維持管理をどういう

ふうにしていくのかというところまでもう既に考えておられるのか、お尋ねをします。

それから、３７ページの土木費、港湾管理費の委託料、上津深江のボーリングという話でしたけども、具体的にどういう工事をですね、目当てにしてボーリングをされるのかお知らせください。

それから、１８ページの総務費の企画費の負担金１９に長崎天草航路の補助金を予定してありますが、この正式な会社名ですね、これまでいろんな話とかでは観光汽船とか何とかそういう話聞いておりますが、正式な会社名、それから住所、それから役員と代表者のお名前、それから資本金、それからその会社における収支予算はどうなっているのか。それから３分の１以内ということで説明がありましたが、残りの３分の２以上は会社で確実に消化できるのか。これは安田汽船の場合は、赤字補てん分として町のほうで追加して補助金を出しておられます。同じような形でその船を新船を購入した残額が同じような形で赤字補てんという形であがってくればどうなっていくのかという気がしますので、そこら辺を教えてください。

以上です。

○議長（倉田　明君）　はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　４３ページの設計業務委託料についてご質問をいただきました。

まず、旧建物のその後の活用ということでございますけれども、この件につきましては、今回の郷土資料館を建設をするにあたりまして、有識者による建設検討委員会等を設置する計画にしております。その中で、旧建物の活用方策についてもご意見等を伺いしてまいりたいと考えております。

それから、概算事業費でございますけれども、工事費で２億１，４００万円を積算をしたところでございます。

それから、運営等にかかる部分が出ましたけれども、これにつきましても有識者による建設検討委員会等を設置しまして、施設、展示設備等の検討も含めてその後の運営体制をどうするかということにつきましても検討をしていきたいということで計画をしております。

○議長（倉田　明君）　土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　只今、浜口議員のお尋ねの３７ページの委託料のことにつきましてでございますが、今後の内容、予定につきましてでございます。上津深江港につきましては、９月の補正予算におきまして静穏度の調査をさせていただいたところでございます。現在の静穏度が上津深江港の対象５ｔ未満であります本来は４０ｃｍ以下が好ましいというところが、現在、５５ｃｍの港内の静穏度でございますので、それを４０ｃｍ以下にするために、今後は防波堤の延長と、それからそれを取り巻きます

消波ブロックを製作をして、ここに静穏度を図るというふうな予定をしております。今回、地質調査２ヶ所実施いたしまして、現在の防波堤の低頭部の根元と、それから、その先の１０ｍ先の地質の２ヶ所のボーリングを予定しているところです。

以上です。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　１８ページの長崎天草航路建造事業補助金の関係ですけども、会社の正式な会社名ですが、苓北観光汽船株式会社です。代表取締役は松野重幸さんです。（「住所はどこです」と呼ぶ者あり）住所は富岡港になっているんですが、正式な住所今ちょっと持ち合わせておりませんので、後でよろしいですか。あと、資本金につきましても、ちょっと確認をしてからご報告させていただきたいと思います。取締役が１１名です。それと一応今後補助を行いますけども、残りについては会社のほうが金融機関から借り入れて支払うというような形で、それが返済がずっと発生するものと思われますけれども、その分については、航路の運航の中で、収入支出の中で入ってくるものと思います。そういう形で赤字補てんの補助を今までどおり、安田汽船と同じような形で計画はしております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　まず、旧ＫＤＤの今後については、維持管理も含めて新たな検討委員会をつくられるということです。やっぱりそこら辺はですね、ＫＤＤの建物が言い方は適切でないかもしれませんが、行政執行上の財政的なもんですが、何か邪魔になってしまったというふうな気がしますので、是非何か新しい活用方法をですね、やっぱ真剣にその検討委員会の中では議論していただきたいというふうに思います。場合によっては、取り壊してしまうのか、あるいは売却してしまうのか、そういうものも含めたところで検討していただきたいというふうに思います。

それから、上津深江港は防波堤と消波工ということですが、どっち側になっとかな、北側と西側、東側と西側でよかっですかね。東側のほうですね。

それから、町長、新船購入の補助金ですが、やっぱり今日の補正の中で議決せないかんわけですので、やっぱり会社が富岡港にあっとですばってん、正式な住所はわかりませんとか、そういう安易な形でですね、やっぱり予算を出してもらいたくありません。もう補正すればもうすぐ支出できるわけでしょう。もうちょっとやっぱ会社の概要を示したコピーとか、会社を登録されたコピーを回すとか、そういうことがないとこれ議決できん、しにっかと思います。私は議決できませんので、何とか休憩取ってでも用意してください。

それから、収支予算について足りない分は借入金をされるんだということらしいんですが、それじゃその返済に関わる分は今の説明では、安田汽船と同じような形で赤字補

てんとして対応するということに聞こえました。ということはですね、単純な計算すると１億円のうちに３分の１ということで３，０００万円を補助するわけですね。とすると残り７，０００万円が会社で支払いするとなる。その分を民間から借りて、まあどっからかわかりませんが、借金という形で対応していかれる。その分は今度は赤字補てんとして町がまた更に補助するということになればですね、それは最終的には、その１億円の船は、約１億円の船は突き詰めれば町が全部出してやるということになっとじゃなかですか。ここで３，０００万円の補助ならば、やはりその残りの７，０００万円をどうされるのか。だから私は新会社の収支予算がどうなっているんですかということをお尋ねしたわけです。もう既に４月から新しい船で運航される。今は何ですか、海上タクシーで運営されているわけですので、その収支計算はですね、ぴしっと取ってください。それでそれを見せてください。この休憩取ってでもですね。それがないと補助金の３，０００万円の補助対象額は１億円です。その資料がないと私は審議できないという状況だと思います。

以上です。

○議長（倉田　明君）　はい、今の資料の件について答弁ありますか。

はい、ちょっとここで休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時３３分

再開　午前１１時５１分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　お手元に資料を差し上げておりますけれども、浜口議員からご指摘いただきまして、本当に申し訳ございませんでした。

一応、会社のほうの現在事項税務証明書ということで、称号が苓北観光汽船株式会社、本店が熊本県天草郡苓北町富岡２７１１番地４７です。会社の設立の年月日が２５年９月４日ということで、目的の事業については、１番から１０番までということです。それから、発行可能株式総数が５００株、発行済み株式の総数が２２０株、資本金の額が２２０万円です。役員につきましては６名で、株主は、先ほど申し上げました１１名という形で役員の名前はここに書いてあるとおりでございます。

それから、航路の損益計算書をお手元にＡ３の紙で差し上げておりますけれども、一応上のほうが収入という形になりますけれども、旅客運賃と小荷物運賃が船にかかるもので、それから、待合所の委託料、それから雑入が長崎市の補助金と消費税の還付金という形でこれだけを計上しております。４，２８１万１，０００円ということで、あと費

用のほうが下に書いてありますけれども、運行費用としまして旅客費と、ここはもう船に関わるものですけども、保険料とかそういうものでございます。それから、燃料費を９０円でみております。２，１８４万円。あと茂木港のほうの代理店手数料という形で３６０万円です。それから、船費ですけれども、船費につきましては、船員を４人雇われるということで１，２６８万４，０００円です。あとは船費にかかる費用を計上されております。それから営業費用は保険料ですね。それから税金、あと利子、それから減価償却費として７５０万円、船舶が一応６５０万円という形であげております。あと店費の中で従業員を１人雇われるということで４５０万円ということで、合計の費用計が５，９１９万１，０００円ということで、差し引きで１，６３８万円の損失という形で損益計算書を出されております。

○議長（倉田　明君）　はい、今先ほどご指摘の浜口議員の部分について、執行部から提案に対する応答がありましたが、浜口君。

○２番（浜口雅英君）　この収支計算書は、いわゆる役場関係の、行政関係のですね、単年収支予定表のような感じで、まず企業もこういう形でされているのかなという気がしました。町は、これまでの議会の中で単年収支よりも公会計にして、企業並みの会計をしたほうが将来的に、あるいはこれまでの状況、あるいは将来的な予測も取りやすいんではないかということがあって、町はそのための準備を進めておられるというふうに思います。にもかかわらず、見やすいといえば見やすいわけですが、いろんな資産、例えば、購入した船の資産はどこに入るんだとか、そういう部分をですね、やっぱりした感じて、そういうものを表されたような企業で、１つの企業ですので、やっぱりそういう計算書が営業予定表とかですね、出てくるというふうに思っておりましたけれども、これはもう行政がつくる、これまでもうちょっと別の会計の表し方はないのかということを議会の中でも指摘されていますけども、そこら辺が全然反映されていないということですね。

それともう１つは、まず最初に、こういう資料を最初から配らっせばですね、もうちょっと自分たちも勉強の仕方があったというふうに思いますので、資料もできるだけ出してくださいというのは、これまでの議会の中でも再三再四言われている部分がありますので、今日ここでやりとりがあったもんなていうて、そこんげんドアば開けたあとはもう忘れるじゃなくて、やっぱりそういうことはちゃんとメモしていただいて、議会に望むときには、そういうある資料は、まあ出しにくい分は除きますが、出される分はですね、じゃんじゃん出して、その中でやっぱり議論をしたほうが議論も深まると思いますので、今後の対応は重ねてお願いしておきます。

それから、この安田汽船の場合と比較した場合ですが、言うならば、購入費以外に運営補助を出していかれるというふうに思いますのでお尋ねしますが、安田汽船もこうい

うこの例えば６５０万円が船舶の１０年償還の償還額だろうと思うわけですが、こういうことも安田汽船の場合にも入っとったわけですか。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　安田汽船の場合も傭船費として６５０万円金額が出ております。

○議長（倉田　明君）　浜口君。

○２番（浜口雅英君）　私は金額の６５０万円ということじゃなくてですね、この項目、科目として船舶の返済分とか、そういうものがこの収支の中にあがってきていたのかどうかということです。安田汽船のときには、単なる営業にかかわる部分だけですね、人件費とか、燃料代とか、そういったものとお客さんのほうから入った収入の差額が千七、八百万ですか、約２，０００万円ぐらいずっと出とったと思いますけど、なったのか。それとも、今回はそういう先ほどちょっと触れましたけれども、こういう形で船の借金が、購入代金がこういう形でずっと出てくると。それでこれが要するに、結局補てんするわけですね、町でですね。ということは、最終的には１億円も単に３，０００万円の補助じゃなくて、１億円の補助になってくるんではないんですかということをさっきちょっと触れたわけです。だけん、安田汽船の場合もそういう形で船舶にかかる返済額とか何とかもこの支出として認めていたのかどうかということです。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　安田汽船の場合も、一応様式自体はもうこの安田汽船と同じ様式で収益計算書は作成しておりますので、安田汽船の場合も船舶における金額というのは出ております。

○議長（倉田　明君）　浜口君の質問事項も整理不足であるため許可します。どうぞあと１回ぐらい言うてください。

○２番（浜口雅英君）　私がお尋ねしたのは、様式とか何とかじゃなくてですね、そういう内容だったのかということをお尋ねしております。それで最後ですので終わりますが、こういうことなれば、結果的には１億円を町が支出したと、船代として支出したということになるわけですね。やっぱりそれは最初から今度は３，０００万円の補助じゃなくて、もう１億円の補助ということですればよかですたい。町が買うてやりますて。結果的にそういうことになるわけですのでね。多分安田汽船の場合は、私は見せていただいておりませんのでわかりませんが、そういう船舶代のその例えば富岡、茂木のかわとった船の借金の分は、この中にはあがってこなかったんではないかというふうに思っています。これはもう想像ですので、推定ですので、できませんが、この事業計画については、行政のいう単年の収支ということじゃなくて、やはり今後はそういう営業者としての当然収支予定は立てておられるというふうに思いますので、税理士さんあたりを

お願いしてですね。ぜひそういうものも今後出していただけるようにしてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（倉田　明君）　はい、今の浜口議員の質疑に対して答弁はありますか。はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　一応この損益計算書につきましては、今安田汽船の場合は船舶については傭船費という形で同じような金額が出されております。そういうふうな形で、この減価償却自体もここの中に入れ込んでおりますけれども、逆に私たちとしては収入のほうをあげてることによって補助金のほうを減らせる努力をしていきたいというふうな気持ちでおります。

○議長（倉田　明君）　ここで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時０２分

再開　午後１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

はい、錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　１８ページの先ほど配付された資料についてちょっとお伺いをいたします。これは先ほどの説明で減価償却のこの項目で、何か返済金みたいな感じで言われておりましたけれども、これは商法で言う減価償却のこととして理解してよろしいんでしょうか。

それと、この差し引きの当期のほうに純損失が出てますけれども、これも一応安田汽船と同じような形で負担をするということの考えたになるわけですかね。

それとこの減価償却費ですけれども、これはいわゆる何て言うんですかね、償却は定額法で行われているものだと思っておりますけれども、そうなんでしょうか。

それと、船の耐用年数は何年でしょうか。

それともう１つ、いわゆる船の検査、船検費と言うですかね、これは大体何年に１回で、どのくらいかかるものか教えていただければと思います。

それと、これは何人乗りの、客は何名乗れる船かどうかということをお尋ねします。

それと、別に１６ページの弁償金というのがございますけれども、これはプログラムの前ミスがあった分のちょっと聞きそびれたっですけれども、それの分であるならば、これの算定された基礎になるその数字等を教えていただければと思います。

それと、４３ページの今後二の丸館跡に建設を予定されておりますけれども、この財源の区分は大体どういうふうな形で予定されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（倉田　明君）　はい、総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　先に１６ページの分をよろしいですかね。弁償金ということで、課税誤りの責任というか、その分かかった費用の分は補てんしてもらうということで、税務のほうが時間外、５月分、６月分、それから対象者の人に出す手紙の宛名の部分ですね、とか郵便の切手代、それからガソリン代、コピー代等合わせて４５万円ということで計算をしております。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　先ほどの減価償却につきましては、そのような形で取り扱っております。

それで、定員につきましては５７名です。

補てんにつきましては、今ここに１，６３８万円あげておりますけれども、今のところこのこれを損失補てんという形で考えております。

あと年数につきましては、１０年という形で捉えております。すみません。

あと今のは償却年数という形ではそういうになっております。耐用年数はちょっとすみません、申し訳ございません。あとで確認しておきます。すみません。

あと点検ですけれども、３年に１回という形で聞いております。（「幾らですか」と呼ぶ者あり）費用は今回新船ですので、額自体は１００万円ぐらいという形でちょっと聞いておりますけれども。

○議長（倉田　明君）　はい、錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　償却は定率か定額かでいうと。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　定額です。

○議長（倉田　明君）　はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　４３ページの設計業務委託料の財源区分ですけれども、歳入のほうで説明がありました、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業の分を９６０万円です。本体、はい、わかりました。なお、本体につきましては、県の補助担当課のお知恵もいただきまして、歴史資料館の機能を備えた観光交流センターとして位置づけをし、都市再生整備計画事業として取り組む計画にしております。

なお、本体につきましては、この都市再生整備計画事業の補助率が４０％でございますので、今回の経済対策で残りの部分について財源措置が充てられた場合に本体の建設を施工するという形で今計画をしておるところでございます。

○議長（倉田　明君）　はい、錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　この１６ページの弁償金のことですけれども、これはいわゆるかかった実費というような考え方のようでございますけれども、これに対する何ですか

ね、やはり町当局に対しては、金額ではちょっと表しにくい面もあるかと思いますけれども、やはり何ていうですかね、住民にも多大な迷惑をかけたことでもあるし、そこに対する慰謝料みたいなとは考えられなかったかどうかということです。

○議長（倉田　明君）　総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　一応、実費ということでお話をさせていただきました。

それと慰謝料という考え方ですけども、全面的に１００％責任の問題があったかというところが微妙なんですけども、テストの段階では異常がなかったということで、本番のときに最終的な判断をうちの税務住民課のほうもちょっと怠っていたということもありますので、その慰謝料にという点までは波及は言及しておりません。

○議長（倉田　明君）　錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　そのテストのときはよかったという、それはもう間違いじゃなかっですか。テストのときに見つからなかったということだけじゃなかですかね。テストのときはよかったじゃなくて、やはりですね、こういうふうなプログラムは、向こうはプロでして何億、相当な多額な金を投資するわけですので、相当なチェックをした上で、一応何か渡すというような形になると思いますけれども、やはりテストのときはよかったというよりも、テストのときには見つからなかったというのが正しか答えじゃなかっかなという気がするですけども。テストのときよければ、あとの運用でもいいはずですけどですね。

○議長（倉田　明君）　はい、税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　うちの電算が２つありまして、本番機とテスト機ということで、いきなり本番機にプログラムを入れて動かしてしまうと他のシステムにも影響が及ぼす場合がありますので、同じ機械ですけども、まずテスト機の機械でプログラムを入れ直して、新たにですね、変わった部分を入れ直して、テストしたところ、正常に計算をしたということで、本番機に同じプログラムを、大きく７つ改正点があったんですけど、そこの同じプログラムを入れるときに、本番機にですね、７つあるうちの１つをミスで入れ忘れとったというところのミスでございます。

○議長（倉田　明君）　何か意思の疎通というか、あれが通らんですね。錦戸俊春君、もう１回きちっと質疑して、またきちっと答えてください。再度。

○７番（錦戸俊春君）　それはテストの当然入れられるならばそれをそのままそっくり移されるわけでしょうから、そうですね、そういうことでしょう。そすと、やはりそれは業者がされるならば、当然業者の責任というような形になってくるんじゃないんですかね。それでやはり、そこでやはり町当局も相当な、多大なる被害を受けたし、やはり住民にも相当な被害を受けたわけですので、やはり相当なと、今さらちょっと言葉が過ぎるかもしれませんけれども、やはりそこら辺はもう少し考えてもらってもよかったん

じゃないかなという気が私はしますけれども。そこは完全なやはり業者のプログラムをそのテスト機から移されたときのミスじゃなかったかなという気が私はしますけども。まあこれで終わります。

○議長（倉田　明君）　もう１回、税務住民課長、もう１回再度、はい、お願いします。

○税務住民課長（荒木広之君）　只今申しましたように、テスト機で７つのプログラムの入れ替えを行いまして、テストで流してチェックをしたところＯＫだったもんですから、同じようなシステム改修点７点ですね、を本番機に入れまして、しなければいけないところを７つの内の６つまでは確認して入れてたんですけど、最後の１つが入れてなかったというところで、その扶養の控除を拾う分がですね、人数を拾う分がちょっと入力ミスがあったというところで、そこは業者さんが、委託業者がプログラムの入れ替えをするわけなんですけど、それで課税をして発送したというところで、町としてもですね、１回そのテスト機で確認していますので、それで大丈夫というところで流しとったわけですけども、そこのところが納税通知を発送した時点で責任が生じますけども、その後ですね、確認する機会もあったんじゃないかというところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　テスト機のとき確認されて、そして本機のほうに移されるときは、もうそのままプログラムをそのまま移されるわけでしょう。またそこで新しく入力されるわけですか。そしたら、そういうふうな入力、また新たにされるならば、それはもう１回本機のほうで、もう１回チェックをかけんとですよ、これ以後そういうふうなことはまた生じてくるですよ、それは。そのこのシステムに限らずですね。テスト機で入れてそのまま、プログラムをそのままソフトで移すならば、そのミスはないと思いますけれども、それをそのまま、また１から、１からというのはおかしか、まあ１からかどうか知りませんけれども、また手入力するならば、必ずミスというのは出てくると思うとですよ、ここで。ほかの、この今回に限らず、ほかのパソコンにおいてもですね。それはもうそこら辺はそのまんまその何ていうんですかね、手入力せんでも移されるような方法というのはないんですかね。そのままのそのソフトをそのままそっくりパソコンで流してやったら、そっちに入っていくわけでしょう。そういうふうなシステムというのはできないわけですかね、これだけの大きなパソコンになってくれば。

○議長（倉田　明君）　はい、税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君）　一応まあそういうところでヒューマンエラーといいますか、人為的なミスだったわけですけども、今後はですね、複数体制でチェックをしていただくというふうな改善方針もいただいていますので、そこのところはお願いしながら、我々もまた確認を再度行いながら行っていきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、そういうことでですね、二度とないように１つ配慮等を

お願いいたしたいと思います。

錦戸俊春君、この今の件はいいですか、答弁は。他に、はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　またこの資料の件なんですけども、先ほど差し引きの純損失ですね。１，６３８万円、これを今後毎年やっぱり町は補てんしていかれる予定なんでしょうかですね、その辺もう１回確認します。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今ここに出しているのは、損失という形で収益と収入の部分と支出の部分の差し引きで出しているわけですけれども、私たちとしては、先ほど言いましたように、収入のほうの旅客運賃が伸びることによって補助額は減っていくというような考えでおりますので、そちらのほうにも力を入れながら、なるべく補助金のほうを落とすような形で努力はしていきたいというような形で思っております。

○議長（倉田　明君）　はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　私たちもいきなりこの資料を見せられて、あまりにもこの純損失というのが多き過ぎてですね、これをわかっててなかなか町民に対する説明も難しいなという気がしたんですけども、これはもう当然船も、もう造船にはいっとられるわけでしょうから、企業努力をしていただいてですね、町のこの損失補てんというのを極力少ない金額に抑えていただくような、当然、企業のほうもその企業努力をしていただいて、あまりにも大きいなというのがもう率直な印象なんで、この辺をとにかく少なくという努力をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（倉田　明君）　はい、町長。

○町長（田嶋章二君）　野﨑議員のご意見は最もだと思いますが、今までもこのぐらいは出していたんです、これ以上。今までお気づきにならなかったのかということもあります。ただし、今おっしゃったように、新会社にはですね、もっと努力をしていただいて、この損失補てんが少なくなるように努力して、なぜ、我々もこれで新会社を歓迎したかというと、同じ損失額を出すんであれば、苓北町の町民に給料が行く、苓北町にも少なからず税金が入ってくる。まあその上に今度は旅客がですね、伸びれば損失補てん額も減っていくと。これはいろんな要因があるかもしれませんが、そのようになるように、我々も後方支援をしていきたいと考えているところでございますので、今までよりは大分よくなっているというふうに私は解釈をしております。

○議長（倉田　明君）　はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　私は、同じように補てんするんじゃなくて、今町長もおっしゃいましたけども、とにかく企業努力をしていただいて、今までよりも少ない補てん額で新たな会社を立ち上げてやるんだという、町民に対するその説得といいますか、説明ができるような、同じように補てんしますじゃ、やっぱり町民に対してはちょっと納得い

かないんじゃないかなという気がします。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　この流れにつきましても、ずっとお話をしてきましたけれども、フェリーのときから高速船に、フェリーのとき、あまり維持費がかかるということで、フェリーのときは３，０００万円超えていました。それから高速船に変わりまして、基準額としましては１，４３２万円出していたんですけれども、補てん額を。それから、油の補てんが４００万円近く出ておりますので、今回は油はもう当初から９０円でみておりますので、その分も今までと比べたら減ってきますので、安田産業汽船の場合がもう１，８００万円から１，９００万円、多いときに２，０００万円出しておりました。高速。それに比べると低くなってきておりますので、更に先ほどから言いますように、事業所のほうでも営業努力をしていただくと思いますけども、私たちもなるべく利用促進につきましては協力しながら頑張っていきたいと思っておりますので、それをすることによって補助金の額が減るということと、あと、先ほども言いましたように、それだけの金額を今まで安田産業汽船のほうにお支払をしていたという、長崎の事業所ですけれども、今回の場合は、苓北町の事業所ということもございまして、船員の方も苓北町から４名入れるような形にしておりますし、従業員の方も１人苓北町から雇用もされておりますので、そういうところを見ていただければ説明は十分できるんじゃないかと思っております。

○議長（倉田　明君）　はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　今、従業員さんの船員が４名採用、そしてまた別に従業員さんを１名採用ということでなっておりますけども、船員さんの場合が１人当たり、年間３１７万１，０００円、他のもう１人の従業員の給料が４５０万円となっておりますけども、当然、船員の方よりもこれ給料がもう１人の方の給料高いわけなんですけども、これどういった人材を雇用の予定なんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　ここの４人の場合、なるべく若い人を雇用するということで、平均２名の方は給与自体がやはり船員の給料よりもちょっと落ちるという形で出されていると思いますけれども、実質、この平均で３１７万１，０００円ですので、お２人の方はもう４００何万円ということで、あと２人の方がもう少し安くなるんじゃないかということです。このあと従業員は一応事業所のほうで、あそこの中で事務から全て行う方を入れる、入っていただくというような形になると思います。

○議長（倉田　明君）　はい、他にありませんか。はい、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　同じくですね、広告宣伝費が１５５万５，０００円組んでありますけれども、町と一体となってこう宣伝もしていただかなければならないんですけ

れども、そういった協力体制また、漁協のこの方々の運航が安心して運航できるような補助体制もしていってもらわなければなりませんけれども、そういった取り交わしの文書があったら見せていただきたいと。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　一応、広告宣伝費につきましては、まだちょっとそこまではございませんけども、とりあえず、長崎の補助あたりの項目の中に、この広告宣伝費もございますので、今までちょっと安田産業汽船の事業ベースを見ながら計画を入れましたので、これから先、長崎市も一緒ですけども、天草管内の広告をどのような形で持っていくかというのを進めていきたいと思います。当面、私たちでできる分としましては、ポスターをそれぞれ長崎市とか天草管内に配付して貼っていただいたり、今のところそういうふうな形でしておりますので、今後、時刻表とか、いろいろこうつくったりされると思いますので、そういう部分でまた事業所と詰めながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　同じく、事業費のそうしたら契約とか、そういったことはまだ交わしてないわけですか。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今のところ、１０月いっぱいまで安田産業汽船さんにお願いしておりまして、１１月から海上タクシーをお願いしまして、海上タクシーにつきましては、もうやっているんですけれども、４月からの部分についてはまだ行っておりません。一応まだ船がきておりませんし、船が来た段階で契約のほうを進めさせていただこうと思っております。

○議長（倉田　明君）　はい、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　いよいよ４月には発足して船が動くわけですけれども、その前にこういった町は援助をします、こういったことをしますという、そういったことはまだ、そしたら漁協さんたちはただよう契約をしらしたなと思ったんですが。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　契約という形じゃなくて、補助金という形ですので、一応補助金の実施要綱、町の補助金の実施要綱をつくりまして、その中で今後契約をこの議会が通った後に契約をして進めていきたいと思っております。（「それは契約になっとですか」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　普通はいつも契約を結ぶ場合は、運航契約を今後するわけです。今の場合、苓北観光汽船さんが船を建造されるということで、それを４月１

日から運航されるということです。ですので、補助金につきましては、一応今回補助実施要綱をつくりまして、その中で補助金として支出させていただくという形になります。そのあと運航契約につきましては、その後、結ばせていただきたいというような形で考えております。

○議長（倉田　明君）　はい、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　そういったことでですね、生涯に渡って安心していただけるというような契約がないと、１億円近くかかるその船もつくらしたなと思うわけですけども、いえ、こっちはこういうことをしますという、やっぱり契約書がないとなかなか漁協さんも立ち上がりができなかったんじゃないかと思いますけど。あっとじゃなかっですか。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今の段階では、町内の事業所の方でこの航路を引き継ぐというような形で立ち上がっていただきましたので、町としてもその中にずっと入って、会議の中にもいつもお邪魔をしながら今後の進め方については、一緒になって取り組んでいくというような話はしております。

運航の契約につきましては、先ほど言われましたように、今後詰めていく中で、その安心して運航できるような形での契約あたりは結んでいきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　はい、山本君。

○３番（山本政人君）　今のに関連してですけどね、やはり会社としては、そういう契約があったほうが本当に心強いわけですね。これはもう単年度ですから、これ出たのは。ですから、会社が存続する限り、町としてはこういう支援をしていくんだと、そういう何かがあったがいいと、私は思うんですよね。それはその要望はなかったんですか、その会社がです。私はそうでないと、大変だなというふうに思うんですよ。これ単年度、単年度でこういう補助金あたりもその出てくるところが、ある年にはそれが何か認められなかったというようなことであれば、これ大変なことですから、やはりここまでこの重要な航路、心意気でこうやっていただく、そういう会社のためにも、やはり契約は私は結ぶべきだというふうに思います。ですから、その辺は十分に検討していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（倉田　明君）　はい、町長。

○町長（田嶋章二君）　役場だけが努力するということじゃなくて、お互いの努力の上に成り立つと思いますので、契約か協定か、そのような形でですね、会社とも相談しながらつくらせていただきたいと思います。（「是非そういうことで」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田　明君）　はい、他にありませんか。山下君。

○８番（山下時義君）　私も１点だけお尋ねいたします。

過去にも私はお聞きしたことがあるんですが、ここに長崎市の補助については計上されておりますが、私たちは熊本県民であります。そういうことを踏まえてですね、当然のこととして県にですね、このことについて町長なり、この代表者なりが行って、やっぱりご相談していくというような方法はとれないのか。天草市にも同じような考えのもとにですね、助成についてのことは考えなかったのかですね、その辺についてお尋ねします。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　ここの収支の損益計算書の中で長崎市の補助というのは入れておりますが、長崎市の場合は、事業所に直接補助という形で今行われております。熊本県の場合は、町に対して補助をいただいております。限度額が５００万円で、３分の１ということですので、そこで１，６００万円の損失があった場合は、５００万円は熊本県からも補助はいただけるということで、実際こう町が出すとなると１，１００万円ぐらいという形になるわけです。（「天草市は前に説明したじゃろ」と呼ぶ者あり）天草市はございません。天草市からの補助はございません。

○議長（倉田　明君）　いいですか。はい、大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　別の件でちょっと１点お尋ねします。４２ページの学校管理費の中学校閉校記念事業補助金３０万円、これは今年度分、１校１０万円だと思うんですけど、これ閉校するまでのいろんな事業の補助なのかどうか。今年度分か、来年度はまたあるのか。その辺をちょっと。

○議長（倉田　明君）　教育課長。

○教育課長（山崎秀典君）　今回、補正でお願いしておりますものは、今年度分の１０万円掛ける３校分でございます。次年度分につきましては、また新年度予算の中でご提案をさせていただきたいと思っております。今現時点での考え方では、各校予算の範囲内ということで、５０万円を限度とした形で閉校事業の補助金を交付したいということで計画をしているところでございます。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　２点お尋ねします。各項目で職員手当のことが述べてありますが、この補正予算の数字そのものではなくて、１つの考え方としてお尋ねをしたいと思います。今年の７月から来年の３月までに東日本大震災復興財源に協力するというような意味で全国的に国家公務員にあわせて、地方公務員も給料の減額をするというふうなことをされて、苓北町もその条例可決をされて、今現在執行をされておりますけども、その後の報道によりますと、その職員給与を減額しないで従来どおりの報酬を、給料を払ってきとるというふうな報道もございます。そういったときに、そういった自治体に対して、何か国のほうからペナルティがあっているのかどうか。そしてその給料は減額

したけども、１２月の賞与分は減額なしと、従来どおりの支払いというふうな自治体も結構ございます。それでそういったこともこの２つを合わせて、両方ともどういったペナルティがあっているのか、そこの辺のお知らせをお願いしたいと思います。

それから、先ほどの１８ページの件ですけど、これは今船舶代の補助のことがこの補正予算で計上されておりますけども、この船舶代の支払いの期日はいつになっているんでしょうか。

それから、旅客を伸ばす努力をするというふうなことが強く言われておりますけども、これは今始まったことではなくて、安田産業汽船がしているときから、そしてまた、町が高速船を、フェリーを所有しまして運航してきました。その間もずっと需要を伸ばすようなことをしなければならないというふうなことで議会側からもありましたし、町の答弁もそういうことがありました。これはもう現実的に非常に厳しいということ分かりますけども、熊本県内の航路、あるいはまた他県の離島航路等も見てみますと、何とか続けていきたいけどもどうしてももうこれ以上は続けられないというふうな航路もいっぱいございます。ですが、１つの機会で、今度また新たにこう形態を変えてこの富岡、茂木航路の存続をしていこうというふうなこの予算ですけども、やはりもう少しやっぱりこう原点に返って考える時間もやっぱしもう少しいるんじゃなかろうかなと、私思うわけですよ。ですから、その支払いの期限がまずいつ設定をされているのか。その点をお尋ねしたいと思います。と言いますのは、今先ほども山本議員からもそのお尋ねがありましたけれども、その協定書か覚書かわかりませんけども、そういったものがやはり存在しないと、これだけの町の予算を議決をするのには、私たちも非常にこうして勇気がいるというか、もうそこまで踏込めないというか、そういった気もしますのでね、そこら辺をあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　基本的なことを申し上げますと、長崎茂木航路は絶やさない。これは町が全額出してでもやらなきゃいけない事業だと思っております。ただし、そこは経費の面もございますし、町民感情もご利用なさる方々等のいろんな考え方があるかと思います。そういった意味でですね、民間の努力をしていただきたいと。先ほどこの苓北の会社に替わるメリットを少し申し上げましたが、安田汽船はですね、もう離島航路に慣れきってしまって、一切の努力が見られませんでした。そういった意味で、今回の苓北観光汽船には、安田汽船にはなかった努力をしていただけるような雰囲気があります。そこと我々との約束事、これは当然この補助金を出す、そして補助金を出して船を確保していただくのであれば、今後どうするかて、まあ協定になるんでしょうね、お互いのやっぱり努力目標、努力事項を書いていかなければならないんで、これはやっぱりしっかりと結んで、そしてその中で１人でも多くの方々に利用していただいた中で損

失補てんがなるだけ少なくなるように、これは町も頑張りますけれど、会社のほうにも頑張っていただきたいと。そして、町民各位にもできましたら外出なさるときには、長崎から行ったほうが早い場合は、わざわざ口之津からきつい思いして車で回っていかれるようなことがないように、できるだけお願いもしていきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　はい、総務課長。

○総務課長（田嶋健一君）　給与賞与の減額についてですけども、当初、説明の中でですね、ラスパイレスが１００に満たないところはもう鼻から減額する必要はないというふうな説明もありましたので、そういうところがしてないという話も聞いております。それから、うちは１００を超えてましたので、１００になるまでのパーセントを下げたんですけども、高かったところも幾らかですね、実施をしなかったという話も聞いておりますけども、それに対するペナルティという件につきましては、まだ情報は得てません。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　先ほどの新建造船の支払い時期でございますけれども、進水が一応２６年２月１３日で、引渡しが３月１３日になっております。それで事業所とそこの船舶会社との契約では、契約時金に９月末日に３，０００万円、それから中間金に２５年１２月末に３，０００万円、それから竣工時金に２６年３月末日で残りの金額をお支払いするというような形になっております。

○議長（倉田　明君）　はい、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　９月末にはもう３，０００万円、１回目の内金を納めてあるわけですたいね。事業所のほうで。そして、２回目の３，０００万円が１２月の末までに納めなければならないというようなことですよね。これはやっぱりこれだけの町を公金を支出をするわけですから、その根拠となるやはりこの覚書とか、協定書、やっぱりそれは具備をして、そして議会から、そして求めがあればこういったことで、これが協定書、あるいはまた覚書の写しですよというふうなことを揃えて議案審議に臨まれるのが筋じゃないかと思うわけですよ。そうでしょう。当事者同士では口頭間ではいろいろそうして打ち合わせもできておっとでしょうけど、大体もう９月末にはもう３，０００万円を事業者のほうで払ってあるということは、この事業をもう実行するというふうなことですよね、これは。ですから、９月から数えましても、もう４分の１、四半期なるわけですよ。ですから、この間の間に十分そういった作業もできられたんじゃなかろうかなと思いますけども。私のお願いしとるほうが無茶ですかね。私はそういった覚書とか、そういったものがあって初めてこれが実行されるなということで、議会も議案審議に望めて、そして存続させなければならない富岡、茂木航路のために、やっぱりそれなりの議決もできると思うとですよ。だから、さっき納期の期限を、支払いの期限を聞い

たのはそういったことです。そして、期限があればそこまで間に合うような形で、それまでに書類を整備をしてもらうと。私は少なくとも今後何年もかかってそうして赤字補てんをしていかなければならない、こういった契約にですよ。こういった予算の支出項目でやっぱり一番最初の出発点がちょっと甘いんじゃないかなと私は思いますけども、どうですか。

○議長（倉田　明君）　はい、企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　私たちのほうの考えとしては、一応運航、４月１日からの運航につきましての契約、その中で取り決め事項を検討していこうという考えでおりました。この建造船につきましては、事業所がそのような形で進められる場合、補助金という形でちょっと考えておりましたので、協定という形までには至っておりませんでした。そこら辺ちょっともう少し整理させていただいて、進めさせていただきたいと思います。

今、錦戸議員からご指摘がございました、協定とか、協定書、覚書については、この議会にかける前には結んでおりませんので、私たちとしては、まあ補助金の実施要綱の中で補助を支出するというふうな考えでおりました。それで運航が４月１日からでございましたので、運航契約の中でそういうふうな契約条項の中でいろいろな取り決め事項を決めていこうというような考えでおりましたので、この段階では、まだしておりませんでしたが、形としては、まあ一緒になってこう進めていくというような形で考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　いやあのね、課長も大変だったと思いますよ。ここまで進めてこられるのにね。ただその４月１日以降からはそういった形になるようにもう結んでいきたいと考えとったというふうなことですけど、問題は、その平成２５年度のこの補正予算で既にあがってきておるわけですよね。ですから、私が先ほどからも申し上げましたように、もう９月の時点では、こういったことがこの事業をこういった方式でやるというふうなことが確定をしておるような感じを受けますのでね、できればその時点でこうしてぴしゃっと、そして結んでいただいて、そして議会に臨んでいただくべきだと、私は思うとですよ。ですから、それには審議を、予算審議をしていく、その議会で平成２６年度から、４月１日からそういった体制でいこうと思とりましたというふうな答弁ですけど、肝心なそしてね、この議会の議案審議のときに、私たち議員から見させていただくと、非常にその議案審議の根幹が不足しているような気がすっとですよ。私たちの議決権もね、そう簡単にはやっぱりこうして行使をしにくいなと思うとですよ。ですから、先ほどこの金額の納期限はいつでしょうかとお尋ねをしたわけです。

○議長（倉田　明君）　しばらく休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時４５分

再開　午後１時５１分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　休憩前に引き続き、本会議を開きます。

先ほど錦戸久幸議員の質疑に対し、ちょっとこう答弁と言いますか、整理がついていない部分がありましたので、改めて企画政策課長のほうから答弁願います。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　只今錦戸議員から協定なり、覚書をというお話がございまして、今回、補正予算に補助金という形で組まさせていただきました。一応予算がつかないとそのあとのことも進めませんので、この予算を通していただいた上でご意見を参考としまして、協定なり、覚書を結ばさせていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　錦戸久幸君、何かありますか。

○１０番（錦戸久幸君）　私も執行部の皆さん方をいじめようとか何とかで発言したわけではございません。やっぱり議会には議会のやっぱりそういった根拠になるものもやっぱり欲しいわけでございますので発言を申し上げましたが、事の事情もようく私なりに理解をしているつもりでございます。ですけども、先ほどのことを申し上げました。これは今後他の課にもいろいろこうして差しさわりがある面もあるかもしれませんけども、今後こういったことが極力ないように、そういったことでお願いしたいと思います。

○議長（倉田　明君）　副町長。

○副町長（松野　茂君）　今、企画課長が申し上げましたように、通常のいろんな確約事につきましては、予算が通った後にしなければ、予算が通ってないのに確約なんて結ぶことができません。それは債務負担行為とか、そういうのを指定管理者でかければ次年度の予算は確約されるわけですが、予算が通ってないのに確約書、じゃあほかのやつもほんなら補助金出しますよと、確約書を書いとっていいのかどうかということもございますので、今企画課長がお答えをいたしましたように、予算が通ったあとに錦戸議員おっしゃるように、確約を結ばさせて、確約協定なりを結ばさせていただきたいと考えております。

○議長（倉田　明君）　はい、錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君）　今説明がありましたけどね、私はこのもう９月末にもう３，０００万円が既にこの事業で支出をしてあるというふうなことも伺いましたので、これは町の公金ではありませんので、１回目はですね。私はそこを勘違いしておりました。そう言われればそうですよ。ただしかし、こういったこともこれは私の勘違いだったかもしれませんけども、そういったことで私も注意していきたいとは思いますが、そうい

ったことでわかりました。そういったことで、ただ私が申し上げたいのは、そういったことで、そこを理解していただければ、もう私もこれでさげます。

○議長（倉田　明君）　はい、そういうことでいろんな意見を参考にですね、して対応いただければと思っております。他に、はい。はい、山本君。

○３番（山本政人君）　私、企画課長に１点お尋ねしたいと思います。今回も国の補助金をもとに元気基金がこう積み立てられておりますよね。この元気交付金ですか、この元気基金、これ元気交付金が基になっていると、そのように思います。このことにつきましては、町長以下皆さん方、執行部の方、そして職員の皆さん方の努力によって事業がなされて、そしてこれは国からこの交付金が来たというふうに理解をいたしております。ですから、もう町長以下、皆さん方の働き次第だと、そういうふうに思っています。ただしかし、これはこの積み立てて２６年度末までやったですか、使ってしまわなければ後は返還しなきゃならん。そのように認識を、説明を受けたと思っておりますが、そこでお尋ねをいたしますが、これ何か町の起債、これを使うには、町の起債がある事業にしか使えない、そのようなことを説明を受けたような気がいたしますが、それはそうなのかどうかということです。そうでなければ、昨日野﨑議員の一般質問の中で、行政通信による事業とか、あるいはやまびこ事業ですね、こういうのがまだ積み残しが大分あるやに答弁があっていました。ですから、そういうこれ制約がなければ、こういう元気基金、これを取り崩してその行政通信とか、やまびこであがってくるというのは、本当に町民の皆さん方の生活に密着した事業だというふうに思うんですね。ですから、これが使えたら一気に解決するんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺ちょっと基金とはこういうもんだとか、そういうのがもう１度教えていただければなというふうに思います。

○議長（倉田　明君）　企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　今回、基金が確定しまして、元気交付金が確定しまして、基金として積みまして、前回、基金の条例を出しましてから今回で約３億円ぐらいの基金、これは２６年度事業という形になります。この先ほど聞かれましたように、やはり使い方について、やはり制約がございます。まず、補助事業については、もう裏には充てられないというような形になります。２６年度の基金についてはですね。あと建設公債、起債事業ですよね。その部分に対しての利用という、使用という制限がございますので、昨日浜口議員からのちょっと質問がございましたけども、実施計画、３年間の実施計画の中にその元気基金を盛り込む分については事業の中に入れ込んでおります。

○議長（倉田　明君）　はい、何か補足ありますか。はい、副町長。

○副町長（松野　茂君）　今、企画政策課長が申し上げましたように、町の単独事業、起債事業には使えます。そういうところで、大きな事業の中で使っていって、後おっし

ゃられましたように、その行政通信とか、そういうのを単独費でなるだけできるような一応配分を考えております。使えるものの前倒し、どうしてもしなきゃいけない道路改良とかございますので、その分には元気交付金を持って行って、小さな部分に単独費を使うというふうな、ちょっと今こう予算の来年度に向かっての今準備をこうしているわけですが、そういう方向性で使わせていただきたいと考えております。

○議長（倉田　明君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　また、昨日の答弁にも私申し上げましたが、２月の中旬までに次回の計画を立てると、振興計画を。それでなるだけ補助がつかないようなやつで、起債でできるやつについては、大物から前倒しで、例えば２８年計画になっとっても前倒しでやらせていただくとか。そういうことの中で、今副町長が申しましたように、細々したことも予算の配分を考えていきたいと思っております。

○議長（倉田　明君）　他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑がないようでございます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１０号、苓北町一般会計補正予算（第５号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１０号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第２１１号　平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（倉田　明君）　日程第１３、議案第２１１号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　それでは、議案第２１１号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２３５万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１２億５，６０９万１，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、一般被保険者の療養費と退職被保険者の高額療養費が不足するために増額補正をお願いするものでございます。

まず、歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、６ページをお開きくだ

さい。款４、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、療養給付費等負担金の１１万２，０００円の増額ですが、不足する一般被保険者の療養費の増額補正３５万１，０００円に定率３２％を掛けて算出しております。

７ページをお願いします。項２、国庫補助金、目１、財政調整交付金３万２，０００円の増額ですが、療養給付費負担金と同様に定率９％を掛けて算出をしております。

８ページをお願いします。款５、療養給付費交付金、項１、療養給付費交付金、目１、療養給付費交付金２００万円の増額につきましては、今回、歳出の部で増額補正をいたします退職被保険者の高額療養費分２００万円を社会保険診療報酬支払基金からの交付金で賄うものでございます。

９ページをお願いします。款７、県支出金、項２、県補助金、目２、財政調整交付金３万２，０００円の増額は、国の財政調整交付金同様に９％相当額でございます。

１０ページをお願いします。款１１、繰入金、項２、基金繰入金、目１、財政調整基金繰入金１７万５，０００円の増額につきましては、一般被保険者の療養費増額補正額から国・県の補助金を差し引いた不足分に基金を取り崩して充てるものでございます。

以上が、歳入補正予算案でございます。

続きまして、１１ページをお願いします。歳出補正でございます。款２、保険給付費、項１、療養諸費、目３、一般被保険者療養費の３５万１，０００円の増額は、一般被保険者療養費不足分でございます。

１２ページをお願いします。項２、高額療養費、目２、退職被保険者等高額療養費２００万円の増額は、退職被保険者の高額療養費が不足するため、増額をお願いするものでございます。

以上が、平成２５年度１２月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１１号、苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１１号は、原案の

とおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　議案第２１２号　平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（倉田　明君）　日程第１４、議案第２１２号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君）　議案第２１２号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，６８７万５，０００円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、４ページをお開きください。歳出です。款１、総務費、項４、地域包括支援センター運営事業費、目１、同じくです。１０万８，０００円の増額は、地域包括支援センターの電話代が不足見込みのため補正をお願いするものです。

５ページをお願いいたします。款６、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金、目１、第１号被保険者保険料還付金、減額１０万８，０００円につきましては、実績見込みによるものでございます。歳出予算の補正額が合わせてゼロとなるために、歳入の補正はございません。

以上が、平成２５年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１２号、苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　議案第２１３号　平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（倉田　明君）　日程第１５、議案第２１３号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２１３号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億８，２２５万円とするものでございます。なお、今回の補正は、人件費によるものでございます。

それでは、歳入補正予算の詳細につきましてご説明いたしますので、まず、６ページをお願いいたします。款の６、繰入金、項の１、一般会計繰入金、目の１、一般会計繰入金８５万６，０００円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、７ページをお願いいたします。款の１、水道費、項の１、水道管理費、目の１、一般管理費、先ほど申しましたとおり、一般会計同様、節の２、給料、節の３、職員手当等、節の４、共済費、そして節の１９、負担金補助及び交付金、一般会計同様のものでございます。

次に、８ページをお願いいたします。款の２、公債費、項の１、公債費、目の２、利子につきましては、財源区分の変更ということで、一般財源を落としまして、その他の特定財源で繰り入れるというふうなことでございます。

以上が、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１３号、平成２５年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第２１４号　平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（倉田　明君）　日程第１６、議案第２１４号、平成２５年度苓北町下水道特別

会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２１４号、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５５万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億２，３２１万５，０００円とするものでございます。

それでは、補正予算の詳細につきましてご説明いたします。６ページをお願いいたします。歳入でございます。款の１、分担金及び負担金、項の１、分担金、目の１、分担金５５万円の増額でございます。現在の見込みで５件分ほど接続が見込まれますので、その分を計上いたしました。

次に、７ページをお願いいたします。歳出になります。款の１、公共下水道事業費、項の１、下水道管理費、目の１、一般管理費、この内で節の３、職員手当、節の４、共済費につきましては、人件費によるものでございます。節の８、報償費１１万３，０００円増額でございますが、先ほど歳入のときに申し上げましたが、接続見込まれますので、その分の受益者分担金の前払い奨励金というふうな形で５件分をこれで計上したところでございます。節の１１、需用費２５６万３，０００円の減額でございますが、これはこれまでの実績により減額をするものでございます。節の１３、委託料３００万円の増額であります。これは下水道マンホールにおきまして硫化水素が原因する腐食が見られていますので、その腐食度、体力度を調査するとともに、その内容によって修繕工事等が発生する場合の工事の工法等につきまして提案をお願いするための調査委託料でございます。なお、この調査区間につきましては、上津深江幹線で上津深江橋から更生園入り口までのところの分としております。

以上が、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１４号、平成２５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１４号は、原案の

とおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第２１５号　平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（倉田　明君）　日程第１７、議案第２１５号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（大田勝彦君）　議案第２１５号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３６３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を４，７３５万１，０００円とするものでございます。なお、今回の補正は、人件費によるものでございます。

６ページをお開きください。款の４、繰入金、項の１、一般会計繰入金、目の１、一般会計繰入金３６３万円を減額するものでございます。

７ページをお願いいたします。歳出でございます。款の１、特定地域生活排水処理事業費、項の１、特定地域生活排水処理管理費、目の１、一般管理費、これにつきましては３６３万円を減額するものでございまして、人件費に伴うものでございます。

以上が、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）（案）でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１５号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第２１６号　請負契約〔苓北町温泉センター大規模改修工事〕の締結について

○議長（倉田　明君）　日程第１８、議案第２１６号、請負契約〔苓北町温泉センター

大規模改修工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　議案第２１６号、請負契約〔苓北町温泉センター大規模改修工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成２５年１２月１２日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、１、工事名、苓北町温泉センター大規模改修工事、２、契約の方法、指名競争入札、３、契約の金額、８，０６９万２，５００円、４、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐１２３番地１、株式会社カネマツ、代表取締役、岩下　忠。

提案理由。地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、契約の締結について議会の議決を必要とするためでございます。

今回の改修についてちょっと説明いたします。図面を付けておりますけども、屋根の改修、ドーム型の部分を平屋根に改修いたします。給湯設備につきまして、ボイラー２基を交換いたします。大浴槽の防水処理を行います。浴室内の壁面の清掃、補修を行います。外壁の清掃、補修を行います。照明器具の改修を行います。これは必要な部分だけの改修になります。空調機器の取替え、１２台の空調機器を取替えいたします。それとポンプ類の更新をいたします。

以上のが今回の工事でございます。

次のページに図面がありますけれども、１枚目が北側、これは北側ですので、グランド側から見たときの正面の立面です。下が改修前、上が改修後になります。次は、東側ですから、温泉プールのほうから見たときの立面図になります。３枚目ですけども、浴室内の天井の水滴の構造がどうなっているかということでありましたので、水滴を落ちるのを、落下するのをゼロにはできませんけども、勾配の天井にしまして、両脇に水滴が流れて、極力落ちないような構造にしております。次のページのちょっとオレンジ色で囲んでいるのがポンプ類等の更新するところの場所でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

すみません、今回の工期は、平成２６年３月２０日までとなっております。

今回の開札調書をお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います。入札指名が６社ですね。そして落札額が書いてまして、工期が２６年３月２０日ということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、浜口君。

○２番（浜口雅英君）　資料に示されております開札調書の中で、６社の内３社が入札

辞退をされております。それぞれ会社の事情があってということと思いますが、もしその理由がですね、わかればどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　辞退届にはですね、都合によりというふうな状況で報告を受けております。多分内部の事情があったんじゃないかと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、他にありませんか。はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　図面のですね、３枚目ですかね、水というか、水滴の流れの図面があるんですけども、これは屋根からこのまま壁伝いに水滴が落ちていくという予定なんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　屋根というか、天井からです。天井から両脇にいきますと、グランド側と入口側に勾配がついています。そこから流れていって、そこから落ちて、赤線で止まっていますけど、そこに水受けがあって、そこから樋を通して外に流すという構造になっています。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　設計者のほうに確認いたしましてですね、そこから、その部分から雨樋を伝って外にでるという構図になっております。

○議長（倉田　明君）　いいですか。はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　その天井部分からこの雨樋までは何もその受けというか、流れるあれはなくて、そのまま壁伝いにきたのを下で樋で受けるという形ですか。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　極力こちら両脇に落ちていって、そこに受けがあって、それを雨樋にもって外に出すという構造になっているということです。

○議長（倉田　明君）　はい、野﨑君。

○６番（野﨑幸洋君）　素人なんでわかりませんけど、その壁伝えで今後、例えばその水滴のずっと集まるわけですから、やっぱり腐食とか、まあカビとか、そういった懸念というか、心配はないんでしょうか。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　腐食、カビについてはですね、確認をしておりませんでしたけれど、ガルバニウムという何か合金があるんですかね、腐食しにくい合金で、それをつかっているということになりましたので、そのまま伝って、受けがあるんでしょうけども、そこから樋を通して外に出ていくということで一応確認はしております。

○議長（倉田　明君）　はい、神﨑君。

○１１番（神﨑公顕君）　天井の材料のどういうのを使ってあるのかと、屋根はどんな

ものを使ってるのか、それを教えてください。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　屋根材については、ガルバニウム合金という金属のちょうど役場のとちょっと似たような構造になっています。一緒かどうかはわかりませんけども、はい。天井も同じような合金です。金属です。

○議長（倉田　明君）　はい、大仁田君。

○４番（大仁田藤男君）　今、屋根がですね、夜は光るわけですけど、そういったことはもうないわけですか、普通の屋根になるわけですね。どうですか、その辺は。１つの名物になっていると思うんですが。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　光るということですか。あのですね、低くなるということですか。（「宇宙船みたいにこう見えるたい」「遠くからみたときに、そういう構造になるのか、普通かどうか」と呼ぶ者あり）普通の屋根です。すみません。

○議長（倉田　明君）　はい、他にありませんか。はい、錦戸俊春君。

○７番（錦戸俊春君）　これはそすると、この工期までいろいろ休館をどうするかとか、いろいろ論議されていましたけれども、そこら辺はどうなっているかということと。それとパス券ですかね、買われておった分については、どういうふうな形でされたのか、決定をされたのかどうか。それと福祉センターのほうの利用の関係を何かちょっと前説明されとったですけど、そこら辺の関係はどうなっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、商工観光課長。

○商工観光課長（田尻幹雄君）　工期はですね、先ほど３月２０日と申しました。休館期間はですね、１月の１５日から３月３１日までを考えております。パス券についてはですね、今、商工会と協議中でございますけども、一応原則休館期間を延ばすという形にしております。で、ただパス券の場合の、共通パス券ということで、温泉とプールとのがあるんですね。プールは閉館いたしませんので、プールの分に関しては温泉の分を按分して分けて、その期間を返還という形をとらせていこうということで今協議中でございます。それともう１件、福祉センターのほうはですね、今、協議に行っておりまして、閉館になりますから、あそこは福祉センターが祝日、日曜休みになっておりますから、そこを開館してもらえませんでしょうかということで、一応指定管理者のほうにお願いに行きました。なるべくその方向で検討したいということで返事はきましたけど、まだ回答は返ってきておりませんけど、そちらの方向で利用させてもらえるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（倉田　明君）　いいですか。他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　他に質疑はないようです。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１６号、請負契約〔苓北町温泉センター大規模改修工事〕の締結についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１６号、請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第２１７号　苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第１９、議案第２１７号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山﨑敬一君）　議案につきましては、本日お配りしております議案でございます。まずは、議案提出が遅れましたことをお詫びを申し上げます。

それでは、説明申し上げます。議案第２１７号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１３日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３１日に公布されたことに伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

今回の条例改正の目的は、国税及び地方税に対する延滞金の割合が見直されたことに伴い、後期高齢者医療の保険料にかかる延滞金の割合を引き下げるために改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、議案第２０７号で提案されました介護保険条例の改正と同様の延滞金についての内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次のページの条例（案）の下のほう、附則部分についてでございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第３条の改正規定は平成２６年１月１日から施行する。２、改正後の附則第３条の規定は、延滞金の内、平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前

の例によるとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１７号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２０　議案第２１８号　苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２０、議案第２１８号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　それでは、議案第２１８号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町町営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１３日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３１日に公布されたことに伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）、苓北町町営住宅管理条例（平成９年苓北町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

今回の主な改正事項は、国税及び地方税の延滞金の割合が見直されたことに伴い、苓北町町営住宅使用料にかかる延滞金の割合を引き下げるために行う改正でございます。改正の内容につきましては、介護保険料の延滞金の改正と同様でございますので、説明を省かせていただきます。

恐れ入りますが、条文の本文をお願いいたします。下段から附則となっております。第

１項は、施行期日で、原則として平成２６年１月１日から施行することになっております。第２項は、経過措置を規定したものでございます。

以上が苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１８号、苓北町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１８号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２１　議案第２１９号　苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２１、議案第２１９号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君）　議案第２１９号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１３日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３１日に公布されたことに伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例（案）、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例（平成１３年苓北町条例第１号）の一部を次のとおり改正する。

今回の主な改正事項は、国税及び地方税の延滞金の割合が見直されたことに伴い、苓北町特定公共賃貸住宅使用料にかかる延滞金の割合を引き下げるために行う改正でございます。

改正の内容につきましては、介護保険料の延滞金の計算と同様でございますので、説明を省かせていただきます。

誠に恐れ入りますが、条例の本文をお願いいたします。下段から附則となっております。第１項は、施行期日で原則として平成２６年１月１日から施行することになっております。第２項は、経過措置を規定したものでございます。

以上が苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２１９号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２１９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　議案第２２０号　税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田　明君）　日程第２２、議案第２２０号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岡田晴喜君）　議案２２０号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について。

税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成２５年１２月１３日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、条文の見直しと地方税法の一部を改正する法律（平成２５年法律第３号）が平成２５年３月３１日に公布されたことに伴い、この条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。平成２５年苓北町条例第５、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和４０年苓北町条例第８号）の一部を次のように

改正する。

条文の見直しにつきましては、新旧対照表で説明しますので、次の次のページをお願いします。税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで、この条文につきましては、わかりづらい面があったということと、他の関連条例との整合がとれていなかったということで、今回、条文を見直しを行ったところでございます。第２条の第２項で、この下線部分ですけれども、右側が改正前です。納額告知書、１通の金額１００円（１００円未満の端数はこれは切り捨てる）につき、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年１４．６％、督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して１０日を経過した日以前の期間については７．３％、この条文を左側の改正後としまして、納期限の翌日から納付の日まで日数に応じて当該未納金額につき、年１４．６％、当該納期限の翌日から１月までを経過するまでの期間については、年７．３％と見直しを行ったところでございます。

また、条文におかえりいただきたいと思いますけれども、中段に、附則に次の１項を加えるということで、延滞金の割合の特例ということで条文を載せております。これは今３つの条例の改正と内容は同じでございますので、省略させていただきます。

下の附則ですけれども、施行期日、１項として、この条例は平成２６年１月１日から施行する。２項に、経過措置を述べさせていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（倉田　明君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　討論なしと認めます。議案第２２０号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２２０号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（倉田　明君）　ここで総務課長から１１月６日開催の第２１回臨時会において審議された議案第２０５号、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル工事化〕への質問に対する答弁において、誤りがあったので訂正の説明をしたいという旨の申し出があっております。

この件について説明を求めます。

○総務課長（田嶋健一君）　今、議長のほうから説明ありましたように、前回のですね、臨時議会の折に、私、神﨑議員の質問にありました、防災行政無線の整備状況についての答弁の中で、平成２６年度以降の未整備箇所を１９ヶ所とお答えしておりましたけれども、正確には２０ヶ所でございました。お手元の資料にありますとおり、１８番のですね、白木尾これがポールの建て替えだけだったんですけども、私がデジタル化も済んだと勘違いしておりまして、１ヶ所訂正をさせていただきます。残り１９ヶ所を残り２０ヶ所に訂正させていただきたいと思います。今、お配りの図面はですね、子局の一覧表が４６局分ですね。右側に整備の年度、２３、２４年度、それから２５年、あと残りの分ですね。で、管内図のほう、Ａ３の用紙をお配りしておりますけども、これに２３年度の緑の部分が２３年度分、それから青の部分が２４年度分、今回、２５年度分が赤、それから黒でしてある分が今から先、未整備の分というふうにご理解をいただければと思います。

○議長（倉田　明君）　はい、先だってこの件につきましては、議員のほうからはっきりといいましょうか、すっきりした図面等を示してくれという申し出もあっておりましたが、１９ヶ所が２０ヶ所だったということの訂正を含めて、改めて文章を出していただきました。皆さんのほうから何か質問ありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　はい、質疑なしと認めます。これで総務課長からの申し出がありました、請負契約〔苓北町防災行政無線施設デジタル化工事〕の説明についてを終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　陳情等文書表について

○議長（倉田　明君）　日程第２２、陳情等文書表についてを議題とします。９月定例会以降、本日までに受理した陳情書等は、先にお配りしておりますとおり、陳情第３２号、国民健康保険財政への国庫割合を増やすことを求める陳情書。

陳情第３３号、介護保険制度の充実を求める陳情書。

陳情第３４号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。

陳情第３５号、介護職員の処遇改善を求める陳情書。

陳情第３６号、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費制度を早期に創設することを求める陳情書。

陳情第３７号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書の６件でございます。

お諮りします。

陳情第３２号から陳情第３７号の６件全てについて議会運営委員会にお諮りし、議会運営に関する申し合わせ等によりまして議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付しております。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２４　閉会中の継続審査調査の件

○議長（倉田　明君）　日程第２４、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第７５条の規定によって、それぞれ閉会中の継続審査調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（倉田　明君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成２５年第２２回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午後２時４８分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員